

(案)

第3次香美市障害者計画

第6期香美市障害福祉計画

第2期香美市障害児福祉計画

令和3年1月

香美市

ごあいさつ

平成 18 年 3 月に、香美市が誕生し、同年 4 月に「障害者自立支援法」が施行されました。これに替わり、平成 25 年には「障害者総合支援法※」が施行され、障害福祉サービスの対象者や支援の拡充等、障害のある方をとりまく状況は大きく変わりました。

また、平成 27 年に「難病法」が、平成 28 年に「障害者差別解消法※」、「改正障害者雇用促進法」、「成年後見制度※利用促進法」及び「改正発達障害者支援法」が施行され、平成 30 年には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法※」が、令和元年には「障害者雇用促進法」が改正されました。

このような障害者施策の大きな変革の時代にあって、障害のある方をとりまく制度改革の方向や法改正の内容に沿い、第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画を策定いたしました。

本計画は、これまでの基本理念「ノーマライゼーション※」とテーマ「完全参加と平等」を継承しつつ、第 3 次障害者計画の基本理念に則り、「障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性を尊重し合う、共生のまち・香美市の実現」をめざし、障害のある方への障害福祉サービス等を総合的かつ計画的に提供していくうえでの指針を定めたものです。

今後は本計画に沿って、各般にわたる施策の充実を図り、市民の皆様とともに障害のある方もない方も共にいきいきと暮らせるまちづくりを推進してまいりますので、より一層のご理解とご支援をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたりまして貴重な御意見を賜りました香美市障害者自立支援協議会委員の皆様、関係団体の方々、パブリックコメント等に御協力いただきました市民の皆様に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

香美市長 法光院 晶一

※のある用語について資料編に用語解説があります。

目次

第1章 総論

第1節 計画策定の基本的な考え方

1-1	計画策定の背景と趣旨	1
1-2	計画の位置づけ等	3
1-3	計画の対象	4
1-4	計画の期間	4
1-5	計画の策定体制	5

第2節 障害のある方等の現状

2-1	障害のある方等の現状	6
2-2	アンケート調査結果の概要	16
2-3	関係団体ヒアリング調査結果の概要	43

第3節 第2次香美市障害者計画の取り組み状況と課題

第4節 計画の重点課題

4-1	日中活動や社会参加の機会の充実	50
4-2	相談支援・情報提供体制の充実	50
4-3	就労支援の充実と障害者雇用・就労の啓発	51
4-4	共生社会実現に向けた障害者理解の促進・啓発	51
4-5	障害のある児童への支援提供体制の充実	52
4-6	地域での支え合いの仕組みづくりの推進	52

第2章 計画の基本的な考え方

第1節	計画の基本理念と将来像	53
第2節	計画の基本目標	54
第3節	計画の施策の体系	55

第3章 第3次香美市障害者計画の内容

基本目標1 お互いが認めあい、支えあう地域社会の実現をめざして

1-1	障害に対する理解や配慮の促進	56
1-2	障害のある方の尊厳の保持	58

基本目標2 こどもの成長に応じた支援の仕組みづくりをめざして

2-1	障害の早期発見・早期療育の推進	59
2-2	年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実と支援が継続する体制づくり	60

基本目標3 生涯を支える健康づくり・医療をめざして

3-1	健康づくりの推進	62
3-2	医療・障害の軽減への支援	63

基本目標4 いきいきと社会参加できるまちをめざして

4-1	社会参加の促進	64
4-2	就労支援の充実	66

基本目標5 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまちをめざして	
5-1 総合的な相談支援体制の充実	67
5-2 情報提供体制やコミュニケーション支援の充実	68
5-3 生活支援の充実	69
5-4 住民参加の促進	69
5-5 住みよさを支える快適な環境の整備	70
5-6 安心・安全な環境の整備	71
第4章 第6期香美市障害福祉計画・第2期香美市障害児福祉計画の内容	
第1節 計画の基本的な考え方	73
第2節 障害福祉サービスの体系	
2-1 障害者総合支援法によるサービス体系	75
2-2 児童福祉法によるサービス体系	76
第3節 令和5年度の目標値（成果目標）の設定	
3-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	77
3-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	79
3-3 地域生活支援拠点等の整備	80
3-4 福祉施設から一般就労への移行等	81
3-5 障害のある児童に対する支援の提供体制の整備等	83
3-6 相談支援体制の充実・強化等	84
3-7 障害者福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	85
第4節 障害福祉サービス等の見込量及び提供体制確保のための方策	
4-1 介護給付・訓練等給付	86
4-2 相談支援事業	89
4-3 自立支援医療	90
4-4 補装具	90
4-5 地域生活支援事業	90
4-6 障害児通所支援	94
4-7 障害児相談支援	96
第5章 計画の進行	
第1節 計画の推進体制	97
第2節 計画の点検・評価	98
資料編	
資料1 香美市障害者自立支援協議会	99
資料2 本計画策定の経緯（スケジュール）	102
資料3 第2次香美市障害者計画 部門別施策評価シート	103
資料4 香美市福祉避難所一覧	105
資料5 第5期高知県障害福祉計画 中央東圏域	106
資料6 用語解説	9

第1章

総論

第1章 総論

第1節 計画策定の基本的な考え方

1-1 計画策定の背景と趣旨

平成18年3月に、旧土佐山田町、旧香北町、旧物部村の3町村が合併し、「香美市」が誕生しました。そして、新しいまちづくりの基本理念である「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」をめざして、それぞれの施策に取り組んできました。

その中で、障害者施策においては、平成30年3月に、障害者基本法※に基づく、障害のある方のための施策に関する基本的な計画である「第3次香美市障害者計画」（平成30年度～令和5年度）を策定すると同時に、障害者自立支援法に定める「第5期香美市障害福祉計画・第1期香美市障害児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を策定し、「障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性を尊重し合う共生のまち・香美市」をめざして、障害者施策の推進及び障害福祉サービス等の充実を図ってきました。

国では、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。この制度では、子ども・高齢の方・障害のある方など、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会※の仕組みを構築することをめざすとしています。

また、平成30年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法※」という。）及び児童福祉法※が改正されました。この制度は、障害のある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢の障害のある方による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害のある児童への支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

なお、地域共生社会をめざす方向性、障害のある方の自立、発達支援を必要とする障害のある児童への的確な対応の観点から、福祉施設や病院から地域生活への移行、移行後の地域生活の継続の支援、就労支援などサービス提供体制の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※など障害のある方の生活を地域全体で支える体制の構築や医療的ケア※が必要な児童や重症心身障害児に対する支援体制の充実、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築などが課題となっています。

本市では、「第5期香美市障害福祉計画」及び「第1期香美市障害児福祉計画」の計画期間の終了を受け、市域における現況や、障害のある方を取りまく制度改革の方向を踏まえつつ、平成30年4月施行の第3次香美市障害者計画ほか市関連計画との調和を図りつつ、「第6期香美市障害福祉計画」及び「第2期香美市障害児福祉計画」を策定しました。

※のある用語について資料編に用語解説があります。

[障害者制度改革の動向]

「障害者基本法」の改正 (H23. 8. 5施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定 ● 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定
「障害者総合支援法」の制定 (H25. 4施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 社会モデルに基づく理念の具体化 ● ケアホームとグループホームの統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者への支援など
「障害者差別解消法」(H25. 6月成立、H28. 4月施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 地方自治体等における差別的取り扱いの禁止 ● 地方自治体等における合意的配慮の不提供の禁止 (民間事業者は努力義務) ● 差別解消に向けた取組に関する要領を策定 (地方自治体は努力義務)
「障害者権利条約※」の批准 (H26. 1月)
<ul style="list-style-type: none"> ● H19年に署名後、基本法改正、差別解消法制定等の国内法制度の整備に取り組んできた
「難病法」(H26. 5月成立、H27. 1月施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 難病※の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大 ● 相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援も充実する
「障害者雇用促進法」の改正 (H25. 6月成立、H28. 4月施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用の分野における障害を理由とする不当な差別的な取扱いを禁止 ● 法定雇用率算定に精神障害者を加える (平成30年4月1日から施行)
「成年後見制度利用促進法」 (H28. 5. 13施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
「発達障害者支援法」の改正 (H28. 5月成立、H28. 8月施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害の定義と発達障害※への理解の促進 ● 発達障害者支援地域協議会の設置
「ニッポン一億総活躍プラン」 (H28. 6. 2閣議決定)
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援 ● 地域共生社会の実現
「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正 (H30. 4月施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 自立生活援助の創設・就労定着支援の創設 ● 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ● 障害児のサービス提供体制の計画的な構築 (障害児福祉計画の策定) ● 医療的ケアを要する障害児に対する支援
「障害者雇用促進法」の改正 (R1. 9. 5成立、R2. 4月全面施行)
<ul style="list-style-type: none"> ● 対象障害者の確認方法の明確化 ● 障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任の義務化 ● 週20時間未満の障害者を雇用する事業主に対する特例給付金の新設 ● 中小事業主 (従業員300人以下) の認定制度の新設

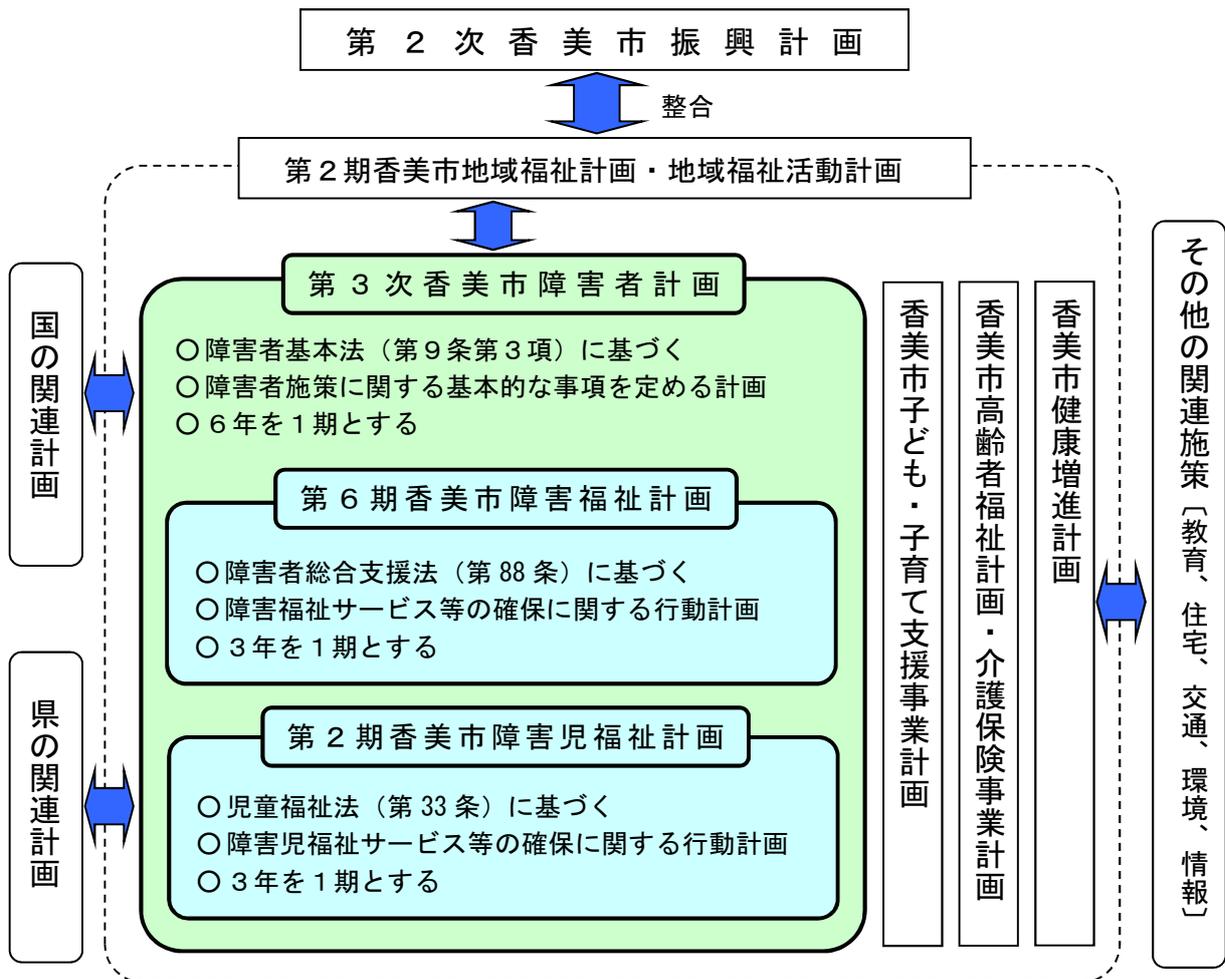
1-2 計画の位置づけ等

「第3次香美市障害者計画」は、障害者基本法第11条に定める「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」であり、いわば障害者施策の総合的な計画として位置づけられ、「第6期香美市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業※の提供体制の確保に関する計画」であり、障害福祉サービスの目標量の設定など、障害者計画の実施計画的な位置づけとなります。

また、児童福祉法において、市町村は基本指針に即して障害児福祉計画を定めるもの（33条の20）とされています。「第2期香美市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法88条に規定する障害福祉計画と一体のものとして作成することができることとなっており、本市では一体的に作成しました。

更に、本計画は平成28年5月13日に施行された、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、成年後見制度の利用の促進に関する市町村計画の一部を包含するものとして策定します。

本計画は、「第2次香美市振興計画」及び「第2期香美市地域福祉計画※・地域福祉活動計画」をもとにして、「香美市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「香美市子ども・子育て支援事業計画」等の保健福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との整合・連携を図りながら推進します。



1-3 計画の対象

障害者基本法第2条において、「障害者」を次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

本計画の対象は、法の規定に基づき、障害者手帳を持っている方だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁※により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある方すべてとして、高次脳機能障害※のある方や難病の方等も含み、本文中では「障害のある方」と表現しています。また、本計画中の「障害のある児童」の「児童」は、児童福祉法第4条に規定されている18歳未満の児童です。

なお、福祉サービスを利用する際には、障害者手帳を所持しているなど要件があります。

1-4 計画の期間

「障害者計画」の計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間とし、障害のある方を取り巻く社会環境に多大な影響を与える社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適時に必要な見直しを行います。

「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」の計画期間は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業等の各種福祉サービスについて、短期・中期的なサービス見込み量を算出する必要があることから平成30年度から令和2年度までの3年間としました。同様に、「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の計画期間は、令和2年度から令和5年度までの3年間とします。

	(年度)											
	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
障害者計画	前計画・第2次 (平成24～29年度)						本計画・第3次 (平成30～令和5年度)					
障害福祉計画	第3期 (平成24～26年度)			第4期 (平成27～29年度)			第5期 (平成30～令和2年)			第6期 (令和3～5年度)		
障害児福祉計画							第1期 (平成30～令和2年)			第2期 (令和3～5年度)		

1-5 計画の策定体制

(1) 「香美市障害者自立支援協議会」の開催

本計画の策定にあたっては、相談支援事業者の代表、福祉サービス事業者の代表、障害者関係の代表、福祉関係団体の代表、保健及び医療関係者の代表、教育機関関係者などを委員とする「香美市障害者自立支援協議会※」において、計画内容に関する審議を行いました。

(2) パブリックコメント等の住民意見

パブリックコメント制度とは、市が策定する施策などの案をより良いものにするために、市民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。本計画においても、案の段階で広く市民の声をお聞きするため、市の広報誌やホームページ、市の福祉事務所窓口において計画案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントを行いました。

(3) 当事者等の意見の反映

「第3次香美市障害者計画」の策定にあたり、平成29年度には香美市内在住の障害者手帳所持者650人、18歳未満の障害者手帳所持者や特別児童扶養手当（1級・2級）対象の児童の保護者120人、香美市内在住の20歳以上の一般市民1,000人に対して「障害者（児）福祉に関するアンケート」調査を実施し、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識や意向などについて把握しました。

併せて、香美市内事業者の中から50社を対象として「障害者雇用に関するアンケート」調査を実施し、障害者雇用（難病者含む）の状況や今後の意向などについて把握しました。

第2節 障害のある方等の現状

2-1 障害のある方等の現状

(1) 人口等について

① 総人口の状況

令和2年10月1日現在、住民基本台帳における本市の人口は人で減少傾向にあります。年齢3階層別の動向をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口すべて減少傾向で推移しています。

■総人口の推移（各年10月1日現在）

（単位：人）

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
0～14歳	2,748	2,673	2,685	2,686	2,667	2,678
15～64歳	13,969	13,690	13,441	13,313	13,132	12,999
65歳以上	10,299	10,336	10,388	10,364	10,295	10,271
合計	27,016	26,699	26,514	26,363	26,094	25,948

② 障害者手帳所持者数と総人口比の状況

令和2年3月31日現在、本市の障害者手帳所持者数は2,193人で年によって増減があるものの概ね減少傾向にあります。総人口に占める障害者手帳所持者数の比率は概ね横ばい傾向となっており、8%台で推移しています。

■障害者手帳所持者数と総人口比の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
①総人口	27,016	26,699	26,548	26,364	26,121	25,959
②障害者手帳所持者	2,225	2,174	2,179	2,173	2,188	2,193
②／①	8.2%	8.1%	8.2%	8.2%	8.4%	8.4%

(2) 障害者手帳所持者について

① 障害者手帳所持者の状況

令和2年3月31日現在、本市では身体障害者手帳※所持者は1,699人、療育手帳※所持者は286人、精神障害者保健福祉手帳※所持者は208人となっており、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあるのに対し、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者ともに近年、増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
身体障害者手帳所持者	1,851	1,776	1,760	1,743	1,729	1,699
療育手帳所持者	238	251	254	260	279	286
精神障害者保健福祉 手帳所持者	136	147	165	170	180	208
合計	2,225	2,174	2,179	2,173	2,188	2,193

② 身体障害者手帳所持者（等級別）の状況

本市の身体障害者手帳所持者は年によって増減があるものの減少傾向にあり、令和2年3月31日現在で1,699人となっており、平成27年に比べ、152人の減少となっています。等級別推移をみると、1級と4級の割合が他と比べ高くなっています。

■身体障害者手帳所持者（等級別）の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
1級	515	492	485	491	490	491
2級	253	246	241	236	237	232
3級	345	328	340	342	329	319
4級	545	533	515	496	490	480
5級	114	102	102	100	100	92
6級	79	75	77	78	83	85
合計	1,851	1,776	1,760	1,743	1,729	1,699

③ 身体障害者手帳所持者（主な障害の種類別）の状況

本市の身体障害者手帳所持者の主な障害の種類別推移をみると、「肢体不自由」は減少傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者（主な障害の種類別）の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
視覚障害	109	101	108	106	107	104
聴覚・平衡機能障害	86	86	86	85	88	90
音声・言語・ そしゃく機能障害	19	17	19	20	21	23
肢体不自由	1,000	937	899	871	855	819
内部障害	637	635	648	661	658	663
合計	1,851	1,776	1,760	1,743	1,729	1,699

④ 身体障害者手帳所持者（年齢別）の状況

本市の身体障害者手帳所持者の年齢別推移をみると、18～64歳の層は減少傾向、18歳未満、65歳以上の高齢者の層は概ね横ばい傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者（年齢別）の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
18歳未満	21	22	21	19	19	19
18～64歳	347	324	310	294	277	272
65歳以上	1,483	1,430	1,429	1,430	1,433	1,408
合計	1,851	1,776	1,760	1,743	1,729	1,699

⑤ 療育手帳所持者（程度別）の状況

本市の療育手帳所持者は増加傾向で推移し、令和2年3月31日現在で286人となっており、平成27年に比べ、48人の増加となっています。

療育手帳所持者の程度別推移をみると、B2（軽度）の増加率が最も大きくなっています。

■療育手帳所持者（程度別）の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
A1（最重度）	39	39	40	42	45	46
A2（重度）	47	48	49	51	52	54
B1（中度）*	84	85	87	88	92	94
B2（軽度）	68	79	78	79	90	92
合計	238	251	254	260	279	286

*旧基準（平成19年改正前）「B」の者は、「B1」に含める。

⑥ 療育手帳所持者（年齢別）の状況

本市の療育手帳所持者の年齢別の推移をみると、18歳未満の層、65歳以上の高齢者が増加傾向にあるのに対して、18～64歳は微増傾向にあります。

■療育手帳所持者（年齢別）の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
18歳未満	24	36	36	34	40	38
18～64歳	182	181	181	184	192	196
65歳以上	32	34	37	42	47	52
合計	238	251	254	260	279	286

⑦ 精神障害者保健福祉手帳所持者（程度別）の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、年々増加傾向となっています。

令和2年3月31日現在で208人となっており、平成27年に比べ、72人の増加となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者（程度別）の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
1級（重度）	9	7	7	9	12	15
2級（中度）	106	120	129	129	140	159
3級（軽度）	21	20	29	32	28	34
合計	136	147	165	170	180	208

⑧ 精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢別）の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別の推移をみると、どの層も年々増加傾向となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢別）の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
18歳未満	0	4	3	4	8	5
18～64歳	107	111	124	121	121	144
65歳以上	21	20	29	45	51	59
合計	136	147	165	170	180	208

(3) 医療について

① 自立支援医療（精神通院受給者）の状況

本市の自立支援医療※（精神通院受給者）の推移をみると、令和2年3月31日現在で472人となっており、平成27年に比べ、51人の増加となっています。

■自立支援医療（精神通院受給者）の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
精神通院受給者数	421	416	430	435	446	472

② 自立支援医療（育成医療、更生医療）の状況

本市の自立支援医療（育成医療、更生医療給付決定件数）の推移をみると、令和2年3月31日現在で167件となっており、平成27年に比べ、5件の減少となっています。

■自立支援医療（育成医療、更生医療給付決定件数）の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
育成医療給付決定件数	16	11	10	3	0	5
更生医療給付決定件数	174	166	169	169	155	167

③ 難病患者数

本市における特定医療受給者証所持者の推移をみると、特定医療受給者証所持者は、令和2年3月31日現在で197人となっており、平成27年に比べ14人減少し、小児慢性特定疾病は令和2年3月31日現在で16人となっており、平成27年に比べ、1人の増加となっています。

■特定医療受給者証所持者の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
特定医療費（指定難病）	211	228	227	181	185	197
小児慢性特定疾病	15	17	14	16	14	16

(4) 保育・教育等について

① 障害児保育の状況

本市の令和2年における、保育所入所障害児童は13人、市内幼稚園在籍障害児童は0人となっており、減少傾向にあります。

■障害児保育における児童数の推移（保育所は各年4月1日、幼稚園は各年5月1日現在）

(単位：人)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
保育所の入所児童数	20	18	12	7	17	13
幼稚園の在籍児童数	1	1	1	0	0	0
合計	21	19	13	7	17	13

② 特別支援教育（小学校）の状況

本市の令和2年5月1日現在における小学校の特別支援学級は19学級となっており、平成27年に比べ、5学級増加し、児童数は57人となっており、平成27年に比べ、11人の増加となっています。

■小学校における特別支援学級の学級数と児童数の推移（各年5月1日現在）

(単位：学級、人)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
学級数	14	16	20	21	22	19
児童数	46	53	57	58	60	57

③ 特別支援教育（中学校）の状況

本市の令和2年5月1日現在における中学校の特別支援学級の学級数は6学級、生徒数は27人となっており、増加傾向にあります。

■中学校における特別支援学級の学級数と生徒数の推移（各年5月1日現在）

（単位：学級、人）

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
学級数	5	4	5	6	7	6
生徒数	15	13	19	18	26	27

④ 特別支援学校高等部在籍者数の状況（香美市在籍者のみ）

令和2年3月31日現在、特別支援学校高等部には、市在住の11人の生徒が在籍しています。

■特別支援学校高等部在籍者（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成 29年	令和 2年
1年生	6	3
2年生	4	2
3年生	6	7
合計	16	11

(5) 障害者雇用の状況について

① 民間企業における障害者雇用の状況

令和元年6月1日現在の民間企業における障害者雇用の比較をみると、障害のある方の中

全国 高知 香美	【注】	1
		4
		3
年度内に、高知労働局へ照会したうえ、値を更新		
全国 高知 香美	【注】	5
		6
		0

【参考】 障害者の法定雇用率の引き上げについて

障害者雇用率制度により、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害のある方を雇用する義務があります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月から
民間企業	2.2%	2.3%
国、地方公共団体等	2.5%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.4%
障害者を雇用しなければならない事業主	従業員 45.5 人以上	従業員 43.5 人以上

(6) その他の各種手当等について

① 経済的支援受給者数等の状況

本市の経済的支援受給者数等の推移をみると、令和2年3月31日現在で144人となっており、平成27年に比べ、38人の減少となっています。

■経済的支援受給者数等の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
特別障害者手当受給者数	21	19	15	15	14	15
障害児福祉手当受給者数	14	13	18	15	16	17
特別児童扶養手当受給者数	96	103	107	101	90	69
心身障害者扶養共済制度加入者数	51	48	46	46	46	43
合計	182	183	186	177	166	144

② 障害支援区分認定者の状況

本市の障害支援区分※認定者の状況は、全体では令和2年3月31日現在で156人となっており、平成27年に比べ、9人の減少となっています。

区分3以上の中程度以上の認定者数が横ばい又は微増傾向にあり、区分1、2の区分認定者数は、減少傾向にあります。

■障害支援区分認定者数の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
区分1	14	10	9	6	3	4
区分2	37	34	32	32	31	29
区分3	31	23	25	21	27	31
区分4	27	26	24	28	29	27
区分5	25	29	28	29	30	34
区分6	31	30	27	27	29	31
合計	165	152	145	143	149	156

2-2 アンケート調査結果の概要

(1) 実施の概要

平成 29 年度に、身体障害、知的障害、精神障害、難病の市民及び障害者手帳を取得していない市民の方々及び市内の事業所を対象に、アンケート調査を実施しました。

その調査の概要は次のとおりです。

① 調査の目的

障害のある方の福祉サービスの利用実態や、市民の方々の福祉に関する意識や意向、市内の事業所の障害のある方の雇用の状況等を把握し、計画策定や施策推進に役立てること。

② 調査の概要

区分	障害のある方用	障害のある児童	一般市民用	事業者用
対象者	市内在住の 18歳以上の 身体障害者手帳、 療育手帳、 精神障害者保健 福祉手帳所持者	市内在住の 18歳未満の 身体障害者手帳、 療育手帳、 精神障害者保健 福祉手帳所持者 特別児童扶養手 当対象の児童保 護者	市内在住の 障害者手帳を 取得していない 20歳以上の方	市内事業所
対象数	650	120	1,000	50
回収数 (回収率)	298 (45.8%)	48 (40.0%)	330 (33.0%)	33 (66.0%)
抽出方法	無作為抽出法			
調査方法	郵送による配布・回収			
実施時期	平成 29 年 7 月 25 日～8 月 14 日			

③ 調査結果の見方（数値の基本的な取り扱いについて）

- 比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%を上下する場合があります。
- 基数となるべき実数は、“回答数=〇〇〇”として掲載し、各比率は回答数を100%として算出しています。
- 質問の終わりに【複数回答】とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、従って各回答の合計比率は100%を超える場合があります。

(2) 調査結果の概要

① 相談について（障害のある方用・アンケート結果より）

相談機関に相談しやすい体制をつくるために必要だと思うことについて、「信頼できる相談者がいる」(45.3%) が最も多く、次いで「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」(39.9%)、「身近な場所で相談できる窓口がある」(36.2%)、「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」(32.6%) などとなっています。

障害種別にみると、身体、知的、精神障害では「信頼できる相談者がいる」が最も多く、難病では「身近な場所で相談できる窓口がある」(60.0%) が最も多くなっています。

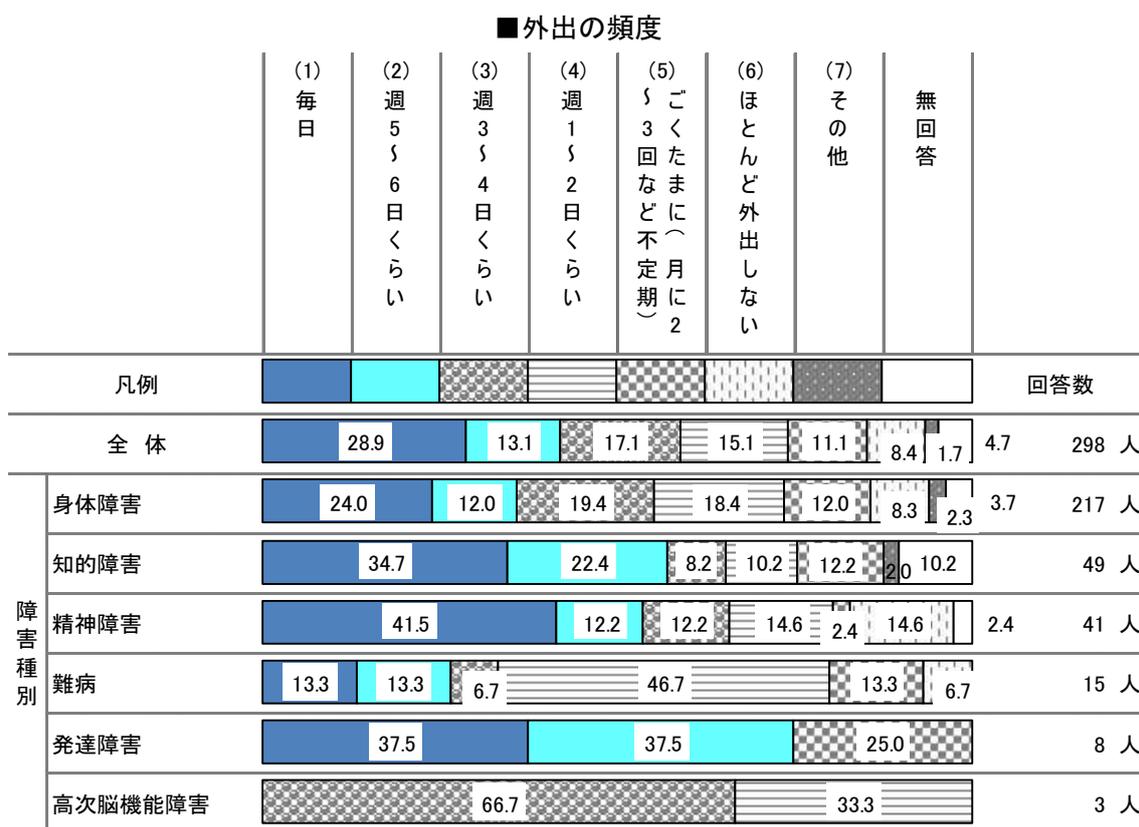
■相談機関に相談しやすい体制をつくるために必要だと思うこと【複数回答】

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)		
	全体（人）	じく、曜 て、日や く、いや れ、つ時 るでも間 もに相関 係にな 応	る信 頼 で き る 相 談 者 が い	る身 窓近 口な が場 あ所 るで 相 談 で き	談イ がン タ ー ネ ッ ト で の 相	る電 話 で の 相 談 を 充 実 す	う話 の 貸 付 サ ー ビ ス を 社 行 電	相 ち よ つ と し た こ と も も	そ の 他	特 に な い	無 回 答	
【表の見方】 比率(%)												
全体	298	39.9	45.3	36.2	3.4	16.8	3.0	32.6	4.4	12.8	11.4	
障 害 種 別	身体障害	217	38.7	42.9	36.9	3.7	18.0	3.7	30.9	3.7	14.3	9.7
	知的障害	49	42.9	49.0	36.7	4.1	16.3	8.2	42.9	6.1	10.2	16.3
	精神障害	41	39.0	63.4	41.5	2.4	17.1	-	36.6	7.3	9.8	12.2
	難病	15	53.3	53.3	60.0	6.7	33.3	6.7	26.7	6.7	13.3	-
	発達障害	8	37.5	62.5	62.5	-	12.5	12.5	62.5	-	-	12.5
	高次脳機能障害	3	33.3	33.3	-	-	-	-	33.3	-	66.7	-

② 外出・社会参加について（障害のある方用・アンケート結果より）

外出の頻度について、「毎日」(28.9%)が最も多く、次いで「週3～4日くらい」(17.1%)、「週1～2日くらい」(15.1%)、「週5～6日くらい」(13.1%)などとなっています。

障害種別にみると、身体、知的、精神障害ではいずれも「毎日」が最も多く、精神障害では4割を超える結果となっています。難病では「週1～2日くらい」(46.7%)が最も多くなっています。



グラフ単位：(%)

第1章 総論

外出する目的や理由について、「買い物」(68.8%)が最も多く、次いで「通院」(61.7%)、「散歩」(25.8%)、「仕事」(24.5%)などとなっています。

障害種別に見ると、身体、知的、精神障害ではいずれも「買い物」が半数を超えて最も多くなっています。難病では「通院」(86.7%)が8割を超えています。

■外出の目的や理由【複数回答】

【表の見方】 比率(%)	全体 (人)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	無 回 答
		仕 事	通 院	買 い 物	散 歩	ア 施 設 (作 業 所 ・ デ イ ケ)	趣 味 の 活 動	友 達 の 家 へ の 訪 問	障 害 者 団 体 の 活 動	地 域 の 行 事	そ の 他	
全体	298	24.5	61.7	68.8	25.8	16.4	19.8	11.1	5.0	8.7	6.7	3.4
身体障害	217	20.3	66.8	71.4	24.4	9.7	21.2	13.4	4.1	8.3	6.9	4.1
知的障害	49	38.8	46.9	55.1	28.6	36.7	16.3	4.1	12.2	14.3	8.2	4.1
精神障害	41	24.4	43.9	65.9	26.8	31.7	4.9	2.4	4.9	4.9	9.8	2.4
難病	15	13.3	86.7	66.7	26.7	26.7	13.3	20.0	6.7	6.7	13.3	-
発達障害	8	25.0	50.0	62.5	12.5	37.5	37.5	-	-	12.5	12.5	-
高次脳機能障害	3	-	66.7	100.0	-	66.7	-	-	-	-	33.3	-

外出する時に困ったり不便に感じることについて、「特にない」(33.6%)が最も多く、次いで「公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど)」(22.5%)、「経費がかかる」(21.1%)、「介助者がいないと外出できない」(14.4%)などとなっています。

障害種別に見ると、発達障害では「公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど)」が多くなっています。難病では「経費がかかる」が多くなっています。

■外出する時に困ったり、不便に感じること【複数回答】

【表の見方】 比率(%)	全体 (人)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	無 回 答
		が 難 し い な ど	公 共 交 通 機 関 の 便 利 が 少 な い (乗 降 線)	経 費 が か か る	介 助 者 が い な い と 外 出 で き な い	周 圍 の 目 が 気 に な る	障 害 者 用 駐 車 場 が な い 、 少 な い	段 、 建 物 内 の 設 備 が 利 用 し に く い (階)	公 園 や 歩 道 の 場 所 が 少 な い (身 近 な)	物 歩 道 に 問 題 が 多 く の 狭 い 、 障 害 者 誘 導 ブ ロ ッ ク の 不 備 な ど	そ の 他	
全体	298	22.5	21.1	14.4	3.7	9.4	8.1	12.8	6.7	4.7	33.6	9.7
身体障害	217	23.0	22.1	14.3	3.2	12.0	9.7	12.9	6.9	3.7	30.9	9.7
知的障害	49	22.4	16.3	20.4	4.1	2.0	6.1	16.3	8.2	4.1	36.7	10.2
精神障害	41	24.4	26.8	14.6	4.9	2.4	7.3	12.2	7.3	12.2	29.3	14.6
難病	15	26.7	40.0	26.7	6.7	20.0	26.7	13.3	20.0	13.3	13.3	6.7
発達障害	8	75.0	12.5	37.5	37.5	-	12.5	12.5	12.5	-	25.0	-
高次脳機能障害	3	33.3	-	33.3	-	-	33.3	33.3	33.3	-	-	-

第1章 総論

生きがいについて、「気の合う友達や仲間がいる」(38.9%)が最も多く、次いで「家族の
だんらん 家庭のやすらぎ」(37.2%)、「楽しめる趣味やスポーツを持っている」(28.5%)、
「仕事を持っている」(22.5%) などとなっています。

障害種別にみると、身体、知的障害では「気の合う友達や仲間がいる」が最も多く、精神
障害では「家族のだんらん 家庭のやすらぎ」(36.6%)が最も多くなっています。難病では
「気の合う友達や仲間がいる」(66.7%)が最も多くなっています。

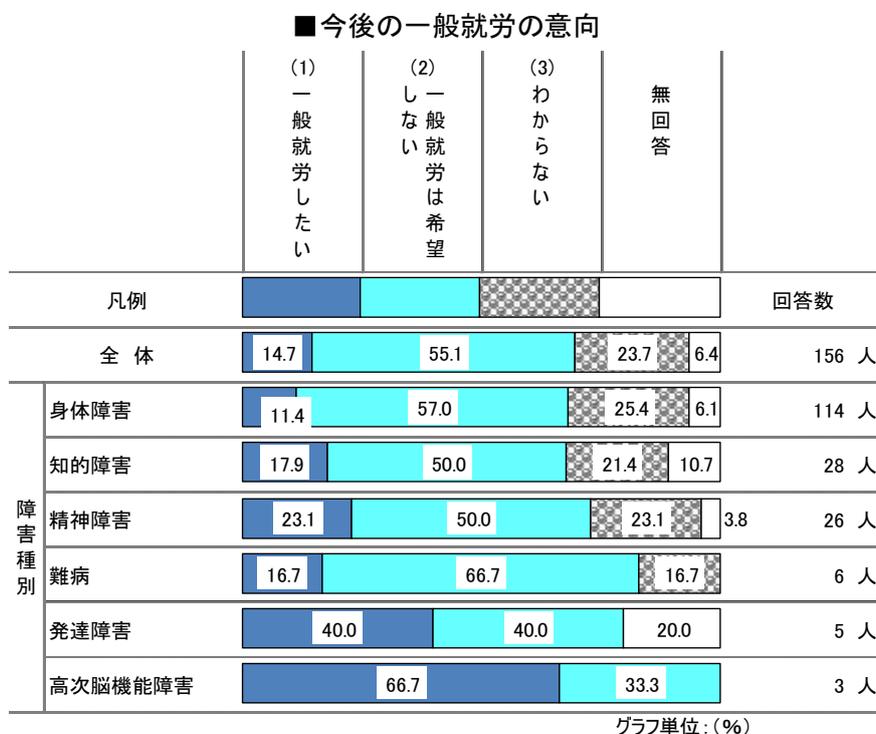
■生きがい【複数回答】

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
	全体 (人)	の家族 やすら ぎだん らん 家庭	い気 の合 う友 達や 仲間 が	仕 事 を 持 っ て い る	ツ楽 をし め る 趣 味 や ス ポ ー ツ	め学 習 の 活 動 や 教 養 を 行 っ て め る た	活ポ 動ラ ンテ ィア や地 域の	そ の 他	特 に な い	無 回 答
【表の見方】 比率(%)										
全体	298	37.2	38.9	22.5	28.5	3.4	3.7	7.4	21.5	6.0
身体障害	217	39.2	40.1	20.3	26.7	3.7	2.8	6.5	19.8	6.9
知的障害	49	28.6	38.8	30.6	26.5	-	4.1	8.2	16.3	4.1
精神障害	41	36.6	26.8	19.5	34.1	2.4	-	7.3	26.8	12.2
難病	15	40.0	66.7	6.7	26.7	-	6.7	-	13.3	-
発達障害	8	37.5	37.5	37.5	50.0	-	-	-	12.5	-
高次脳機能障害	3	66.7	-	-	-	-	-	33.3	33.3	-

③ 一般就労について（障害のある方用・アンケート結果より）

今後の一般就労※への意向について、「一般就労は希望しない」（55.1%）が最も多く、次いで「わからない」（23.7%）、「一般就労したい」（14.7%）となっています。

障害種別にみると、高次脳機能障害を除くすべての種別で「一般就労は希望しない」が最も多く、高次脳機能障害では「一般就労したい」（66.7%）が最も多くなっています。



希望する仕事に就くうえで、どのような配慮が必要だと思うかについて、「職場内で障害に対する理解があること」(46.0%)が最も多く、次いで「障害の状況に合わせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること」(43.0%)、「通勤や移動に対して、配慮や支援があること」(26.8%)、「円滑・良好なコミュニケーションが取れるような体制があること」(24.5%)などとなっています。

障害種別にみると、いずれも「職場内で障害に対する理解があること」、「障害の状況に合わせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること」が多くなっています。

■希望する仕事に就くうえで必要だと思う配慮【複数回答】

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	
	全体(人)	職場内で障害に対する理解があること	障害の状況に合わせ、働き方(仕事の内容や勤務時間)が柔軟であること	就業に対する相談支援体制が充実していること	通勤や移動に対して、配慮や支援があること	障害者向け求人情報の提供が充実していること	研修や職業訓練等の能力開発機会が充実していること	就業後のサポート・連携が十分であること	円滑・良好なコミュニケーションが取れるような体制があること	その他	特になし	無回答
【表の見方】	比率(%)											
全体	298	46.0	43.0	22.1	26.8	18.8	13.4	22.1	24.5	3.7	14.4	26.5

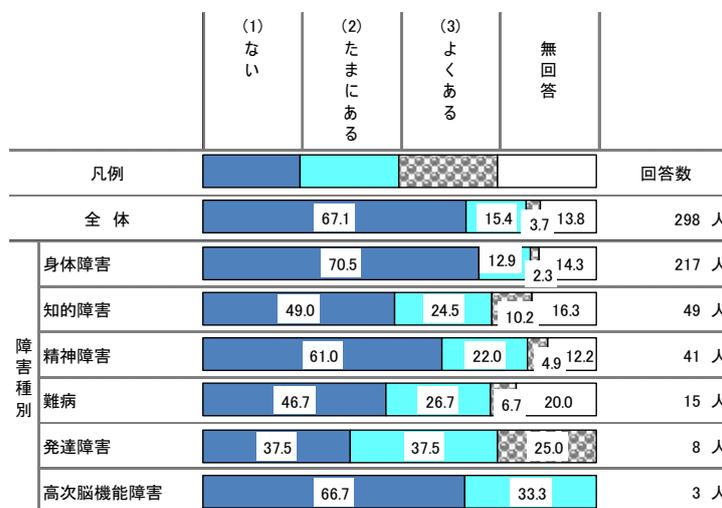
身体障害	217	44.7	41.5	17.5	24.9	14.3	12.9	18.9	21.2	2.8	12.4	30.0
知的障害	49	49.0	40.8	26.5	30.6	20.4	18.4	30.6	36.7	2.0	14.3	24.5
精神障害	41	43.9	48.8	34.1	26.8	34.1	14.6	26.8	22.0	12.2	24.4	14.6
難病	15	33.3	46.7	33.3	26.7	20.0	13.3	33.3	26.7	6.7	13.3	33.3
発達障害	8	62.5	62.5	50.0	50.0	50.0	37.5	50.0	50.0	-	12.5	-
高次脳機能障害	3	33.3	66.7	-	66.7	-	33.3	33.3	66.7	-	-	33.3

④ 障害者差別について(障害のある方用・アンケート結果より)

障害等を理由に差別や、いやな思いをした経験の有無について、「ない」(67.1%)が最も多く、次いで「たまにある」(15.4%)、「よくある」(3.7%)となっています。

障害種別にみると、いずれも「ない」が多く、身体障害では7割を超えています。

■障害等を理由に差別や、いやな思いをした経験の有無

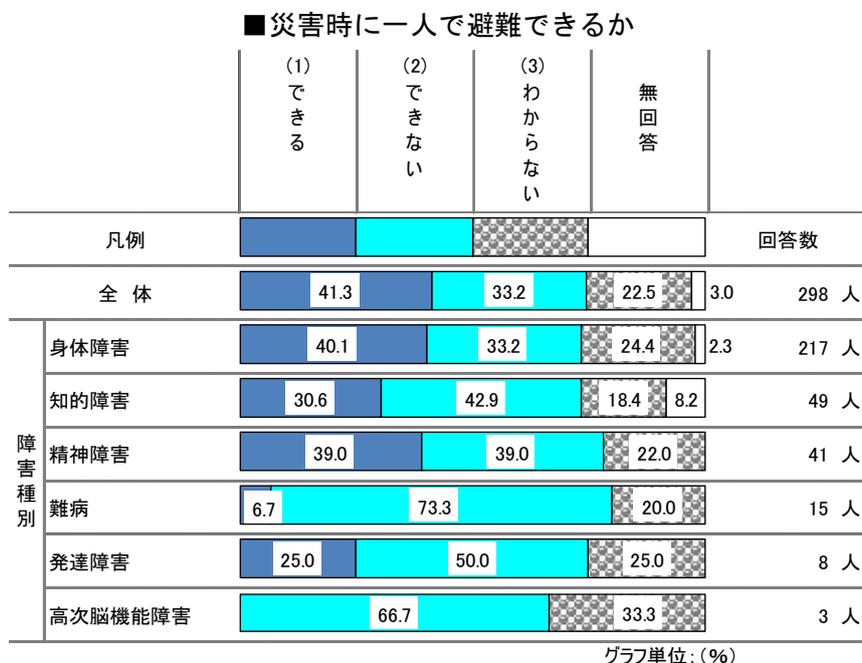


グラフ単位: (%)

⑤ 防災について（障害のある方用・アンケート結果より）

災害時に一人で避難できるかについて、「できる」(41.3%)が最も多く、次いで「できない」(33.2%)、「わからない」(22.5%)となっています。

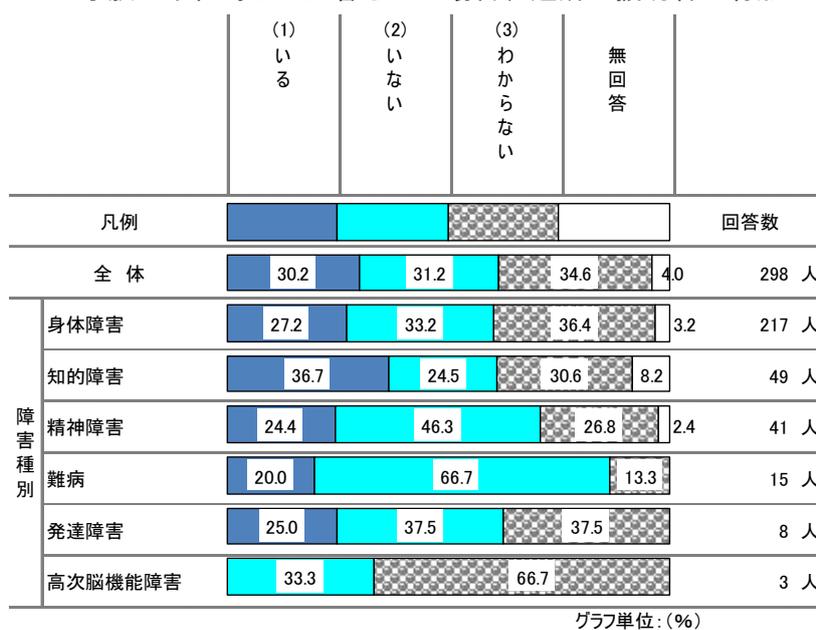
障害種別にみると、身体障害では「できる」(40.1%)が最も多く、知的障害では「できない」(42.9%)、難病、発達、高次脳機能障害では「できない」が半数以上を占めています。



家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいるかについて、「わからない」(34.6%)が最も多く、次いで「いない」(31.2%)、「いる」(30.2%)となっています。

障害種別にみると、身体障害では「わからない」(36.4%)が最も多く、知的障害では「いる」(36.7%)、精神障害、難病では「いない」が最も多くなっています。

■家族の不在時や一人暮らしの場合、近所の援助者の有無



⑥ 将来の暮らしについて（障害のある方用・アンケート結果より）

今後、障害者福祉に必要なと思うことについて、「会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職ができやすくすること）」（30.2%）が最も多く、次いで「いろいろな活動（趣味や交流など）の場があること」、「地域住民等が障害や障害のある方への理解を深めること」（ともに25.8%）、「障害のある方等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある方や、その家族等が地域で行うさまざまな取り組みを支援すること」（24.8%）、「障害のある方やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと」（23.5%）などとなっています。

障害種別に見ると、身体、精神障害では「会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職ができやすくすること）」が最も多く、知的障害では「今よりもっと障害施設などの工賃の水準を引き上げること」（36.7%）が最も多くなっています。

■今後の障害者福祉に必要なと思うこと【複数回答】

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)			
	全体（人）	が職会社賃今どい で先社の水のよ きななどをり やすくすに就引も すこと職がきと （もっ上げ障 とう就に設な に職就の工	298	30.2	21.1	25.8	25.8	24.8	23.5	7.4	13.1	14.8	4.0	19.1
【表の見方】 比率(%)														
全体	298	30.2	21.1	25.8	25.8	24.8	23.5	7.4	13.1	14.8	4.0	19.1		
身体障害	217	28.1	16.1	27.2	26.3	25.8	22.1	6.5	17.1	15.2	4.1	19.8		
知的障害	49	30.6	36.7	22.4	30.6	16.3	20.4	20.4	4.1	10.2	2.0	22.4		
精神障害	41	34.1	31.7	22.0	24.4	24.4	31.7	12.2	2.4	19.5	2.4	14.6		
難病	15	26.7	20.0	53.3	40.0	20.0	26.7	-	13.3	13.3	-	13.3		
発達障害	8	37.5	37.5	37.5	50.0	12.5	37.5	12.5	-	12.5	-	12.5		
高次脳機能障害	3	33.3	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-		

⑦ お子さんの状況について（障害のある児童用・アンケート結果より）

障害の状況について、診断・判定を受けた頃、ご家族にあった苦勞、悩み、不安について、「障害のことや福祉の制度についての情報が少なかった」（60.4%）が最も多く、次いで「相談機関がわからなかった」（35.4%）、「福祉保健所や市役所、あるいは病院などの専門機関でもっと指導してほしい」（31.3%）、「身近に相談できる相手がいなかった」（29.2%）などとなっています。

障害種別にみると、精神障害を除く障害種別で「障害のことや福祉の制度についての情報が少なかった」が半数以上を占め多くなっています。

■お子さんの障害の診断・判定を受けた時のご家族の苦勞・悩み・不安の有無【複数回答】

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	
	全体（人）	の障害の情報が少なかった	た身近に相談できる相手がいなかった	相談機関がわからなかった	てほしのかつた専門機関でもっと指導し	適切な療育施設がほしかった	適切な医療機関がほしかった	し子どもの介護・介助の手助けがほ	問題が生じているため、仕事上に	医療費に悩んだ	その他	特にな	無回答
【表の見方】 比率(%)													
全体	48	60.4	29.2	35.4	31.3	25.0	14.6	10.4	14.6	4.2	10.4	8.3	-
障害種別	身体障害	3	100.0	33.3	33.3	-	66.7	33.3	33.3	-	-	-	-
	知的障害	12	83.3	25.0	41.7	33.3	25.0	8.3	25.0	8.3	16.7	-	-
	精神障害	2	50.0	50.0	100.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-
	難病	1	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-
	発達障害	32	50.0	31.3	31.3	31.3	28.1	12.5	6.3	12.5	-	15.6	9.4
	高次脳機能障害	1	100.0	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-

⑧ お子さんの相談について（障害のある児童用・アンケート結果より）

お子さんのことでの悩みごとや困ったことの相談先について、「医師・病院（ソーシャルワーカー・看護師・カウンセラー・臨床心理士）」（66.7%）が最も多く、次いで「家族・親戚」（62.5%）、「保育園・幼稚園・学校の教職員」（54.2%）、「友人・知人」（41.7%）などとなっています。

障害種別にみると、精神、高次脳機能障害を除く障害種別で「家族・親族」が半数を超えて多くなっています。

■お子さんのことでの悩みごとや困ったことの相談相手【複数回答】

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)			
	全体（人）	家族・親戚	友人・知人	保育園・幼稚園・学校の教職員	床心士 カ―・看護士 師・病院（ソーシャルワーカー・臨床心理士）	利用しているサービス事業所	健公的機関の職員（市役所、福祉保健所、児童相談所など）	民生委員・児童委員	同じ悩みや障害をもつ子の保護者	ボランティア・NPOの職員	計画作成などをおこなう事業所	相談支援事業所（障害者の総合的利用施設）	子育て支援センター	その他	相談するところがない	相談するところがない	無回答
【表の見方】 比率(%)																	
全体	48	62.5	41.7	54.2	66.7	22.9	20.8	-	25.0	-	18.8	4.2	4.2	-	-	8.3	
障害種別																	
身体障害	3	100.0	66.7	100.0	100.0	66.7	33.3	-	66.7	-	33.3	-	-	-	-	-	
知的障害	12	75.0	41.7	50.0	50.0	41.7	8.3	-	25.0	-	33.3	-	8.3	-	-	8.3	
精神障害	2	-	50.0	-	100.0	50.0	-	-	50.0	-	50.0	-	-	-	-	-	
難病	1	100.0	-	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
発達障害	32	56.3	53.1	53.1	71.9	25.0	25.0	-	31.3	-	18.8	3.1	3.1	-	-	6.3	
高次脳機能障害	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	

⑨ お子さんの外出について（障害のある児童用・アンケート結果より）

お子さんとの外出の際に不便に感じることにについて、「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい」（50.0%）が最も多く、次いで「特にない」（29.2%）、「移動中の乗り物や、店、施設の中で落ち着いて過ごすことが難しい」（18.8%）、「保護者以外の介助者や付き添いがいない」（12.5%）などとなっています。

障害種別にみると、難病を除く障害種別で「自分の意思を伝えたり、コミュニケーションをとることが難しい」が多くなっています。

■お子さんと一緒に、またはお子さんが一人で外出時に困ったり、不便に感じること【複数回答】

第1章 総論

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	
	全体(人)	歩道・道路、出入口に段差がある	階段の昇降が困難である	手すりが無い	保護者以外の介助者や付き添いが無い	移動の手段がない	お子さんが使えるトイレがない	電車・バス・タクシー・自家用車等の乗降が困難である	移動中の乗り物や、店、施設の中で落ち着いて過ごすことが難しい中	ケルションをとることで、コミュニケーションを伝えることが難しい	自分の意思を伝えたり、福祉タクシー(車イス対応などの)が利用しにくい	その他	特になし	無回答
【表の見方】 比率(%)														
全体	48	8.3	8.3	2.1	12.5	10.4	6.3	4.2	18.8	50.0	-	6.3	29.2	2.1

障害種別	身体障害	3	66.7	66.7	-	66.7	-	33.3	-	33.3	66.7	-	-	-	-
	知的障害	12	16.7	16.7	8.3	25.0	8.3	16.7	16.7	41.7	66.7	-	-	16.7	-
	精神障害	2	-	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-	-	50.0	-
	難病	1	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-
	発達障害	32	3.1	3.1	-	12.5	12.5	-	-	25.0	53.1	-	6.3	31.3	3.1
	高次脳機能障害	1	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-

⑩ お子さんの療育や保育・教育について（障害のある児童用・アンケート結果より）

通園・通学で困っていることについて、「特にない」（43.6%）が最も多く、次いで「一人では通えない」（15.4%）、「保育園や幼稚園、学校までの距離が遠い」、「先生の配慮や生徒たちの理解が得られない」、「その他」（いずれも12.8%）、「保育園や幼稚園での活動や学校の授業についていけない」（10.3%）などとなっています。

■通園、通学で困っていること【複数回答】

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)						
【表の見方】 比率(%)	全体（人）	まの 育園 の 距 離 が 遠 い	一 人 で は 通 え な い	て 動 い け な い	保 育 園 や 幼 稚 園 で の 活 動	害 者 に 配 慮 さ れ て い な い	ト イ レ な ど の 設 備 が 障 害 に 対 し て 不 足 な い	や 支 援 が 十 分 で な い	学 校 内 ・ 園 内 で の 介 助	の 先 生 の 配 慮 や 生 徒 た ち の 理 解 が 得 ら れ な い	い 尿 な ど ） が 受 け ら れ な い	医 療 的 ケ ア （ 吸 引 ・ 導 入 ） が 受 け ら れ な い	な ど の 相 談 体 制 が 十 分 で な い	ス ク ー ル カ ウ ン セ ラ ー の 相 談 体 制 が 十 分 で な い	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全体	39	12.8	15.4	10.3	2.6	5.1	12.8	2.6	2.6	12.8	43.6	2.6					
障 害 種 別	身体障害	3	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-	-	33.3	33.3					
	知的障害	8	12.5	37.5	12.5	-	-	25.0	-	-	12.5	12.5					
	精神障害	1	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-					
	難病	1	-	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-	-					
	発達障害	27	18.5	3.7	11.1	-	7.4	14.8	3.7	3.7	14.8	48.1	3.7				
	高次脳機能障害	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0	-				

必要だと思うことや支援（ご本人）について、「就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり」（37.5%）が最も多く、次いで「身近な場所で専門的な療育支援※が受けられること」（35.4%）、「加配保育士や学校教職員の資質向上」（33.3%）、「障害の早期発見・早期療育の仕組みづくり」（31.3%）などとなっています。

障害種別にみると、発達障害では「就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり」、「加配保育士や学校教職員の資質向上」（ともに40.6%）が最も多く、次いで「障害の早期発見・早期療育の仕組みづくり」（37.5%）が続いています。

■必要だと思うことや必要だと思う支援①～⑬（ご本人）【複数回答】

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)				
【表の見方】 比率(%)	全体（人）	み づ く り	障 害 の 早 期 発 見 ・ 早 期 療 育 の 仕 組 み	て 就 学 前 か ら 学 校 卒 業 ま で 、 一 貫 し て 支 援 の 仕 組 み	保 育 士 等 の 加 配	上 加 配 保 育 士 や 学 校 教 職 員 の 資 質 向 上	身 近 な 相 談 窓 口 の 整 備	く り 保 護 者 や 子 ど も 同 士 の 交 流 の 場 づ み	通 学 や 通 園 の 援 助	プ ラ ン な ど ） 支 援	放 課 後 の 見 守 り （ 放 課 後 児 童 ク ラ ブ 等 ）	夏 休 み な ど の 長 期 休 暇 中 の 支 援	こ と 支 援 な ど の サ ー ビ ス が 受 け ら れ る	身 近 な 場 所 で 短 期 入 所 や 日 中 一 時 受 け ら れ る	受 け ら れ る 場 所 で 専 門 的 な 療 育 支 援 が 受 け ら れ る	づ く り 地 域 住 民 の 理 解 や 支 え 合 う 仕 組 み	そ の 他	無 回 答
全体	48	31.3	37.5	18.8	33.3	25.0	8.3	10.4	18.8	22.9	8.3	35.4	14.6	-	45.8			
障 害 種 別	身体障害	3	33.3	33.3	-	33.3	33.3	-	33.3	33.3	33.3	66.7	-	-	33.3			
	知的障害	12	25.0	41.7	16.7	25.0	33.3	8.3	16.7	25.0	41.7	50.0	16.7	-	50.0			
	精神障害	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0			
	難病	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0			
	発達障害	32	37.5	40.6	18.8	40.6	25.0	9.4	12.5	18.8	21.9	9.4	34.4	12.5	40.6			
	高次脳機能障害	1	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-			

第1章 総論

必要だと思うことや支援（家族等）について、「就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり」（64.6%）が最も多く、次いで「身近な場所で専門的な療育支援が受けられること」（60.4%）、「障害の早期発見・早期療育の仕組みづくり」、「加配保育士や学校教職員の資質向上」（ともに58.3%）、「身近な相談窓口の整備」、「夏休みなどの長期休暇中の支援」（ともに56.3%）などとなっています。

障害種別にみると、発達障害では「就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり」、「加配保育士や学校教職員の資質向上」（ともに68.8%）が6割を超えて最も多くなっています。

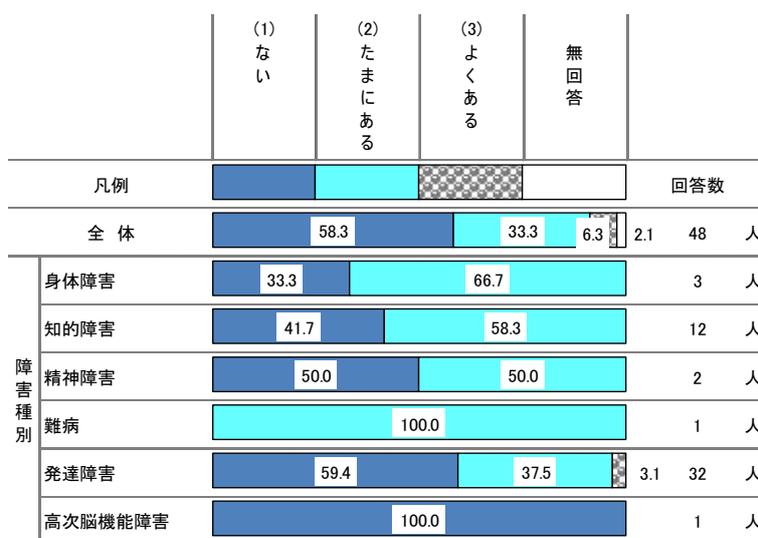
■必要だと思うことや必要だと思う支援①～⑬（家族等）【複数回答】

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)			
	全体（人）	みづくり	障害の早期発見・早期療育の仕組みづくり	て就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり	保育士等の加配	上加配保育士や学校教職員の資質向上	身近な相談窓口の整備	く保護者や子ども同士の交流の場づくり	通学や通園の援助	プ放課後の見守り（放課後児童クラブなど）支援	夏休みなどの長期休暇中の支援	こと支援などのサービスマスが受けられる	身近な場所で専門的な療育支援が受けられること	身近な場所での専門的な療育支援が受けられること	地域住民の理解や支え合う仕組みづくり	その他	無回答
【表の見方】	比率(%)																
	全体	48	58.3	64.6	25.0	58.3	56.3	29.2	18.8	35.4	56.3	31.3	60.4	35.4	-	8.3	
障害種別	身体障害	3	66.7	66.7	33.3	33.3	66.7	66.7	33.3	66.7	66.7	33.3	66.7	-	-	-	
	知的障害	12	33.3	58.3	33.3	41.7	50.0	16.7	8.3	25.0	58.3	16.7	41.7	8.3	-	16.7	
	精神障害	2	50.0	-	-	50.0	50.0	50.0	-	-	-	-	100.0	50.0	-	-	
	難病	1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	
	発達障害	32	65.6	68.8	28.1	68.8	62.5	37.5	25.0	34.4	53.1	31.3	65.6	40.6	-	6.3	
	高次脳機能障害	1	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	-	-	

⑪ 障害者差別について（障害のある児童用・アンケート結果より）

障害等を理由に差別やいやな思いをした経験の有無について、「ない」（58.3%）が最も多く、次いで「たまにある」（33.3%）、「よくある」（6.3%）となっています。

■障害等を理由に差別や、いやな思いをした経験の有無



グラフ単位：(%)

⑫ お子さんの将来の暮らしについて（障害のある児童用・アンケート結果より）

今後あなたがお子さんのために必要だと思うことについて、「会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職ができやすくすること）」（72.9%）が最も多く、次いで「障害のある方等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある方や、その家族等が地域で行うさまざまな取り組みを支援すること」、「障害のある方やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと」（ともに35.4%）、「いろいろな活動（趣味や交流など）の場があること」（31.3%）、「地域住民等が障害や障害のある方への理解を深めること」（25.0%）などとなっています。

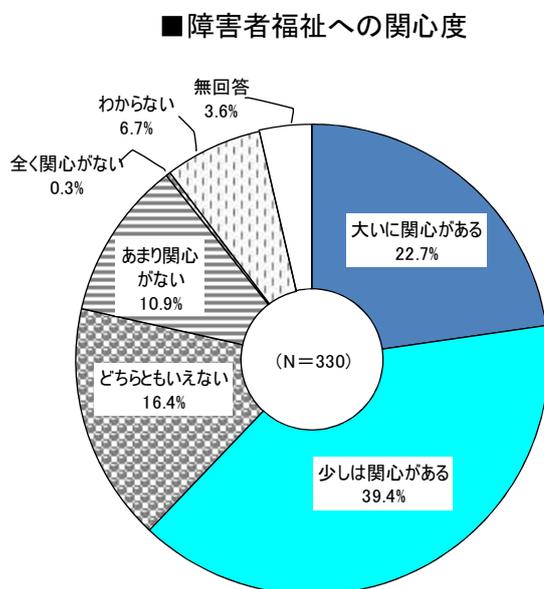
障害種別にみると、身体、知的障害を除く障害種別で「会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職ができやすくすること）」が多くなっています。

■今後のお子さんのために必要だと思うこと【複数回答】

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)			
	全体（人）	が職会 で先社 できなどを やすく多 すくく すること （もっ と就職 に就 職就	賃今 の水より 準をも を引と き上障 げ害 ること と設 どの の工	住グ 系ル サーブ ーピ ホス ムや 充実 させ ること と居	どい ろの 場が あり な活 動（ 趣味 や交 流な	へ地 の理 解を 深め ること と	うさ ま各 さま な取 り組 みを 支 援す ること と	障 害の ある 人等 が自 立し た日 常生 活や	な の相 談に 応じ 、情 報の 提 供や 助 言	こ 成 年 後 見 制 度 を 利 用 し や す く す る	通 の支 援を 充 実 す ること と	聴 覚、 言 語 機 能、 音 声 機 能、 視 覚	組 み 害 の あ る 人 へ の 虐 待 防 止 の 取 り	そ の 他	無 回 答
【表の見方】 比率(%)	全体	48	72.9	20.8	4.2	31.3	25.0	35.4	35.4	8.3	4.2	18.8	-	-	
障害種別	身体障害	3	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	66.7	-	-	33.3	-	-		
	知的障害	12	41.7	25.0	16.7	58.3	16.7	16.7	33.3	-	33.3	-	-		
	精神障害	2	100.0	50.0	-	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-		
	難病	1	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-		
	発達障害	32	75.0	18.8	6.3	40.6	28.1	40.6	28.1	6.3	3.1	12.5	-	-	
高次脳機能障害	1	100.0	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-		

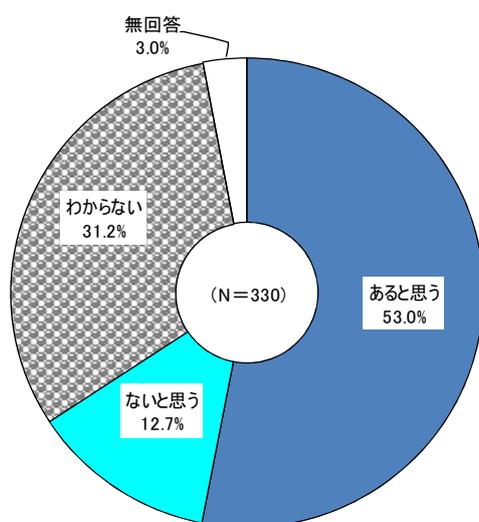
⑬ 障害者福祉に関する意識について（一般市民用・アンケート結果より）

障害者福祉についての関心度について、「少しは関心がある」（39.4%）が最も多く、次いで「大いに関心がある」（22.7%）、「どちらともいえない」（16.4%）、「あまり関心がない」（10.9%）などとなっています。



地域社会の中で、障害のある方に対する差別や偏見があると思うかについて、「あると思う」（53.0%）が最も多く、次いで「わからない」（31.2%）、「ないと思う」（12.7%）となっています。

■ 障害のある方に対する差別や偏見の有無



第1章 総論

差別や偏見があると思う時について、「仕事や収入」(69.1%)が最も多く、次いで「人間関係」(57.7%)、「まちなかでの視線」(49.1%)、「交通機関の利用」(39.4%)などとなっています。

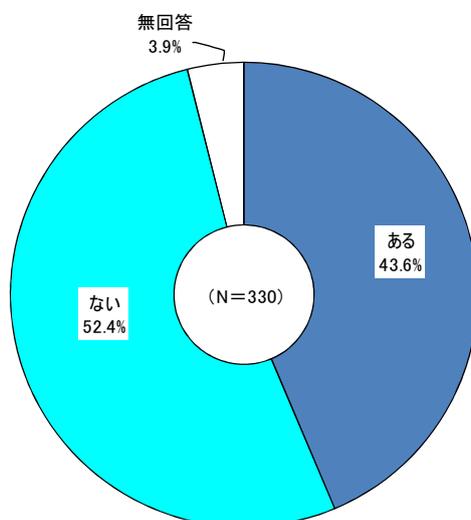
■差別や偏見があると思う場面【複数回答】

全体	回答数						回答数
	0.0	20.0	40.0	60.0	80.0	100.0	
(1) 仕事や収入							121 人
(2) 教育の場							59 人
(3) 人間関係							101 人
(4) 冠婚葬祭							17 人
(5) スポーツ・趣味の活動							33 人
(6) 地区の行事・集まり							26 人
(7) まちなかでの視線							86 人
(8) 店などでの対応・態度							45 人
(9) 交通機関の利用							69 人
(10) その他							7 人
無回答							- 人

グラフ単位：(%)

- ⑭ 日常生活における障害のある方との関わりについて（一般市民用・アンケート結果より）
日常生活の中で、障害のある方への手助けをしたことがあるかについて、「ある」(43.6%)、「ない」(52.4%)となっています。

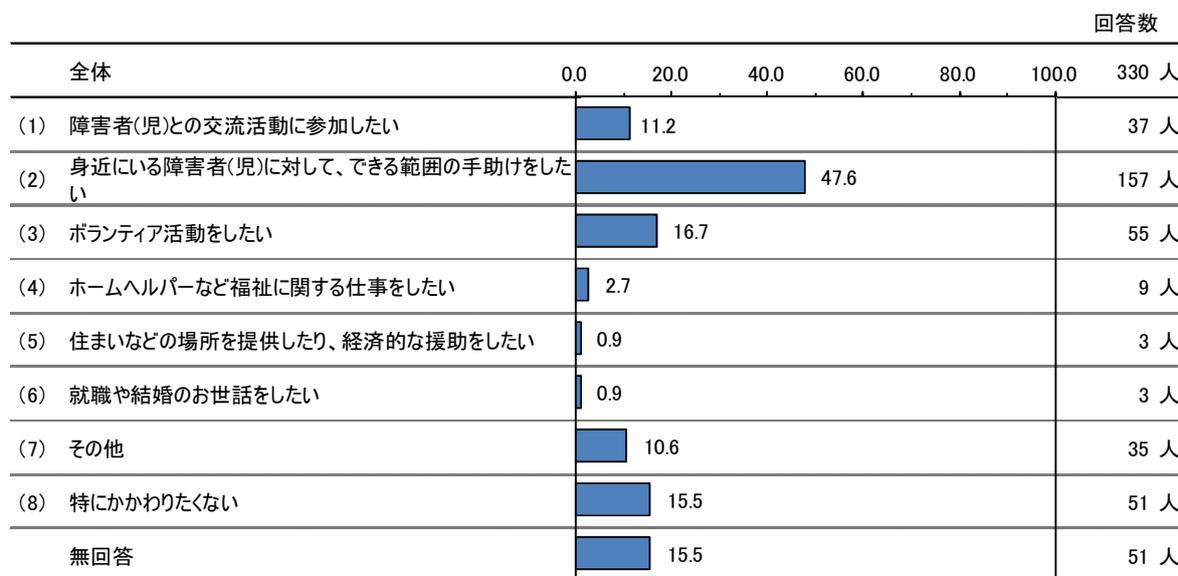
■日常生活で障害のある方へ手助けした経験の有無



第1章 総論

今後の障害のある方との具体的ななかかわり方の意向について、「身近にいる障害者(児)に対して、できる範囲の手助けをしたい」(47.6%)が最も多く、次いで「ボランティア活動をしたい」(16.7%)、「特にかかわりたくない」(15.5%)、「障害者(児)との交流活動に参加したい」(11.2%)などとなっています。

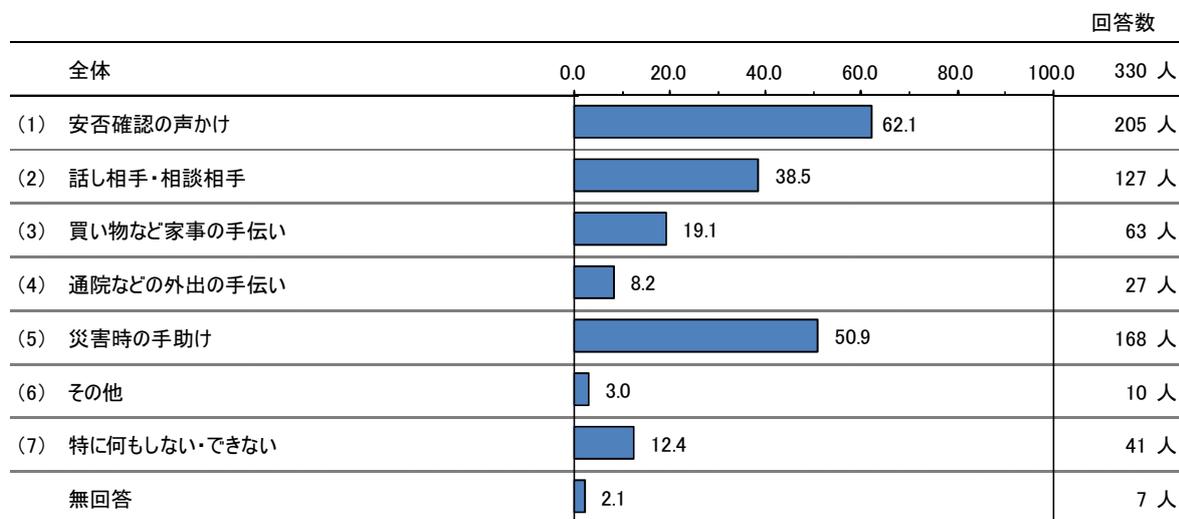
■今後の障害のある方との具体的ななかかわり方の意向【複数回答】



グラフ単位：(%)

障害のある方の介助・介護などで困っている家庭があった場合の手助けの仕方について、「安否確認の声かけ」(62.1%)が最も多く、次いで「災害時の手助け」(50.9%)、「話し相手・相談相手」(38.5%)、「買い物など家事の手伝い」(19.1%)などとなっています。

■障害のある方の介助、介護などで困っている家庭があった場合の手助けの仕方【複数回答】

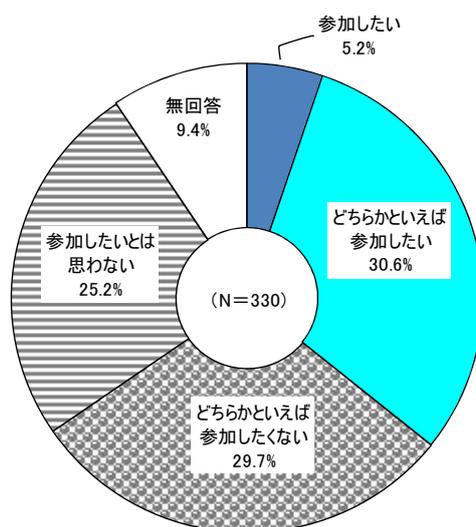


グラフ単位：(%)

⑮ ボランティア活動について（一般市民用・アンケート結果より）

今後、障害のある方（児童）の福祉関係のボランティア活動に参加したいと思うかについて、「どちらかといえば参加したい」（30.6%）が最も多く、次いで「どちらかといえば参加したくない」（29.7%）、「参加したいとは思わない」（25.2%）、「参加したい」（5.2%）となっています。

■今後の障害のある方（児童）の福祉関係のボランティア活動への参加意向



活動に参加したくない理由について、「仕事や家事が忙しいから」（50.8%）が最も多く、次いで「健康に自信がないから」（38.1%）、「専門的な技術や資格を持っていないから」（35.4%）、「福祉の専門職の人にまかせた方がよいと思うから」（23.8%）などとなっています。

■活動に参加したくない理由【複数回答】

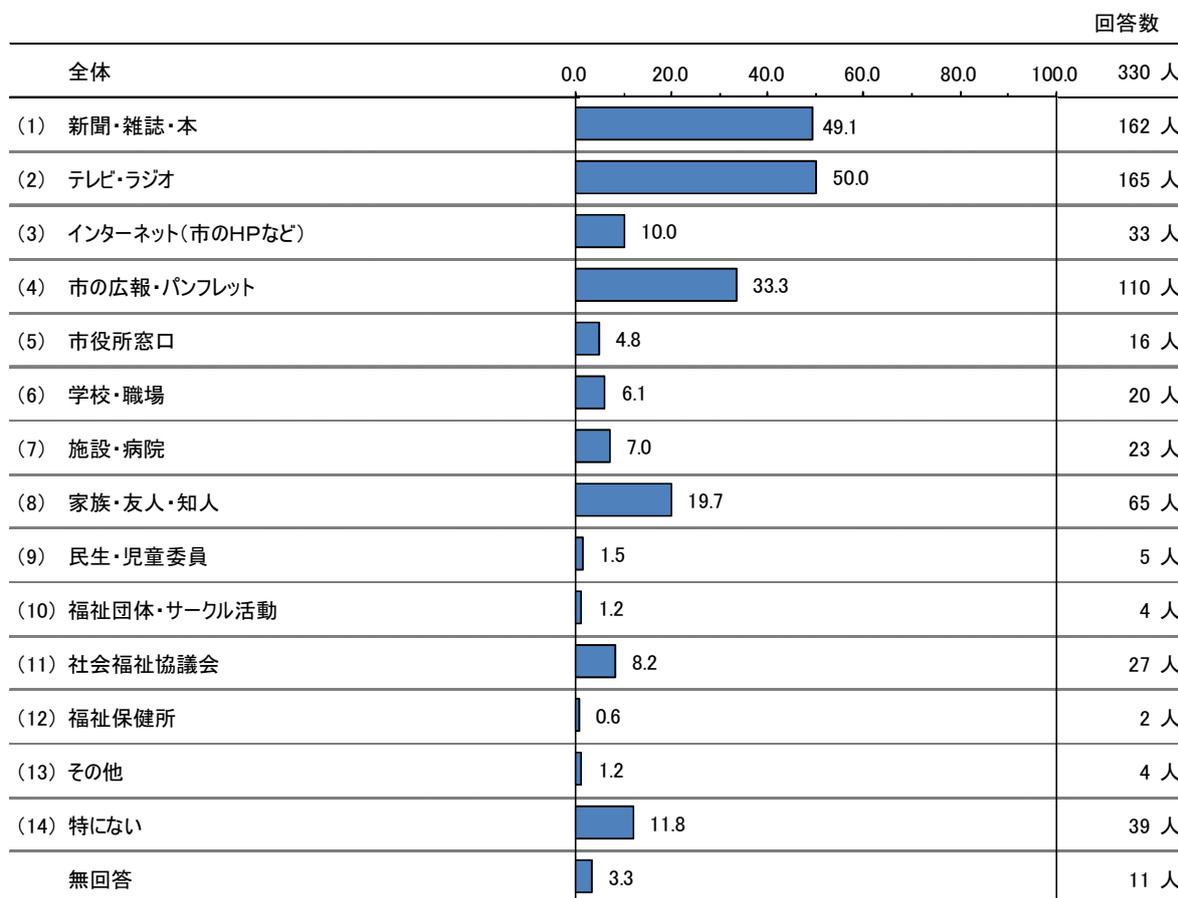
理由	回答数	
	割合 (%)	人数
全体	0.0	181人
(1) 仕事や家事が忙しいから	50.8	92人
(2) 健康に自信がないから	38.1	69人
(3) 専門的な技術や資格を持っていないから	35.4	64人
(4) 福祉の専門職の人にまかせた方がよいと思うから	23.8	43人
(5) 本来、行政がやるべきだと思うから	6.6	12人
(6) おせっかいになるような気がするから	16.6	30人
(7) 障害者(児)の問題に関心がないから	0.0	-人
(8) その他	7.7	14人
無回答	1.1	2人

グラフ単位: (%)

⑩ 障害者福祉に関する情報について（一般市民用・アンケート結果より）

障害者福祉に関する情報の入手方法について、「テレビ・ラジオ」（50.0%）が最も多く、次いで「新聞・雑誌・本」（49.1%）、「市の広報・パンフレット」（33.3%）、「家族・友人・知人」（19.7%）などとなっています。

■障害者福祉に関する情報の入手方法【複数回答】

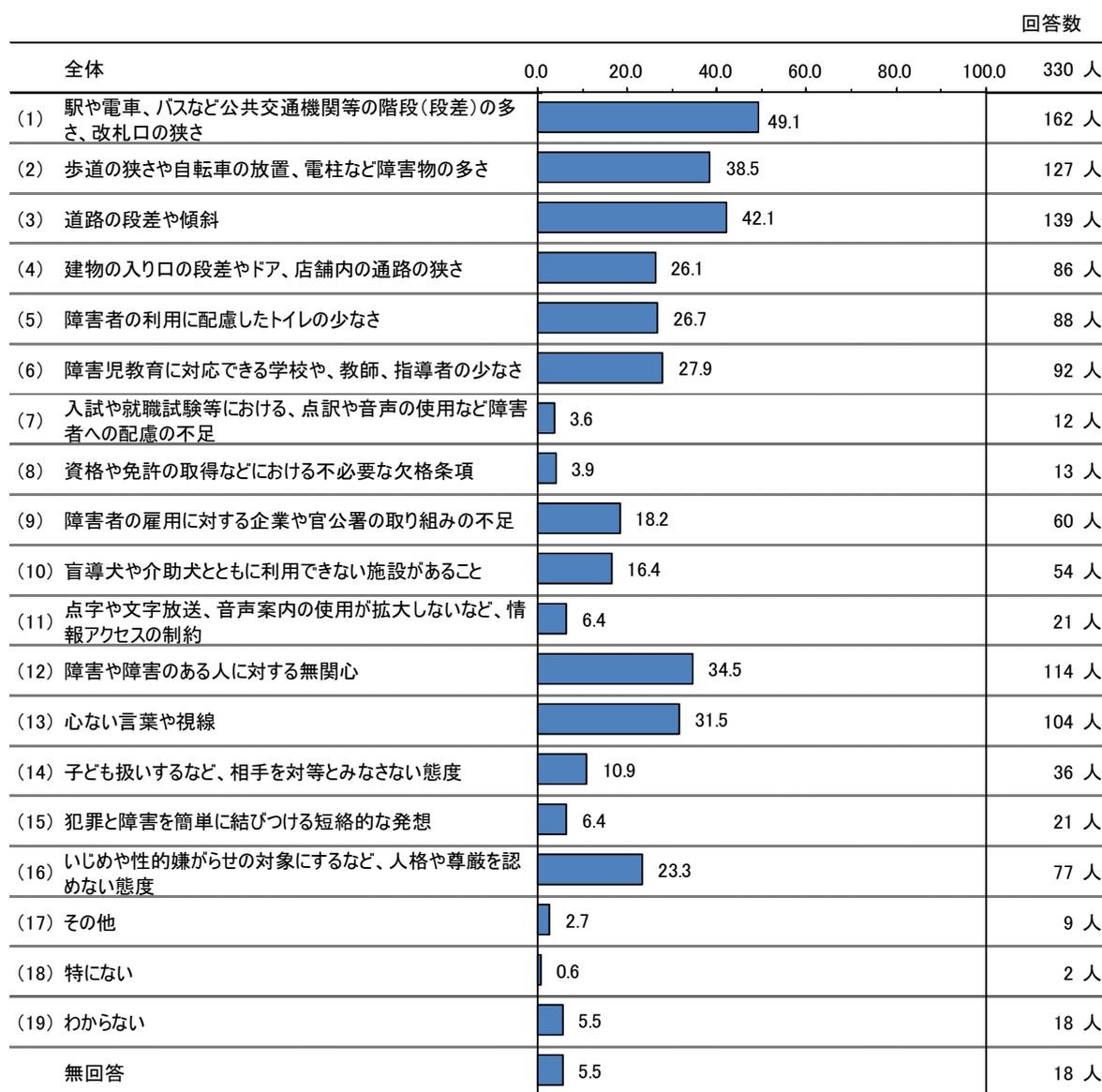


グラフ単位：(%)

⑰ 今後の障害者福祉について（一般市民用・アンケート結果より）

社会的障壁の除去のうち、特に大きな課題だと思うものについて、「駅や電車、バスなど公共交通機関等の階段（段差）の多さ、改札口の狭さ」（49.1%）が最も多く、次いで「道路の段差や傾斜」（42.1%）、「歩道の狭さや自転車の放置、電柱など障害物の多さ」（38.5%）、「障害や障害のある方に対する無関心」（34.5%）などとなっています。

■身の回りを考えた時、社会的障壁の除去のうち、特に大きな課題【複数回答】

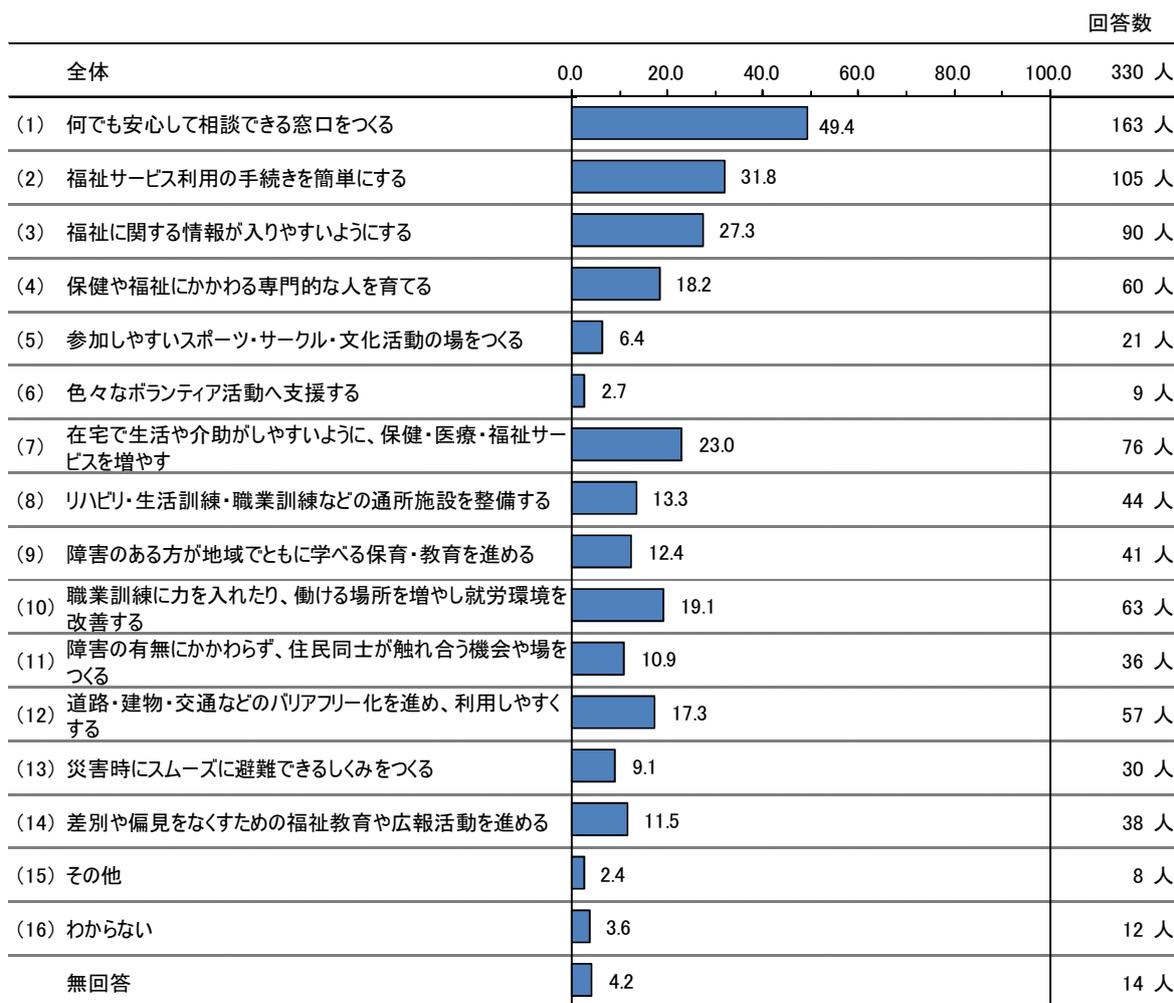


グラフ単位：（%）

第1章 総論

障害のある方にとって住みやすいまちをつくるために今後特に重要だと思うことについて、「何でも安心して相談できる窓口をつくる」(49.4%)が最も多く、次いで「福祉サービス利用の手続きを簡単にする」(31.8%)、「福祉に関する情報が入りやすいようにする」(27.3%)、「在宅で生活や介助がしやすいように、保健・医療・福祉サービスを増やす」(23.0%)などとなっています。

■障害のある方にとって住みやすいまちをつくるために、今後特に重要だと思うこと【複数回答】

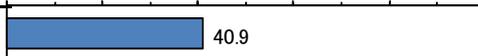


グラフ単位：(%)

⑩ 障害のある方の雇用状況等について（事業者用・アンケート結果より）

障害のある方を雇用して、困ったことや負担に感じたことについて、「障害者に適した業務の創出」（40.9%）が最も多く、次いで「急な欠勤や遅刻・早退などの際の状況確認などの対応」、「特にない」（ともに27.3%）、「職場等で体調不良やパニック等になったときの対応」、「他の従業員の負担が増えたこと」（ともに22.7%）などとなっています。

■障害のある方を雇用して、困ったことや負担に感じたこと【複数回答】

全体	回答数						22人
	0.0	20.0	40.0	60.0	80.0	100.0	
(1) 障害者に適した業務の創出							9人
(2) 他の従業員の障害に対する理解の促進							4人
(3) 社間関係の構築や仲間意識の醸成等							4人
(4) コミュニケーションに関すること							3人
(5) 職場等で体調不良やパニック等になったときの対応							5人
(6) 急な欠勤や遅刻・早退などの際の状況確認などの対応							6人
(7) 他の従業員の負担が増えたこと							5人
(8) 業務指導等のために選任の従業員を配置する必要があること							3人
(9) 職場環境の整備や設備の更新など							2人
(10) 通勤及び移動手段の確保	0.0						-人
(11) 特にない							6人
(12) その他	0.0						-人
無回答	0.0						-人

グラフ単位：(%)

⑱ 今後の障害のある方の雇用等について（事業者用・アンケート結果より）

障害のある方を雇用するにあたって重視することについて、「就労意欲、仕事に対する熱意」（69.7%）が最も多く、次いで「体力面や健康面の状況」、「コミュニケーション能力」（ともに54.5%）、「業務遂行能力・スキル」、「障害特性と作業内容のマッチング」（ともに48.5%）、「障害・難病の種別や程度」（45.5%）などとなっています。

■障害のある方を雇用するにあたって、重視すること【複数回答】

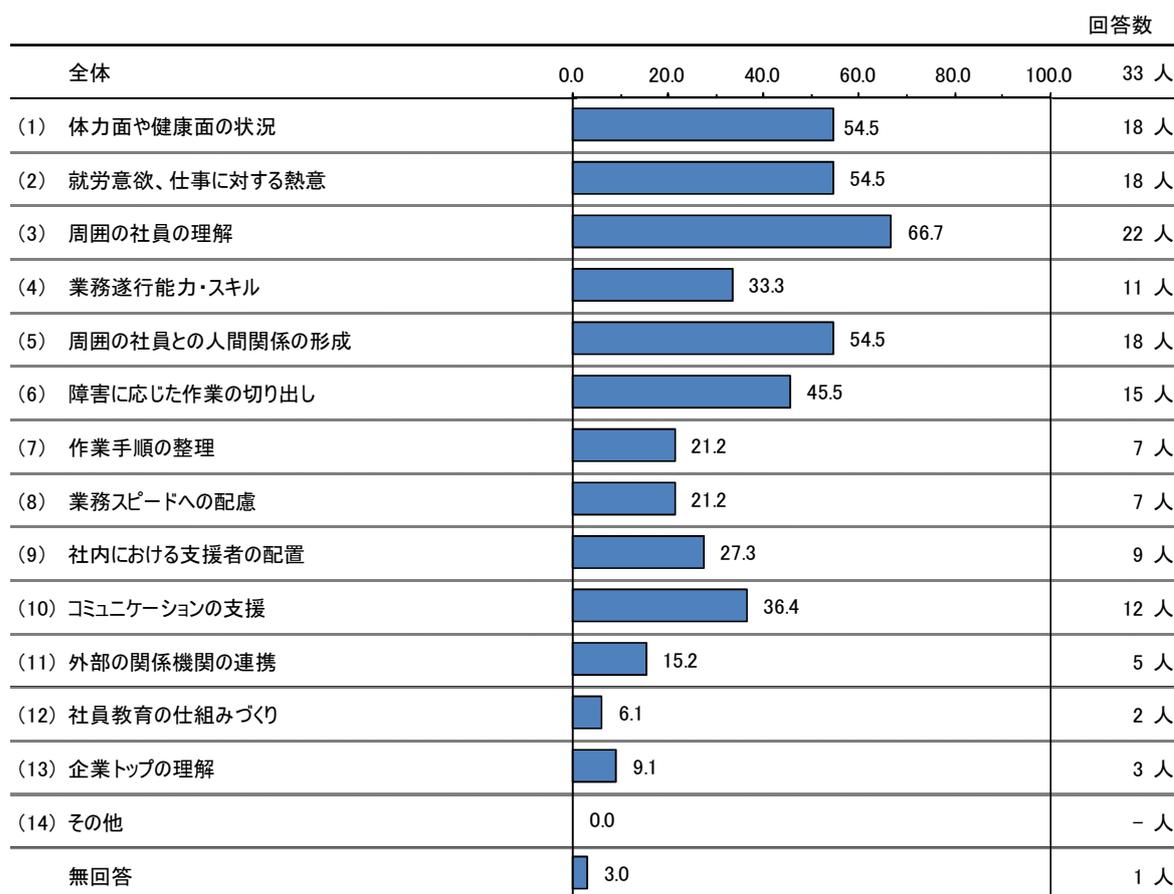
全体	0.0	20.0	40.0	60.0	80.0	100.0	回答数	
(1) 体力面や健康面の状況							54.5	18 人
(2) 就労意欲、仕事に対する熱意							69.7	23 人
(3) 障害・難病の種別や程度							45.5	15 人
(4) 業務遂行能力・スキル							48.5	16 人
(5) コミュニケーション能力							54.5	18 人
(6) 障害特性と作業内容のマッチング							48.5	16 人
(7) 理解力・判断力							42.4	14 人
(8) 誠実さ							27.3	9 人
(9) 社内における支援者の配置可否							12.1	4 人
(10) 家族の協力							15.2	5 人
(11) 外部の関係機関の連携							6.1	2 人
(12) 本社の詳細な情報提供							3.0	1 人
(13) 企業トップの理解							0.0	- 人
(14) その他							3.0	1 人
無回答							6.1	2 人

グラフ単位：(%)

第1章 総論

障害のある方が長く勤務し続けるために必要なサポートについて、「周囲の社員の理解」(66.7%) が最も多く、次いで「体力面や健康面の状況」、「就労意欲、仕事に対する熱意」、「周囲の社員との人間関係の形成」(いずれも 54.5%)、「障害に応じた作業の切り出し」(45.5%)、「コミュニケーションの支援」(36.4%) などとなっています。

■障害のある方が長く勤務するために必要だと思うサポート【複数回答】

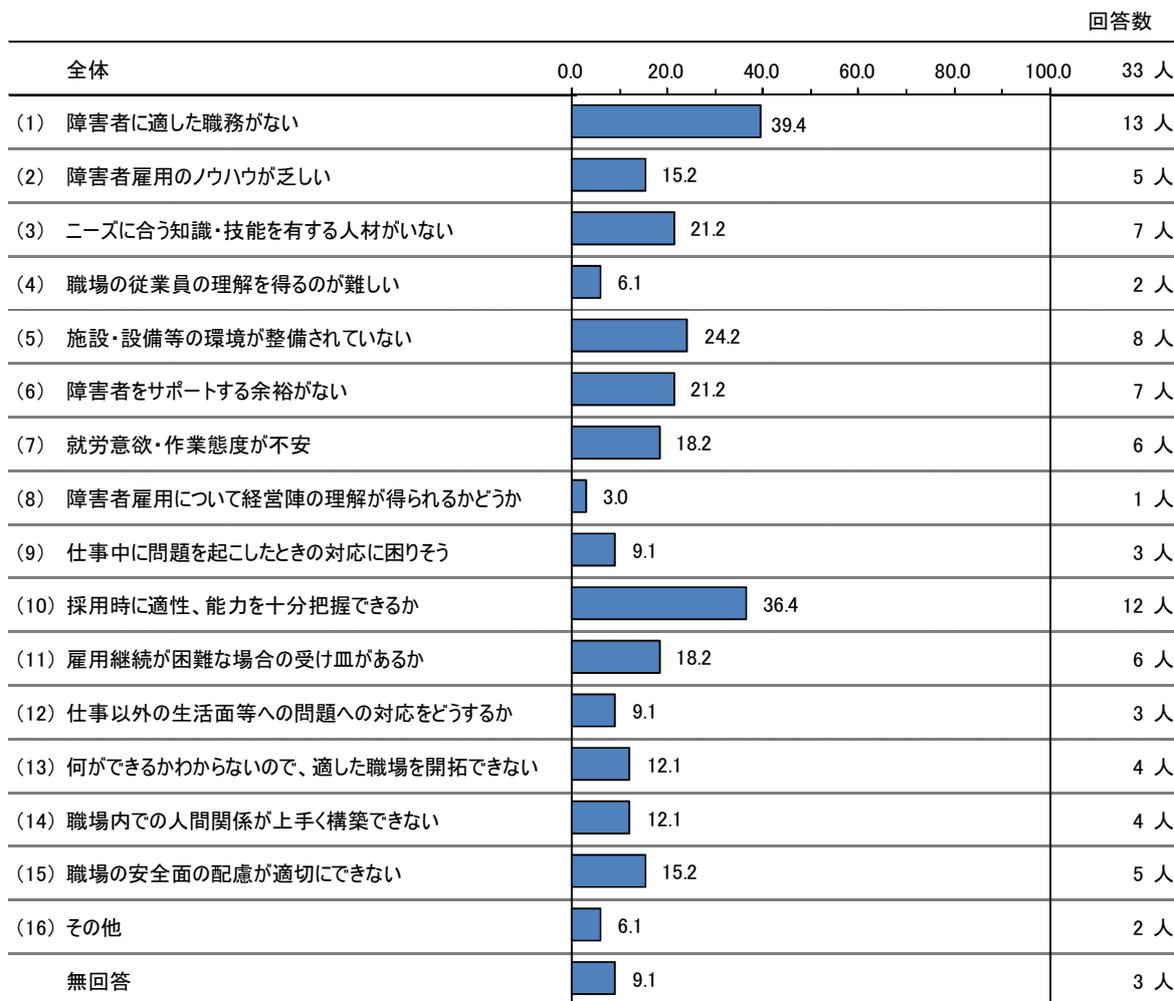


グラフ単位：(%)

第1章 総論

障害のある方を雇用するにあたっての課題や制約について、「障害者に適した職務がない」(39.4%)が最も多く、次いで「採用時に適性、能力を十分把握できるか」(36.4%)、「施設・設備等の環境が整備されていない」(24.2%)、「ニーズに合う知識・技能を有する人材がない」、「障害者をサポートする余裕がない」(ともに21.2%)などとなっています。

■障害のある方を雇用するにあたっての課題や制約【複数回答】

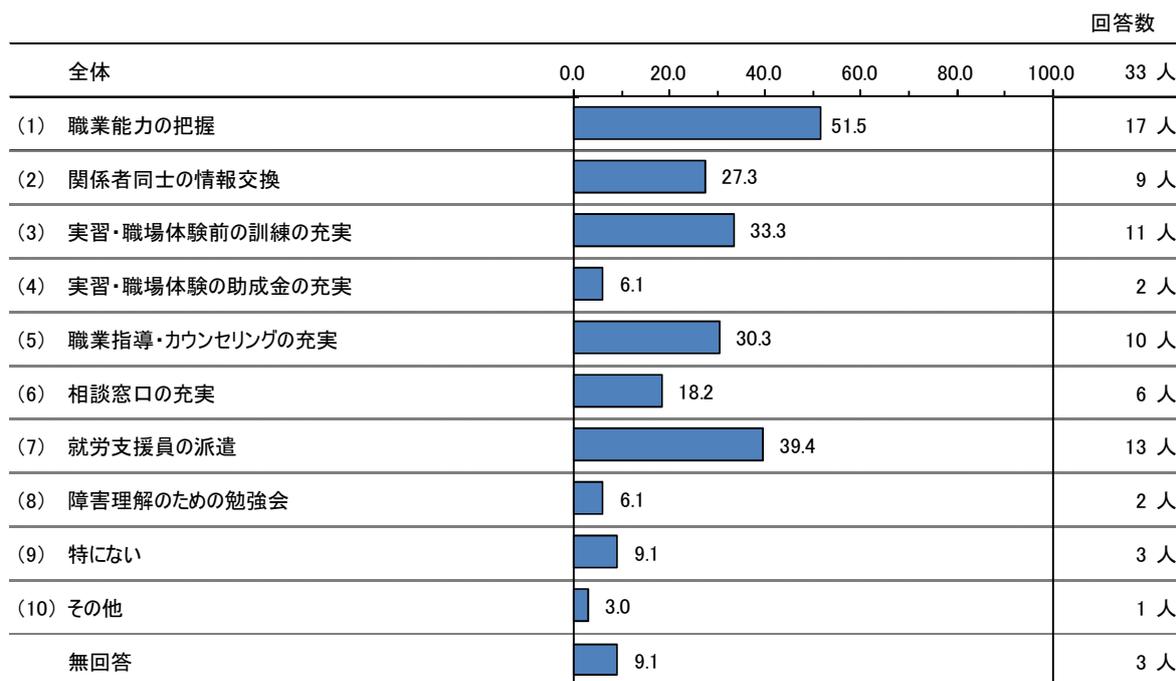


グラフ単位：(%)

⑳ 障害のある方向けの実習や職場体験について（事業者用・アンケート結果より）

実習や職場体験を受け入れるためにどのような支援があれば、受け入れが可能かについて、「職業能力の把握」（51.5%）が最も多く、次いで「就労支援員の派遣」（39.4%）、「実習・職場体験前の訓練の充実」（33.3%）、「職業指導・カウンセリングの充実」（30.3%）などとなっています。

■実習や職場体験を受け入れるための支援・方策【複数回答】



グラフ単位：（%）

2-3 関係団体ヒアリング調査結果の概要

(1) 実施の概要

平成29年度に、市内で活動されている障害者関係団体等を対象にヒアリング調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

① 調査の目的

団体等が日頃から感じられている課題等のアンケート調査では取得しにくい定性的な情報を把握し、障害福祉施策の立案等に活用するとともに新たな計画策定の基礎資料とすること。

② 調査の概要

団体(事業所)名	開催日時	開催場所	参加人数
Yes☆脳 (脳卒中当事者の会)	7月15日(土) 15:00~17:00	中央公民館 2階会議室	3名
ボランティアてとて (たんぼぼの会)	7月27日(木) 10:30~11:30	プラザ八王子 2階ボランティア研修室	12名 (3グループ)
ぴあ (支援の必要な子どもを持つファミリーの会)	7月30日(日) 11:00~12:20	プラザ八王子 3階多目的ホール	14名
地域活動支援センター「香美」	8月2日(水) 10:00~10:45	地域活動支援センター「香美」 (香美市立農業振興センター内)	3名
しらさぎ会 (物部町の精神障害のある方の集い)市の保健事業	8月2日(水) 13:30~14:20	奥物部ふれあいプラザ 1階機能訓練室	2名
地域活動支援センター「香美」	8月22日(火) 10:00~10:45	地域活動支援センター「香美」 (香美市立農業振興センター内)	4名
ぷちカフェ・アトリエ (障害のある方とボランティアの集い)市の保健事業	8月22日(火) 12:30~13:30	プラザ八王子 2階ボランティア研修室 及び作業訓練室	16名 (4グループ)

(2) 調査結果について

関係団体等へのヒアリング調査結果から、意見（一部抜粋）や課題を次のようにまとめました。

① 障害に関する地域の理解について

意見	当事者	<ul style="list-style-type: none"> ・孫を保育園へ送迎した際に子ども達にからかわれる。 ・宅配のものにいたずらされたり、宗教の勧誘を断れずに困ることがある。
	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・社会への啓発は進んできているとは思いますが、まだ不十分。 ・香美市は、障害についてはある程度理解のあるまちだと思う。が、本当に理解されてきたのは最近。一般社会への参加はまだまだ。 ・発達障害についての理解はまだまだである。 ・大人は勉強したりして障害への理解が深まってきているが、子どもは理解が少ない。
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・地域では、障害のある方を受け入れる人もあれば、よく思わない人もいる。 ・普段障害のある方と接する機会が少ない。
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・障害についての理解について、子どもの頃からの啓発が必要。 ・発達障害についての理解はまだ不十分である。 ・地域で障害のある方と身近に接する機会が少ない人もいる。地域でのつながりづくりが必要。

② 障害のある方が利用されるサービスや日常生活の支援、社会参加について

意見	当事者	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業や体操教室などに参加し、楽しい。 ・人とつながりたい。 ・制度の狭間で日中の行き場所のない人がいる。 ・なんでも相談できるところが欲しい。
	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスは制限があり、使い勝手が悪い。 ・サービスがわかりづらい。説明も専門用語が多くわかりづらい。 ・放課後の児童通所事業所が少ない。 ・障害児者へのお金のことを学ぶ機会の創出を希望。
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・もっと当事者の意見を取り入れて欲しい。 ・当事者の会では、自分のつらいことを全部口にする。当事者の会でなら話ができる。 ・自分たち当事者が動けるような環境を作ってほしい。
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動の場の充実。 ・サービスのわかりやすい周知と充実。 ・相談支援の充実。 ・障害のある方の意見を反映させる仕組みや、当事者の活動の支援。

③ 移動手段や公共施設、公共交通機関、道路などの障害のある方の利用について

意見	当事者	<ul style="list-style-type: none"> ・片手に麻痺があるので、パン屋等で片手にトレイを持ち、片手でトングを持つのが難しい。 ・病院や飲食店で靴を脱ぎ履きするときの椅子や、立ち上がる時の手すりがあると助かる。
	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や歩道は段差やデコボコがあり、視覚・車椅子・身体に障害のある方はとても不便。 ・JR やバスの割引制度を知らない人が多い。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、歩道等のバリアフリー化や、障害のある方も利用しやすいよう施設の整備が必要。 ・JR やバス等の割引制度を含む各種制度の周知。 	

④ 障害のある方の災害時や緊急時の支援について

意見	当事者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所がどこにあるか周知を徹底してほしい。 ・個々の障害に対応してほしい。 ・様々な障害のある人が集まって、災害を想定したキャンプをしてみたらどうか。
	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・パニックになるため、避難場所の中で安心して過ごせる場所を作してほしい。 ・何度も訓練、練習が必要。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の周知や、福祉避難所の整備。 ・助け合えるよう、地域でのつながりづくり、災害を想定した訓練。 	

⑤ 障害のある子どもさんに必要な療育・教育について

意見	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学校では、いい先生に出会えることも出会えないこともある。 ・保護者と学校と連携をとり、情報交換をしながら取り組んでほしい。 ・システムづくりや体制づくりができていたのに、子どもが卒業したり先生が代わってしまうと使われなくなるのはもったいない。 ・その子その子に応じた支援をしてほしい。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教育関係者のスキルアップ、支援体制の継続。

⑥ 障害のある方の雇用や就労支援について

意見	当事者	<ul style="list-style-type: none"> ・香美市は、障害のある方の就労先が少ない。
	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・以前に比べると障害者雇用が進んできた。 ・就労には職場の理解と本人のレベルと仕事のマッチングが大切。 ・仕事に就いてもなかなか長続きしない。相談に乗ってくれる人がほしい。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・就労のための準備や研修、フォローなどの就労支援の充実。 	

⑦ 障害のある方に必要な医療について

意見	当事者	・一人暮らしなので、病気になったときが心配。そういうときに誰かがいてくれたら安心。
	保護者	・なかなか自分で症状を訴えるのが難しい。 ・体調不良に気づかないことがあるため受診した時には悪化していることが多い。
課題		・症状を訴えられない人や一人暮らしの人もいるので、周りが気にかけるなどサポートが必要。

⑧ 障害のある方に対する情報提供やコミュニケーション支援について

意見	当事者	・人とつながりたい ・必要な人に必要な情報が届くことが大事。 ・情報提供が不十分。
	課題	・必要な人に情報が届くよう、わかりやすい情報提供を行うことが必要。

⑨ ボランティア活動について

意見	ボランティア	・ボランティア活動をすることで、自分も元気になる。 ・ポイント制など励みになる仕組みや、マッチングなど活動しやすい仕組みがあったらよい。 ・ボランティア活動に若い人の参画があったらいい。 ・地域でつなげる活動をしたい。
	課題	・ボランティア活動をしやすい体制づくりに向けて、香美市社会福祉協議会との連携・協力が必要。

⑩ 全体を通して

意見	当事者	・家族が亡くなって、一人になっても今の家で暮らしたい。 ・当事者団体が活動しやすいように環境を整えてほしい。 ・しらさぎ会への参加は気分転換になる。 ・ぷちカフェ・アトリエを利用するようになって、以前は口下手であまり話をしなかったが、ここへ来て、よく話すようになった。
	保護者	・それぞれの部署で連携がスムーズにいくように、福祉事業全体がレベルアップしてほしい。 ・親が亡くなった後、地域でどう暮らしていくか。健やかな人生を送れるシステムを作ってもらいたい。
	ボランティア	・香美市は他市と比べて福祉施設が多く、障害のある方が元気にいる。こういった意見を生かしてもらえれば、ますますいい町になると思う。 ・個人情報がちよっとややこしい。
課題		・支援機関の連携や、地域で安心して暮らせるシステムづくり。

(3) 各種アンケート調査結果や関係団体等へのヒアリング結果から見える課題

各種アンケート調査結果や関係団体等へのヒアリング結果から見える課題について、意見を以下のとおり整理しました。

① 「障害に対する理解・啓発」について

障害のある方への理解は、香美市内でも地域によって差があるほか、障害によっては偏見や認知度に差がある状況です。また、障害を理由に嫌な思いをしたことがあるという声や、日頃障害のある方と身近に接する機会がないという意見があります。障害について子どもの理解がまだまだ進んでいないという意見もあり、子どもの頃からの障害についての理解促進が必要となります。

② 「保育・教育」について

保育・学校教職員のスキルアップや、就学前から学校卒業まで一貫して継続した支援の仕組みづくりを求める声が多くあります。本人に合った適切な支援がされるとともに、支援が継続していく仕組みが必要になります。

③ 「雇用・就労支援」について

障害のある児童のアンケートでは、今後お子さんのために必要だと思うことについて、「会社などに就職ができるように就職先を多くすること」が最も多くなっています。また、ヒアリング調査でも、能力に応じた就労支援を求める声が多くあります。

事業所アンケートでは、障害のある方が長く勤務しつづけるために必要なサポートで最も多いのは「周囲の社員の理解」となっています。障害のある方の就労については、障害のある方への支援とともに、障害や障害のある方への理解・啓発が必要です。

④ 「社会参加、地域とのつながりづくり」について

アンケート結果から、障害のある方の生きがいとして「気の合う友達や仲間がいる」という回答が最も多くなっています。ヒアリング調査でも、「市の保健事業や地域活動支援センター事業等の集まりに参加して楽しい」という声が多くありますが、一方「制度の狭間で日中の行き場所がない方がいる」と心配する声もあります。日中活動の場のさらなる充実が必要と考えられます。

また、災害を想定した場合に日頃から地域でのつながりが大事という意見も多くあります。ほかにも、市民の中には、今後は身近なところでボランティア活動に参加したいという声もあり、今後、さらにボランティア活動の推進や地域でのつながりづくりが必要となります。

⑤ 「相談支援・情報提供」について

行政や関係機関が連携を図りながら、相談窓口をより明確にすることも含めて相談支援体制の充実が必要となります。また、情報を個々に応じた方法で、タイミングよくほしいという声も多くあることから、情報提供体制の充実も必要となります。

第3節 第2次香美市障害者計画の取り組み状況と課題

「第2次香美市障害者計画」について、平成29年度までの実行状況を施策ごとに評価し、5つの基本目標ごとにまとめた結果は次のとおりとなります。

なお、「第2次香美市障害者計画」の施策を部門別に評価した施策評価シートを資料編96ページに掲載しています。

基本目標1 自立を支える福祉サービスをめざして

相談支援体制については、障害者相談支援事業の委託先（地域活動支援センター「香美」）や身体・知的障害者相談員による相談支援を行っていますが、相談員の人材確保、相談機能の拡充が課題となっています。

また、日中一時支援事業や地域活動支援センター等の地域生活支援事業や、居宅介護、施設入所支援、就労継続支援をはじめとした自立支援給付などの障害福祉サービスを実施していますが、社会資源が不足しているため、利用者の希望するサービス量の確保が難しいサービスもあります。

虐待の防止については、平成24年の障害者虐待防止法施行により、障害者虐待防止センターを設置し、相談・通報の対応を行ったほか、障害者虐待防止等連携協議会を設置し、関連機関との連携強化を図りました。

基本目標2 共につくる心豊かなまちをめざして

移動手段の確保に向けて、福祉タクシー利用券の交付や移動支援事業の実施による障害のある方の外出支援や、自動車改造・運転免許取得の際の助成、広報香美の音訳版の無料配布等、障害のある方の社会参加促進に向けた取り組みを行っています。

活動基盤の育成として、ボランティアの登録・斡旋や手話サークルへの講師の派遣、NPO※法人による音声訳ボランティア養成講座や勉強会の開催支援、活動支援を行っていますが、参加者が少ない状況です。また、障害者団体活動支援を行っていますが、構成員の高齢化や減少に伴う会の弱体化が課題となっています。

障害のある児童の療育及び教育の充実に向けた取り組みとして、支援が継続する体制の整備に向けて、「香美市教育支援ファイル」を作成し、情報共有を図っていますが、中学校卒業後のつながりが難しく、課題となっています。

このほか、個別の教育支援計画の作成や、加配保育士や特別支援保育コーディネーター、スクールカウンセラーの配置等を行っていますが、保育士や特別支援保育コーディネーター等の人材確保と職員の資質向上が課題となっています。

障害や障害のある方に対する理解を深めるため、啓発講座の開催や各種人権教育・研修等を実施しています。また、香美市障害者自立支援協議会で、発達障害に関するパンフレットを作成し、小中学校で各家庭への配布を実施しています。

基本目標3 生涯を支える健康づくり・医療をめざして

母子健康手帳交付時に全妊婦に対して面接を行い、支援に努めています。妊娠期には全妊婦への電話相談や、必要に応じて妊婦訪問を実施しています。

また、新生児期の訪問の実施など、産後も早期から関わり、相談しやすい関係性を築きながら支援体制を整えています。

さらに、乳幼児健診で、発達障害や発達の遅れの疑いが確認された乳幼児と保護者に対し、適切な支援に結びつけるとともに、虐待の予防にも努めています。

このほか、健康づくりの支援として、保健師や管理栄養士による窓口や電話での相談受付を実施していますが、相談窓口の周知や健康に関心の薄い方へのアプローチが課題となっています。

医療費の経済的負担の軽減施策としては、障害者医療費支給制度のほか、中学校以下の子どもに対する医療費の自己負担分（保険適用分）の無料化や自立支援医療の給付を行っています。

また、日常生活用具※や補装具※を給付することにより、障害のある方が日常生活をより安心して過ごせるように支援しています。

基本目標4 住みよさを支える快適な環境をめざして

住居の確保・改善に向けた施策として、在宅の身体障害のある方を対象とした住宅の改修・改造に要する費用の一部助成等の支援を行っていますが、認知度が低いため、情報発信の強化が課題となっています。

バリアフリー※化については、公園の手すりの新設・改修やスロープの設置、身体障害者用トイレの整備等を実施しています。道路については、新設の路線は、バリアフリー化を行っていますが、既設路線については、維持管理に費用を要しているため、バリアフリー化が進んでいません。

交通安全教育については、山田養護学校や障害者施設で交通安全教室を実施しています。

基本目標5 生活を支える経済的基盤・就労の確保をめざして

市広報誌や市ホームページ等で年金制度、税の減免制度や障害児福祉手当※・特別障害者手当※・特別児童扶養手当※等の各種制度の周知を行っていますが、認知度が低いため、情報発信の強化が課題となっています。

また、就労支援として、関連機関と連携を図り、柔軟に対応していますが、即戦力としての雇用を求める企業が多く、様々な課題があります。

第4節 計画の重点課題

第3節にまとめた第2次障害者計画の課題や障害のある方へのアンケート調査結果、関係団体ヒアリング調査結果、障害者制度改革の方向等を踏まえた総合的な見地から、この計画の重点課題は次のように整理・集約されます。

4-1 日中活動や社会参加の機会の充実

アンケート調査結果によると、日中の主な過ごし方について、「何もしていない」と回答した人が3割以上と最も多くなっています。

本市では、一人ひとりの障害に合った日中活動の場を選択できるよう、各支援機関が連携を密にとりながら、日中活動の場を利用できるよう努めるとともに、地域住民との連携を図りながら活動の場を広げていく必要があります。

また、障害のある方が住み慣れた地域で自立して、健康的で安定した生活が送れるよう社会参加に向けた支援を継続し、地域社会との交流を図りながら日中活動の場を提供する必要があります。

4-2 相談支援・情報提供体制の充実

障害のある方の高齢化や障害の重度化、発達障害・高次脳機能障害などをはじめとする障害の多様化、そして親亡き後を見据え、障害のある方が住み慣れた自宅や地域で安心して生活を送ることができるよう、総合相談体制及びサービス等の情報提供体制の整備を図る必要があります。

本市では、相談支援事業として、障害のある方とその家族からの相談を受けるとともに、障害福祉サービスの利用援助・情報提供及び権利擁護※のために必要な援助を行い、相談機能の充実を図っています。また、相談窓口の周知、職員のスキル向上、職員の研修等への積極的な参加や相談支援事業所職員等への研修参加の呼びかけ等を行っております。

今後も、相談支援内容が多様化し、障害のある方の様々なニーズへの対応や、高齢化に伴う障害の増加も見込まれるなか、高齢の方や障害のある方を一体となって地域で支える地域包括ケアシステムを踏まえた、相談支援・情報提供体制の一層の充実を図る必要があります。

4-3 就労支援の充実と障害者雇用・就労の啓発

障害のある方が社会的に自立し、生きがいをもって人生を送るためには、就労も大きな選択肢のひとつとなります。しかしながら、香美市の民間企業における障害者雇用率は全国平均を上回っているものの就労の場はまだまだ不十分で、就労の場の確保は緊急かつ重要な課題となっています。

本市では、障害のある方の雇用・就業環境の改善への取り組みなどを行っていますが、障害のある方の就労を取り巻く環境は、社会経済環境の影響等もあり、依然として厳しい状況にあります。

また、アンケート調査結果によると、多くの障害のある方が就労に向けての支援を求めており、今後も、障害者就業・生活支援センター※などとの連携により、市内及び近隣企業等における障害者雇用への理解や、障害の特性に対応した就業形態への理解、職域の拡大、職業訓練機会の確保、職場への定着を図るためのフォロー等を進めるとともに、あわせて市内及び近隣企業等関係機関へ障害のある方に適した仕事の開発についても働きかけ、障害の程度にかかわらず、障害のある方の就業機会の拡大を図っていく必要があります。

4-4 共生社会実現に向けた障害者理解の促進・啓発

障害者差別解消法においては、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害のある方の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であるとされています。

今後は、地域生活を送る上で、社会的障壁の除去・改善に向けて、障害や障害のある方についての理解を深める機会や、コミュニケーションの場の創出が必要となります。

また、障害者虐待についても、広く市民への周知・啓発を行うとともに、その相談に適切に対応することで、障害者虐待を未然に防止していく必要があります。

4-5 障害のある児童への支援提供体制の充実

本市では、圏域に児童発達支援センター※があります。また、「香美市教育支援ファイル」の導入等、一人ひとりの子どもにあった成長を支援していますが、障害が疑われる段階から身近な地域で専門的な支援を行う必要があります。発達に様々な課題を持つ子どもたちそれぞれの特性に応じた適切な対応が必要とされており、身近な地域での支援体制を質、量両面でさらに充実させ、地域での健やかな成長を支援することが大切です。

今後は、乳幼児期から成人期までを通して、様々な生活場面のニーズに応じた一貫した支援を受けられるようになることと、医療、保健、福祉、教育に関する機関の連携の推進が求められています。

また、たんの吸引や経管栄養などが必要な医療的ケア児をはじめとする重症心身障害児が円滑に支援を受けることができるよう取り組みの充実を図っていく必要があります。

発達の遅れを早期に発見するため、各種検診や相談支援体制の充実や、気づきを適切な支援へつなげるためのライフステージ※に応じた課題に対応する支援体制の整備を図る必要があります。

4-6 地域での支え合いの仕組みづくりの推進

本市では、香美市障害保健事業である「ぷちカフェ・アトリエ※」や「しらさぎ会※」において、地域で暮らす障害のある方に活動交流の場を提供するとともに、ボランティアの養成に努め、障害のある方が暮らしやすい環境づくりを目指し、見守り等の活動を行っています。

今後は、障害があっても地域で暮らしていくためには地域で支え合う仕組みづくりが重要です。

また、ボランティア募集情報の提供の充実やボランティア相互のネットワークづくりの確保を図っていく必要があります。

第2章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念と将来像

**障害のある人もない人も、
一人ひとりの人格と個性を尊重し合う
共生のまち・香美市の実現**

香美市では、「ノーマライゼーション」を基本理念に、“完全参加と平等”をテーマとした「国際障害者年」の精神を汲み、「障害のある人もない人も、誰もが主体的に生き、共に支え合う地域づくり」をめざして、障害者福祉を推進してきました。

「改正障害者基本法」においては、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの考えにのっとり、一人ひとりが、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」をめざしていくことが基本とされています。

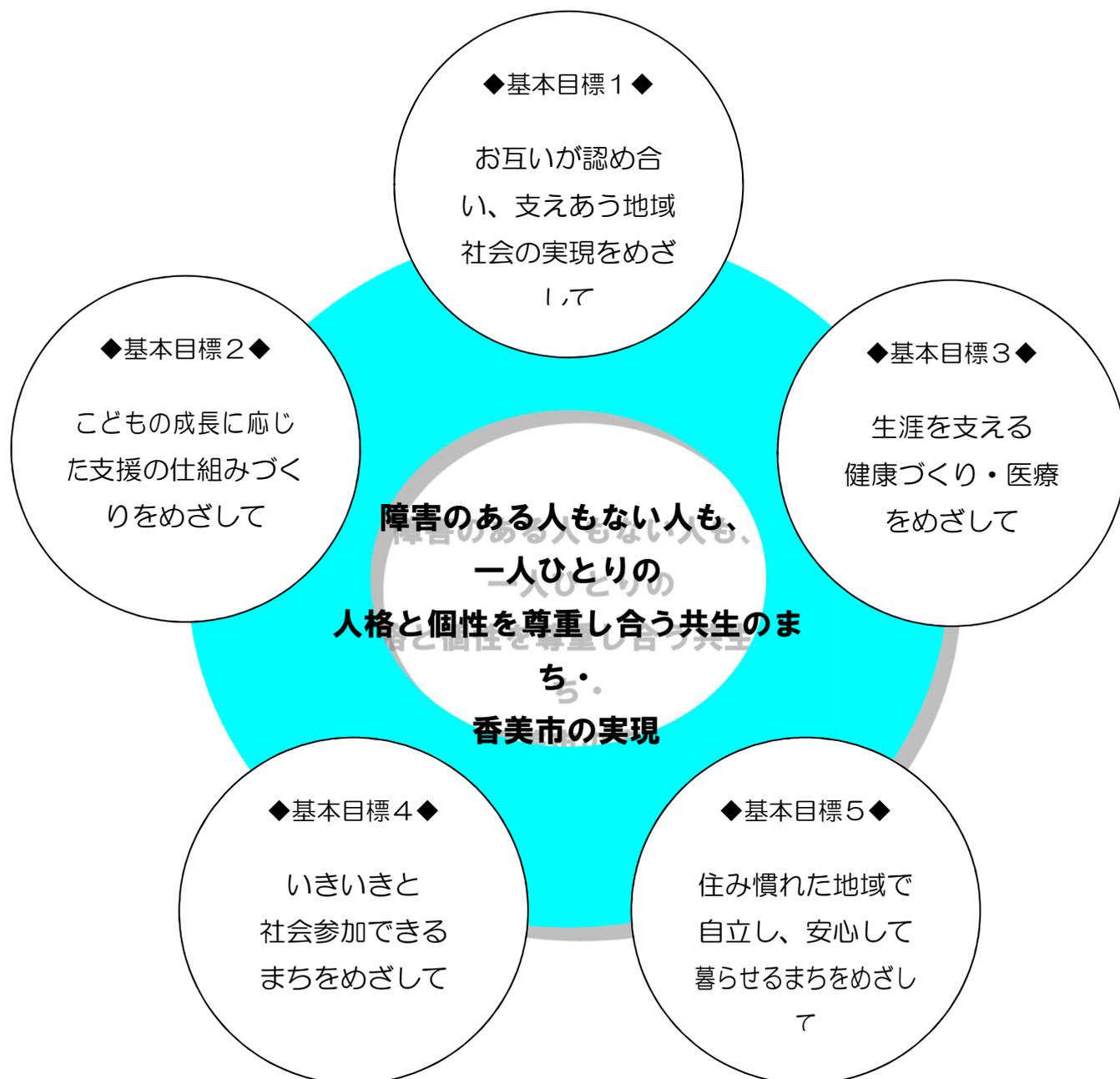
第2次障害者計画では、第1次障害者計画の基本理念「ノーマライゼーション」とテーマ「完全参加と平等」を継承しつつ、「改正障害者基本法」の考え方を踏まえ、“障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性を尊重し合う共生のまち・香美市の実現”を基本理念に掲げて計画を推進してきました。

本計画では、第2次障害者計画の基本理念を引き継ぎ、香美市に住むすべての人が住み慣れた地域で、だれもが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認めあい、支えあう社会の実現をめざし、計画を推進します。

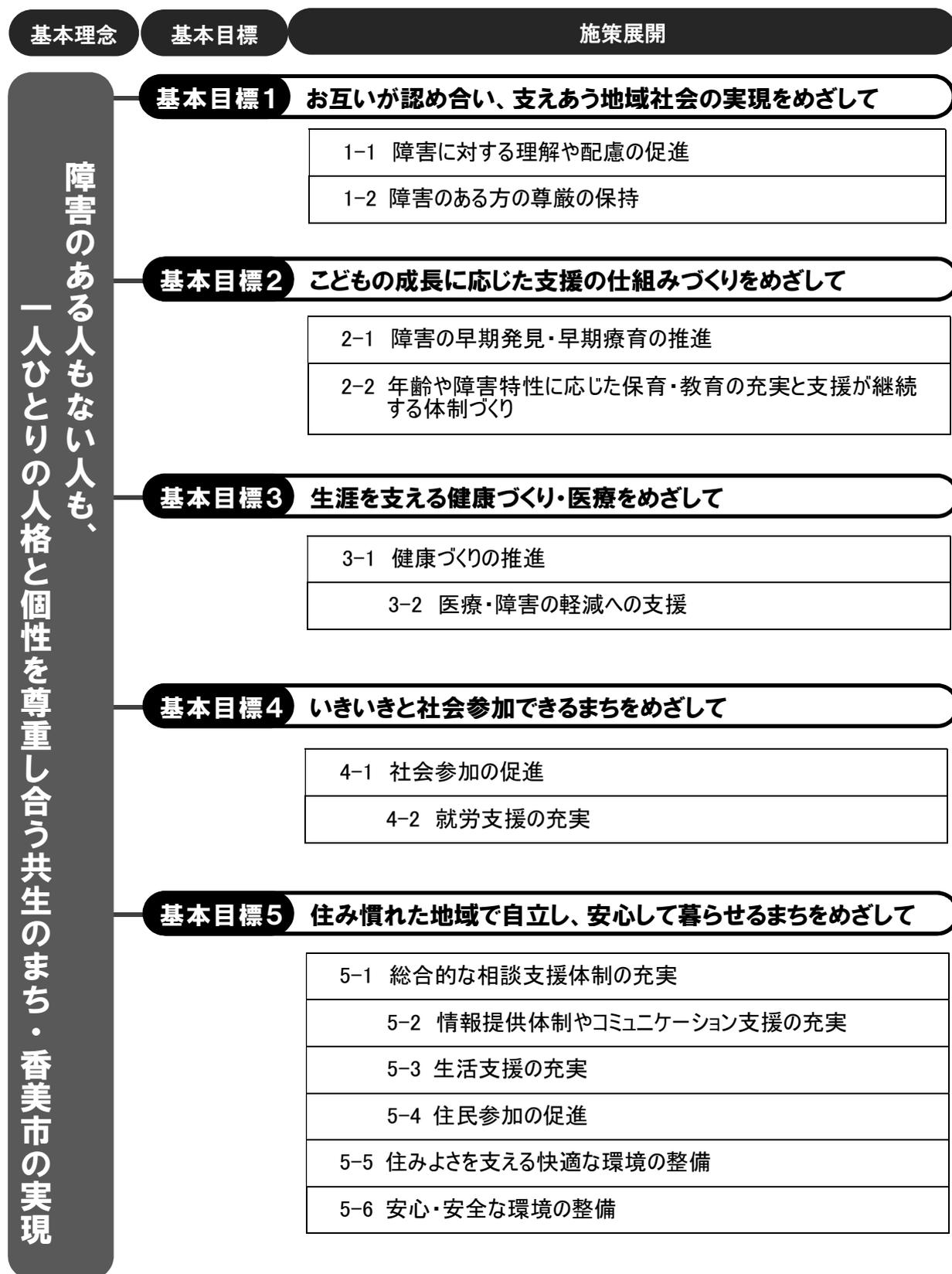
第2節 計画の基本目標

「障害のある人もない人も、一人ひとりの人格と個性を尊重し合う共生のまち・香美市の実現」に向けて、計画の重点課題を踏まえ、次の5つの基本目標を設定し、施策の展開を図ります。

■めざす将来像と基本目標



第3節 計画の施策の体系



第3章

第3次香美市障害者計画の内容

第3章 第3次香美市障害者計画の内容

基本目標1 お互いが認めあい、支えあう地域社会の実現をめざして

1-1 障害に対する理解や配慮の促進

(1) 啓発活動の推進

「ノーマライゼーション」の理念を具体化し、「個人の尊厳」の確立と「完全参加と平等」の社会の実現をめざして、あらゆる機会を通じ、障害や障害のある方に対する理解を深める啓発活動の充実を図ります。

【主な事業】

① 意識啓発の推進

障害のある方への理解を促進するため、今後も継続して意識啓発に取り組んでいきます。特に、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等への理解が進んでいないため、正しい理解を得られるよう一層の啓発に努めます。

また、香美市障害者自立支援協議会で作成した発達障害に関するパンフレットを市内小中学校の家庭に配布していきます。

② 人権啓発の推進

様々な人権課題のひとつとして、障害のある方等の人権問題に対する市民意識の啓発を図るため、関係団体と連携・協力をを行い、啓発活動の推進に努めます。

こんなことはありませんか

- 生活の場面で** すぐに気が散ってしまったり、じっとしてられない、ぼんやりしていることが増えたり不安で仕方ない、うまく片付けられない、よく忘れがちな
- 友達関係や集団活動の場面で** 友達とうまくかわるることができない、思い通りにならないとすぐ手が出してしまう、相手が何を言っているかわからない、場の空気を察知するのが苦手、ご褒美のために、切り替えができない
- 学習の場面で** 聞き間違いをしてしまったり、不用意で動作がごちゃごちゃ、簡単な計算にとっても時間がかかる、ノートをとるのが苦手、忘れ物が多い

これらもしかしたら神経発達上の問題、いわゆる「発達障害」かもしれません

【発達障害】は脳の発達の問題であり、養育環境やしつけの仕方によって、引き起こされるものではありません

理解のない対応で、自信と自己肯定感をなくすことも・・・

このような診断名がつくことがあります

- 注意欠如多動性障害 / 注意欠如多動性障害 (AD/HD)
 - 不注意 (集中できない)
 - 多動性・衝動性 (じっとしてられない、考えよりも先に動く)
- 自閉スペクトラム症 / 自閉スペクトラム障害
 - 社会参加コミュニケーションや、対人的相互作用的障害
 - パターン化した行動、興味・関心の広がり、こだわり
- 限局性学習障害 / 限局性学習障害
 - 「読む」「書く」「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて著明に著す

●この診断名は、2013年に公表されたアメリカ精神医学会の改訂版診断基準DSM-5に準拠しています。

早く気づいて、よい関わりを持つことが大切です

- ① 字どもを音読的にみる
 - 読めば、失敗する経験が多いと、自尊感情は低下していきます。失敗や間違いを指摘するよりも、小さなことでも認めることを心がけましょう。
 - タイムリーにその程度、さびげなく認める
 - 感情的に認めるのではなく、具体的にどうしたらよいか教える
- ② 視覚的に伝える
 - 話を聞くだけでなく理解することは苦手なようです。視覚的に伝えると理解しやすく、応対しやすくなります。
 - 絵カード、文字カードを使う
 - ジェスチャーで伝える
 - 実物、本物を見せる
- ③ 指示は短く、具体的に
 - 長い指示は、一度にたくさん指示、否定的な表現は控えたりします。具体的に簡単な指示を心がけましょう。
 - 「ちゃんとしなさい」「走ってほげん」「椅子に座りなさい」「おしましなさい」
- ④ 発達しを待たせる工夫を
 - 時間が多すぎると、注意散漫ももたらします。その子に合った時間や空間になるよう、心がけましょう。
 - 壁や合ったスケジュール表や、チェックリストを活用する
- ⑤ 罰金は少なく
 - 落ちこぼれる場所の確保
 - パフォーマンスを使う

▲市内の小中学校で配布している発達障害に関するパンフレット

(2) 福祉教育・人権教育の推進

障害や障害のある方に対する正しい認識、理解を得られるよう、あらゆる教育機会を通じて、意識啓発を行います。

【主な事業】

① 学校教育における福祉教育の充実

子どもたちが障害や障害のある方に対する理解を深め、これからの福祉のまちづくりについて考えを担っていけるよう、障害者施設・団体、NPO、香美市社会福祉協議会などと連携して、学校教育の場を中心に障害のある方との交流及び共同学習などを推進するとともに、ボランティア教育に取り組み、児童・生徒にボランティア活動に対する関心の高まりや理解の促進を図ります。

また、学校教育に多くのことが期待されている現状の中で、福祉教育の充実をいかに盛り込んでいくか、模索していきます。

② 人権教育の推進

「完全参加と平等」の実現をめざして、ノーマライゼーションの考え方を基本に、障害の有無にかかわらずお互いの人権を尊重しあう教育の推進に努めます。

③ 地域における福祉教育の充実

障害や障害のある方に対する地域住民の正しい理解と認識を深めるため、様々な生涯学習の場において、ボランティア活動への参加体験、福祉に関する講座などを開催し、地域における福祉教育の充実を図ります。また、今後もじんけんサークル「まごころ」で障害のある方の人権についてもテーマとして取り入れていきます。



▲じんけんサークル「まごころ」

④ 市職員の福祉に対する意識の高揚

障害のある方をはじめ誰もが住みやすいまちを実現するため、市職員の研修に、福祉及び人権に関する研修を積極的に取り入れ、市職員の福祉に対する意識の高揚を図ります。

また、こうち人づくり広域連合の研修カリキュラムの中で、障害のある方への理解を深めるための研修の受講を勧奨します。



▲災害時における障害のある方の人権について研修を受ける市職員

1-2 障害のある方の尊厳の保持

(1) 権利擁護制度の利用促進

成年後見制度の周知や、判断能力が十分でない方に対する権利擁護に関する相談体制の充実を図り、利用を促進します。

【主な事業】

権利擁護制度の周知

成年後見制度などの権利擁護制度を必要に応じて適切に利用できるように、制度の周知に努めます。

(2) 障害を理由とする差別解消の推進

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）について、広く周知に努めるとともに、スロープの設置等、事業者による合理的配慮※の提供（努力義務）を促進します。

【主な事業】

障害者差別解消法の推進

日常生活や社会生活における障害のある方の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くため、合理的な配慮について理解を促進するために、市民への周知に努めます。

(3) 虐待の早期発見・防止対策の推進

障害のある方への虐待防止に向けたシステムの整備に取り組みます。

【主な事業】

障害者虐待防止の推進

障害者虐待防止センターを設置し、関係機関との連携のもとに、香美市障害者虐待防止等連携協議会や香美市障害者自立支援協議会で、虐待防止に向けたシステムについて検討し、障害のある方への虐待防止を図ります。

基本目標2 こどもの成長に応じた支援の仕組みづくりをめざして

2-1 障害の早期発見・早期療育の推進

(1) 障害の早期発見・相談支援の充実

障害や発達の遅れを早期に発見するため、各種健診や保健事業の充実を図るとともに、保護者に寄り添いながら早期に適切な支援に結び付けられるよう体制整備に努めます。

【主な事業】

① 子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、情報提供や助言等を行います。また、母子保健コーディネーターを配置し、医療や福祉、子育て等関係機関と連携し、切れ目のない相談支援に努めます。

② 訪問・相談支援

妊娠期から電話相談や訪問等を行い、安心・安全な出産を迎えられるよう支援します。また、出産後早期から訪問し、育児不安や家庭での孤立化などに対し、早期支援が行えるよう状況を把握し、子育ての悩みや乳幼児の発育・発達について、関係機関と連携しながら迅速に対応できるよう努めます。

③ 乳幼児健康診査

乳幼児期の健康の保持増進を図り、運動機能・精神発達について支援の必要な乳幼児の早期発見に努め、適切な指導・療養の援助を行います。

また、母子健康手帳交付時や新生児訪問時等に周知を図り、健診後のフォローや未受診者への受診勧奨にも努めます。

④ のびのび相談室

発達障害や子育てに支援が必要な保護者に対する個別相談（のびのび相談室）を行い、保護者の気持ちに寄り添いながら児童の成長発達の支援を行っていきます。必要時には適切な時期の受診や療育に結びつくよう支援します。

(2) 早期療育の支援

教育、福祉、医療等の専門機関が連携を強化し、一人ひとりが持つ力を伸ばすことができるよう、早期療育の支援の充実を図ります。

【主な事業】

早期療育の充実

障害や発達の遅れのある疑いのある場合、児童通所支援サービス等により社会生活への適

応力を伸ばすことができるよう、早期療育体制の充実に努めます。また、近隣自治体とも協議しながら圏域での児童の支援体制の充実に図ります。

2-2 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実と支援が継続する体制づくり

(1) 障害のある児童への保育と特別支援教育の充実

障害のある児童一人ひとりのニーズに応じて就学前から一貫した保育・教育を行い、自立や社会参加に向けて、それぞれの能力・可能性を最大限伸ばせるよう、年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実に努めます。

【主な事業】

① 保育環境の充実

集団保育が可能で日々通所できる障害のある児童の受け入れを促進できるよう、保育士の加配や環境整備等の保育体制・保育環境の充実に努めます。

② 保育職員の資質向上

保育職員の資質向上のため、専門的な職員研修を実施したり、県等主催の研修会へ保育士が参加しやすい環境を整えるなど、保育士が障害のある児童への保育に対する知識を深めることができるよう努めます。

③ 特別支援保育コーディネーターの配置

保育所において、関係機関や保護者との連携調整役として特別支援保育コーディネーターを配置し、就学に向けての適切な引き継ぎができるよう努めます。

④ 教育環境の充実

学校教育内において、特別な支援を必要とする児童・生徒を早期に把握し、適切な支援に結び付けられるように、また、一人ひとりが持っている能力を最大限に伸ばせるように体制を整えます。

⑤ 学校教職員の資質向上

市内小中学校において、関係機関や保護者との連携調整役として特別支援教育※学校コーディネーターを校務に位置づけ、研修等を通じてコーディネーターの資質の向上を図ります。また、インクルーシブ（包括的）な社会の実現に向けて、学校内でもより専門的な支援ができるよう、研修等を通じて学校教職員のスキルアップを図ります。

⑥ 家庭との連携強化

保育所や学校が家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図るとともに、個別支援計画作成等の適切な早期支援ができるよう努めます。

(2) 支援が継続する体制づくり

特別な配慮や支援を必要とする子どもたちについて関係機関とさらなる連携を図り、適切な支援が引き継がれるような体制づくりに努めます。

【主な事業】

① 関係機関との連携による一貫性の確保

専門的な助言、指導を必要とする児童については、児童相談所、福祉保健所、保健衛生部門、教育委員会等関係機関との連携のもとに、早期支援を行うとともに、就学への適切な引き継ぎを行い、療育・教育の一貫性の確保に努めます。

② 香美市教育支援ファイルの作成

乳幼児期からの一貫した支援を効果的に行うため、特別支援保育コーディネーターや特別支援教育学校コーディネーターを中心とし、保護者や本人の思いを十分考慮し反映した「香美市教育支援ファイル」を作成し適切な支援を行うよう努めます。また、支援が引き継がれることで一人ひとりの持つ能力が発揮され、生きる力が育まれることをめざします。

③ 庁内連携の体制整備

よりよい支援体制を整備していくために、庁内関係部署の協議の場を設け、連携体制を強化していきます。

(3) 医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援

医療技術の進歩に伴い、医療的ケアの必要な子どもたちが増えています。医療的ケアを必要とする子どもたちが安心して生活し、保育・教育を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携します。

【主な事業】

医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援体制の整備

医療的ケアが必要な子どもたちやその家族の生活を支え、必要な保育や教育を受けられるよう、支援体制の整備に向けて、関係機関が協議をしながら連携を強化していきます。

※のある用語について資料編に用語解説があります。

基本目標3 生涯を支える健康づくり・医療をめざして

3-1 健康づくりの推進

(1) 健康づくり事業の推進

心身の健康に関する正しい知識の普及を図り、健康づくりを支援します。

【主な事業】

① 健康相談事業

市民に対して、心身の健康や食生活について相談に応じ、個人の健康状態に応じた適切な指導や助言が行えるよう、健康相談事業の充実に努めます。

また、特定健診やがん検診の受診勧奨、相談窓口の周知、健康に関する情報の発信等、市民の健康意識を高める働きかけを実施します。

② こころの健康づくり

医療機関をはじめ福祉保健所等、関係機関との連携のもとに、精神保健相談の充実に図り、こころの健康づくりを推進します。

また、こころの病気の早期発見、早期対応ができるよう、知識の普及啓発や相談窓口の周知を行います。

(2) スポーツ・レクリエーションの振興

障害の特性を踏まえた多様なスポーツ・レクリエーションの振興を図り、健康の維持、体力の向上を推進します。

【主な事業】

スポーツ・レクリエーションの普及

障害の種別や程度にかかわらず、すべての障害のある方が自身の健康づくりに取り組むことができるよう、香美市福祉体育大会をはじめ、軽スポーツ大会等への参加を促すなど、スポーツ推進委員や障害者福祉施設等関係機関と協力し、スポーツ・レクリエーションの普及に努めます。

また、市で開催しているグラウンド・ゴルフで「障害者の部」を設けて表彰を行っており、好評を得ています。今後もスポーツやレクリエーションに障害のある方が参加しやすい環境づくりに努めます。

(3) 保健・医療活動の推進

障害のある方の地域での自立した生活を支えていくため、医療機関との連携を強化し、医療の充実に努めます。

【主な事業】

① 医療体制の充実

障害のみならず、疾病の予防から治療、リハビリテーションに至るまでの一貫した保健・医療サービスの提供が図れるよう、関係機関と協議・連携し、医療体制の確保に努めます。

② 難病の方への支援

難病の方等の在宅での療養生活を支援するため、福祉保健所と連携し、保健師による訪問や健康相談等の充実に努めます。

3-2 医療・障害の軽減への支援

(1) 経済的負担の軽減

自立支援医療費や福祉医療費の助成による医療費支出の軽減を通じて、障害のある方の経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業】

① 自立支援医療（更生医療、精神通院医療、育成医療）の給付

18歳以上の身体障害者手帳を持っている方や18歳未満の身体に障害があるか、そのままだと将来障害を残すと認められる方を対象として、指定医療機関において、障害の除去または軽減、機能の回復等を行う手術等に要する医療費の一部を公費で負担します。

また、精神疾患により継続的に通院を要する方を対象として、指定医療機関における通院医療費の一部を公費（県）で負担します。

② 福祉医療の給付

身体障害者手帳または療育手帳を持っている方の内、重度の方を対象に医療費の自己負担分（保険適用分）を助成し、障害のある方の経済的負担の軽減を図ります。

(2) 福祉用具の普及促進と利用支援

補装具や日常生活用具を給付し、日常生活をより安心して過ごせるように支援します。

【主な事業】

① 日常生活用具の給付

障害のある方等に対し、ストマ用装具や紙おむつ等の日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図り、障害のある方等の福祉の向上に努めます。

② 補装具の給付

身体障害のある方や難病の方に対し、車イスや補聴器などの補装具の購入や修理等に要する費用の一部を支給することで、職業上その他日常生活の能率の向上に努めます。

基本目標4 いきいきと社会参加できるまちをめざして

4-1 社会参加の促進

(1) 日中活動や芸術・文化・余暇活動の充実

障害のある方の芸術・文化・余暇活動を促進していくため、活動や発表の場の拡大に努めます。

【主な事業】

① 活動・発表の場の確保

障害のある方及び障害者団体の芸術・文化活動に市の公共施設や、香美市芸術祭等のイベントを活用し、発表の場の確保に努めます。

② 余暇活動への支援

障害者手帳を持っている方に対し、香美市立美術館や吉井勇記念館、やなせたかし記念館等の入館料の減免を継続します。

③ 地域活動支援センター事業の実施・充実

地域活動支援センターは、障害のある方を対象に、創作的活動、生産活動の機会や、社会との交流ができる場所を提供し、地域生活支援の促進を図るための施設です。関係機関と連携して、障害のある方の多様なニーズに沿った柔軟な事業の実施・充実に努めます。

④ 居場所づくりの支援

あったかふれあいセンター事業や香美市デイサービス（ぷちカフェ・アトリエ、しらさぎ会）等、障害の有無にかかわらず気軽に集える場づくりを、社会福祉協議会やボランティア等と連携しながら実施します。



▲香美市芸術祭 福祉施設から出品された作品

(2) 移動手段の確保と参加機会の拡充

障害のある方の社会参加のために妨げとなっている移動等の問題を緩和または解消し、社会参加の促進を図ります。

【主な事業】

① 移動の支援

屋外での移動が困難な障害のある方等に対して、外出や余暇活動等のために移動支援事業を実施し、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

② 自動車運転免許取得・改造費への助成

障害のある方本人が自動車の改造をする場合や、自動車運転免許を取得する際に要する経費の一部を助成し、障害のある方の活動範囲を拡大し、社会参加につなげます。

③ 福祉タクシー利用券の交付

障害のある方に対してタクシー料金の一部を助成する「福祉タクシー利用券」を交付することで、障害のある方の外出を支援していきます。

④ 選挙における投票者への配慮

障害のある方が投票しやすい環境整備のため、投票所において、支障となる段差がある場合は簡易スロープの設置や人的介助が必要な場合は職員が対応できる体制をとっています。また、車イス用の投票記載台、点字による候補者名簿、点字器、老眼鏡、文鎮など、障害のある方がより投票しやすい設備や備品を準備しています。

このほか、選挙権を適切に行使できるよう、郵便（自宅等）で投票を行う不在者投票の周知を徹底し、障害のある方の社会参加の促進を図ります。

⑤ 公共交通機関の運賃割引制度等の周知

障害のある方の社会参加を促進するため、公共交通機関の運賃割引制度や有料道路の料金割引制度について、より一層の周知を図ります。

(3) 障害者団体の活動支援

障害のある方の社会参加を促進するため、障害のある方自らの主体性を尊重しつつ、障害者団体の自主的な活動を支援していきます。

【主な事業】

障害者団体や自主グループ等の活動支援

障害のある方の自立と社会参加を促進し、障害のある方の交流の促進をするため、障害者団体や自主グループ等との連携を図り、ニーズを踏まえた支援施策の検討を行うとともに、様々な事業展開の支援に努めます。

4-2 就労支援の充実

(1) 一般就労の拡大

障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、商工団体等関係機関との連携を図りながら、事業者に対し、障害のある方の就労に対する理解を深め、障害のある方の能力と適性に合った就労の場の確保に努めます。

【主な事業】

障害者雇用の促進

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害のある方の雇用の促進に対し、理解・協力を求めています。

(2) 雇用・就労の支援

一般就労の困難な障害のある方の就労・訓練の場として、関係機関と連携し、就労継続支援事業など、福祉的就労の場の拡大・充実を図ります。

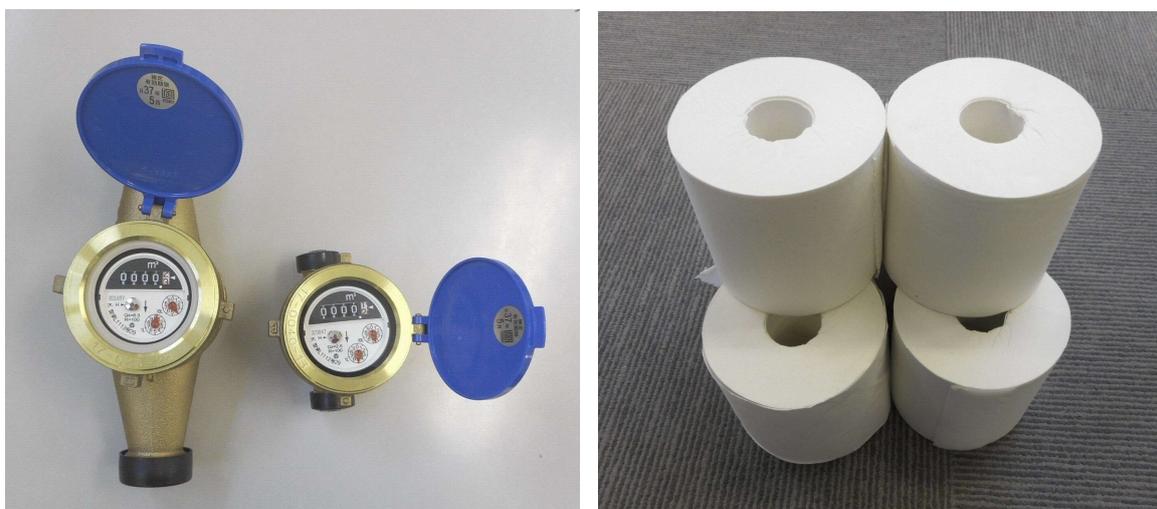
【主な事業】

① 関係機関との連携による就労支援

就労を希望する障害のある方やその家族から相談があった場合には、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、円滑な就職に結びつくよう支援します。

② 物品等の優先調達の推進

「香美市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市の調達する物品等について障害者就労施設等からの調達を促進するとともに、毎年実績の公表を行います。



▲障害者施設から購入した水道メーター、トイレトーパー

基本目標5 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまちをめざして

5-1 総合的な相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制の充実

障害のある方やその家族の多様化するニーズに対応し、総合的な相談が受けられるよう、相談支援体制の強化・充実を図ります。

【主な事業】

① 障害者相談支援事業の充実

障害者相談支援事業の委託先（地域活動支援センター「香美」）において、障害のある方の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行います。また、研修会等への参加により、相談員の専門性の強化に努めます。

② 身体障害者相談員、知的障害者相談員の体制整備

身体・知的障害者相談員の体制整備については、身体・知的障害者相談員への相談がほとんどないため、相談受付の体制の見直しも含めて、よりよい相談支援体制の整備に向けて検討していきます。

③ ケアマネジメント※体制の充実

障害の多様化・複雑化や家族の状況等、様々なニーズに対応できるよう、相談支援専門員間の連携を強化するとともに、資質向上を図ります。

(2) 障害者自立支援協議会の体制強化

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす協議の場である障害者自立支援協議会の体制強化に努めます。

【主な事業】

香美市障害者自立支援協議会の運営

香美市障害者自立支援協議会では、行政機関や障害福祉関連機関が集い、委託相談支援事業者について中立・公平の観点から評価するほか、地域の関係機関との連携強化を図るとともに、障害のある方等の支援施策について検討します。また、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗状況について研究・検証を行います。

相談支援部会をはじめとする専門部会の充実を図り、体制強化に努めます。

5-2 情報提供体制やコミュニケーション支援の充実

(1) 情報提供の充実

障害福祉に関する情報について、市広報誌及びホームページ等を活用し、周知徹底に努めます。

また、情報収集にハンディキャップのある視覚・聴覚に障害のある方に対して、情報提供が迅速かつ的確に行われるよう努めます。

【主な事業】

障害に応じた情報提供の充実

市ホームページでは、今後も障害の有無にかかわらず、利用しやすい、分かりやすさに配慮したホームページの作成に努めます。

また、視覚障害のある方に対して、市広報誌を音訳した「声の広報」を発行していきます。

(2) コミュニケーション支援※の充実

障害のある方が自立し、社会参加できるよう、必要な情報コミュニケーション支援体制の充実を図ります。

【主な事業】

コミュニケーション支援体制の整備

手話通訳者、要約筆記※者の派遣事業を推進するとともに、視覚障害や聴覚障害のある方のコミュニケーション支援体制の充実に努めます。

また、聴覚障害者協会と連携し、手話奉仕員の養成講座を開催します。



▲手話奉仕員養成講座の様子

5-3 生活支援の充実

(1) 障害福祉サービスの充実

障害のある方が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要なサービスの提供を行います。

また、介護者である家族の高齢化が進むなど生活の環境が変化する中で、障害のある方が地域において自立し、安定した生活を送れるよう、様々な支援を組み合わせ提供する地域生活支援拠点等の整備※に努めます。

【主な事業】

① 障害福祉サービスの充実

障害の特性や一人ひとりのニーズに応じてきめ細やかなサービスを適正に提供できるよう、関係機関と連携し、サービスの充実と提供体制の整備に努めます。

② 苦情解決体制の推進

福祉サービスの利用者からの苦情については、各機関と連携し、解決に努めます。

また、「福祉サービス困りごと解決委員会」の周知を行い、福祉サービスの質の向上を図ります。

(2) 年金や各種手当等経済的制度の周知

生活基盤となる所得を保障し、障害のある方の生活の安定を確保するため、各種年金・諸手当制度の周知を十分に行い、該当者の制度活用を促進します。

【主な事業】

① 年金制度・各種手当制度等の周知

障害のある方等を対象に、年金制度、障害児福祉手当・特別障害者手当・特別児童扶養手当などの各種手当制度や心身障害者扶養共済制度※に関する周知を行います。

② 税制度等の周知

経済的負担の軽減を図るため、様々な媒体を活用して、税法上の優遇制度、公共料金の割引制度等の周知を行います。

5-4 住民参加の促進

(1) 地域での支えあいの仕組みづくりとボランティア活動の推進

住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、共に支えあう社会の実現をめざします。

【主な事業】

① ボランティアの育成

様々な機会を捉えてボランティア意識の高揚を図るとともに、香美市社会福祉協議会等との連携によりボランティアの育成に努め、あったかふれあいセンターでボランティアの仕組みづくりの検討を行います。

② ボランティア、NPO等の活動支援

市民が積極的にボランティア、NPO活動を行えるよう、情報提供や交流の場の提供に努めます。また、ボランティア協議会へ補助金を交付し、活動を支援していきます。

5-5 住みよさを支える快適な環境の整備

(1) 住居の改善

障害のある方が地域で自立した生活を送れるよう、生活の基本となる住居の改善を推進します。

【主な事業】

① 住宅改修・住宅改造の推進

障害のある方が安心して快適に暮らせる住居の整備を促進するため、在宅で身体に障害のある方を対象に、住宅の床段差の解消や手すりの設置など住宅の改修・改造に要する費用の一部を助成します。

② 公営住宅のバリアフリー化

住宅のセーフティネットとして、住宅困窮者の受け皿となる公営住宅について、老朽化の著しい団地を対象にユニバーサルデザイン※設計に基づいた建替プログラム等を検討します。

(2) 建築物・道路等のバリアフリー化の推進

障害のある方が住みやすいまちとなるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、建築物や道路等のバリアフリー化を推進します。

【主な事業】

① 公共施設の整備

既存の施設については、限られた財源の中で緊急度の高いものから随時改修等を行い、どれもが安全で安心して利用できるよう施設のバリアフリー化を推進します。

② 道路等のバリアフリー化の推進

道路や歩道の段差解消及び、白線の補修や点字ブロックの敷設など、障害のある方も利用しやすいよう、バリアフリー化を推進するとともに、管理路線の修繕計画について見直しを図ります。

5-6 安心・安全な環境の整備

(1) 防災対策の推進

近い将来発生が予想される大規模な地震や、風水害及びその他の災害などから障害のある方を守るため、防災体制の整備充実を進め、安全な生活の確保を図ります。

【主な事業】

① 家具転倒防止対策の推進

支援関係機関への働きかけや個別訪問など、効果的な事業の周知方法を検討し、障害のある方やその世帯に対して、災害時における家具の転倒防止の必要性を啓発します。

② 災害時の要配慮者対策の推進

災害が発生した場合に、自分自身で行動をとることが困難な要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害時における情報伝達、安否確認、緊急入所等についての協力体制整備に努めます。

また、災害時避難行動要支援者の避難体制を整えるため、同意を得られた方の名簿を、避難支援関係者に提供し、平常時から情報共有を図ります。

③ 福祉避難所の指定・確保

災害が発生した場合に、障害のある方が安心して避難することができるように、障害者福祉施設・高齢者施設等の協力を得て、福祉避難所※の指定・確保を図ります。

(2) 消防・救急体制の充実

会話に不自由な聴覚や言語に障害のある方が、音声によらない119番通報ができるように整備を進め、安心・安全な生活の確保を図ります。

【主な事業】

新たな通報システムの整備（Net119の導入）

現在は、聴覚・言語機能障害のある方への対応として、FAXによる119番通報を受け付けています。これに加えて、平成32年度までに音声によらない緊急通報「Net119緊急通報システム※」の導入を図ります。

これにより、会話に不自由な聴覚や言語に障害のある方が、スマートフォン等を用いて、いつでもどこからでも音声によらない119番通報を行うことができることとなります。

(3) 防犯・交通安全対策の推進

犯罪から障害のある方を守るため、防犯体制の整備充実を進め、安全な生活の確保を図ります。また、障害のある方が安全かつ安心して社会参加できるように、障害のある方や市民への交通安全意識の啓発を図ります。

【主な事業】

① 防犯知識の普及等

安全で安心なまちづくりを推進するため、市防犯協会、警察、自主防犯団体等を中心に地域住民の協力を得て、障害のある方や家族に対する防犯知識の普及、啓発を行うとともに、防犯パトロールの強化や回覧、安全メールにて犯罪情報の提供を進めます。

② 交通安全教育の充実

障害のある方等に対する交通安全を確保するため、市、警察、県、関係団体及び家庭がお互いに連携をとり、交通安全に対する指導、啓発の充実を図ります。

また、交通安全教室では、受講対象者の入れ替わり等もあることから、交通事故防止のため継続して事業を実施していきます。

③ 「心のバリアフリー」の普及

路上駐車や歩道へのはみだし駐輪、商品陳列や立看板など、歩行の妨げとなる行為について市民に啓発を行い、障害のある方に配慮する「心のバリアフリー」についての普及を図ります。



▲福祉施設での交通安全教室

第4章

第6期香美市障害福祉計画・ 第2期香美市障害児福祉計画 の内容

第4章 第6期香美市障害福祉計画・第2期香美市障害児福祉計画の内容

第1節 計画の基本的な考え方

「第6期香美市障害福祉計画・第2期香美市障害児福祉計画」は、サービス提供体制の確保に関する計画で、障害者施策全般にわたる「第3次香美市障害者計画」の生活支援、就労支援、療育支援、相談支援等の分野の実施計画と位置づけられる計画です。

国の基本指針の基本的理念との整合を図り、障害のある方等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくうえでの基本的な方針として、次の5項目を基本方針とします。

① 障害のある方の自己決定の尊重・意思決定の支援と一元的な障害福祉サービスの実施

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別、程度を問わず障害のある方等の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮するとともに、障害のある方等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の整備に努めます。

② 地域社会への移行の推進と地域生活の継続の支援

障害のある方等の自立の観点から、地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある方等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。特に入所等から地域生活への移行を進めるため、日中サービス支援型指定共同生活援助の利用や地域生活支援拠点の整備に取り組みます。

また、地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みを推進し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

③ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

市民が「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り高め合う地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

④ 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障害のある児童のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障害のある児童が保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョン※を進めます。

⑤ 障害福祉人材の確保

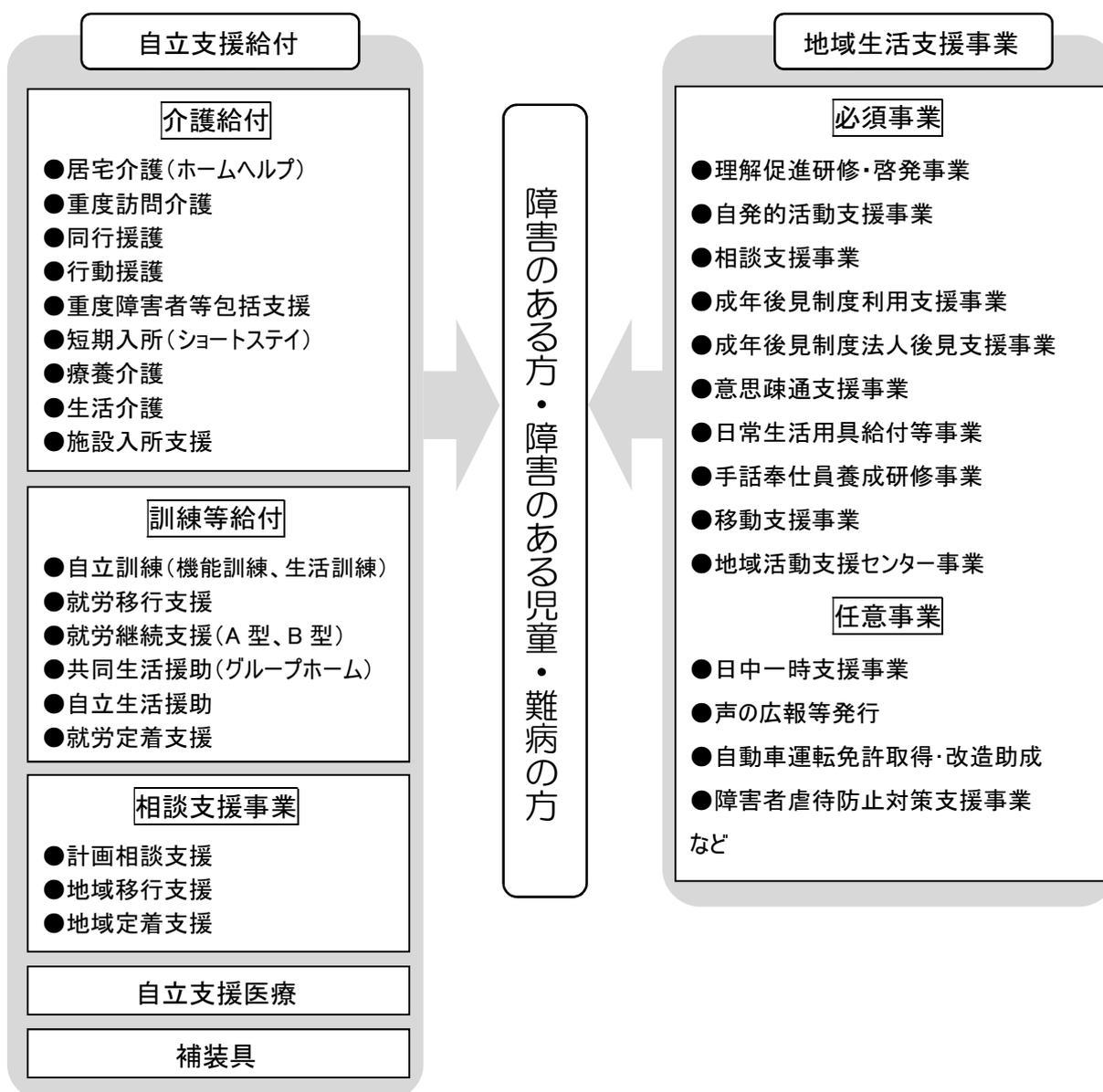
障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくため、それを担う人材の育成に努めます。

※のある用語について資料編に用語解説があります。

第2節 障害福祉サービスの体系

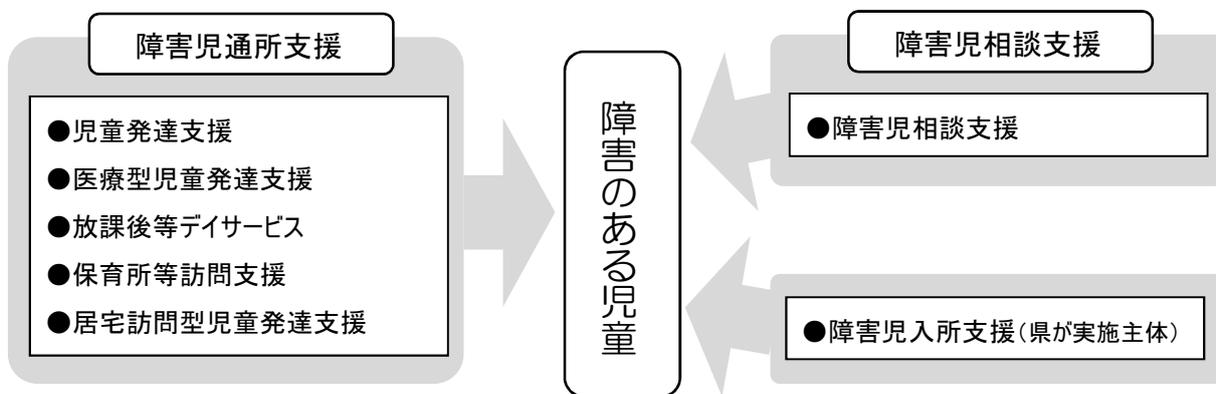
2-1 障害者総合支援法によるサービス体系

障害者総合支援法では、障害種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらずサービスが提供されます。同法で規定されるサービス体系は、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と利用料を含む具体的な内容を市町村が主体的となって地域の実情と利用者の状況に応じて柔軟に決定できる「地域生活支援事業」に大別されます。さらに、自立支援給付は、「介護給付」、「訓練等給付」、「相談支援事業」、「自立支援医療」、及び「補装具」に分けられます。



2-2 児童福祉法によるサービス体系

児童福祉法で規定されるサービス体系は、市町村が実施主体となる「障害児通所支援」と「障害児相談支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援」に大別されます。



第3節 令和5年度の目標値（成果目標）の設定

国の基本指針では、障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」及び「障害児支援の提供体制の整備」等に関して、成果目標を設定することとされています。

本市では、国の基本指針に即し、第5期障害福祉計画の進捗状況を踏まえ、令和5年度を目標年度として、以下に掲げる項目について、それぞれ成果目標を設定します。

3-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国指針の主旨】

- ・令和元年度末時点の福祉施設の入所者数の6%以上が地域生活に移行。
- ・令和5年度末時点の入所者数を令和元年度末時点の入所者数から1.6%以上削減。
- ・第5期障害福祉計画の目標値が達成されない見込みの時は、その未達成割合を目標値に加える。

【本市における方針】

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点で福祉施設に入所している障害のある方（施設入所者）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、令和5年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することとされています。

本市においては、第4期障害福祉計画における地域生活移行者数の目標値は既に達成しているものの、新たな施設入所支援利用者数が見込みより増えたため、入所者数は1人増加となっています。

国の指針に基づく本市における令和5年度末時点の施設入所者の地域生活移行目標値及び施設入所者の削減目標値は3人以上（6%）、1人以上（1.6%）が基本となりますが、これまでの実績の推移及び、これから地域生活へ移行が予定される方を予測し、1人（2.0%）と設定しました。施設入所者の削減目標値は、在宅生活されている障害者又はその介助者の高齢化及び施設入所の待機者数を考慮した場合、削減することは困難な状況にあり、1人の増（-2.0%）としました。

本市においては、福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けて、個別事例ごとにきめ細やかな対応策を検討していきます。特に日中サービス支援型指定共同生活援助を活用することにより、地域生活への移行を促進していきます。また、地域生活への移行後の障害のある方の社会参加や自立を促進するため、地域生活支援拠点等の整備を進めることで、安心して地域生活を送れるよう、地域での受け入れ体制の充実を図ります。

【成果目標】

項目	数値等	備考(本市における考え方)
平成28年度末時点の施設入所者数	47人	
【前回目標値】 地域生活移行者数	1人 (2.1%)	令和2年度末までの地域生活移行者数
平成29年度から令和元年度までの 地域生活移行者	3人	
平成29年度から令和元年度までの 新たな施設入所支援利用者数	6人	
令和元年度末時点の施設入所者数(A)	49人	令和元年3月31日の施設入所者数 死亡による減少が1人
【目標値】 地域生活移行者数(B)	1人 (2.0%)	これまでの実績の推移及び、これから地域生活 へ移行が予定される方を予測し、設定。
新たな施設入所支援利用者数(C)	3人	令和5年度末までに新たに施設入所支援が必要 な利用人員見込み
令和5年度末の入所者数(D)	50人	令和5年度末の利用人員見込み[A-B+C- (高齢者施設への移行者等:1人)]
【目標値】 施設入所者数の削減見込み	-1人 (-2.0%)	差し引き減少見込み数[A-D](Aの-2.0%)

3-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国指針の主旨】

- ・精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数をの平均を316日以上。

【本市における方針】

長期入院をされている精神障害のある方の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者だけでなく、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できるインクルーシブ（包括的）な社会を構築していく必要があります。

本市においては、令和元年度からは、地域移行支援への取り組みを開始しています。今後は、地域移行支援を活用し、地域移行を進めると同時に退院後も継続して支援する自立生活援助事業所の整備に取り組んでいきます。

更に、令和3年4月に施行される社会福祉法第106条の3に定める包括的な支援体制整備に向けての協議会を令和5年度に設置し、その中で体制の整備を進めていきます。

【成果目標】

項目	数値等	備考(本市における考え方)
令和元年度における精神障害者の地域移行支援利用者数	1人	
【目標値】 令和5年度における精神障害者の地域移行支援利用者数	2人	精神科病院からの退院にあたり、地域移行支援を利用する方の見込み数
令和元年度における精神障害者の自立生活援助利用者数	0人	
【目標値】 令和5年度における精神障害者の自立生活援助利用者数	1人	サービス提供事業所の整備が課題 地域移行支援利用者の利用を見込む

3-3 地域生活支援拠点等の整備

【国指針の主旨】

- ・令和5年度末までに、地域生活支援拠点等（または面的な支援体制）を各市町村または各圏域に1か所以上確保。
- ・地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討。

【本市における方針】

国の基本指針では、障害のある方の高齢化、重度化等の対応や“親亡き後”を見据え、障害のある方が地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指して、障害のある方の生活を地域社会で支えるサービス提供体制を構築していくことを目的として、令和5年度末までに各市町村または各圏域において地域生活支援拠点を少なくとも1ヶ所確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

本市においては、地域生活支援拠点等が整備されていないことから、地域生活移行や親元からの自立等のための相談・助言・就労支援や、短期入所、一人暮らしの体験（自立生活体験室の整備など）、日中の見守り等の緊急時の受け入れ・対応などの機能を備えた地域生活支援の拠点について、近隣自治体と協議のうえ、整備を検討します。

【成果目標】

項目	数値等	備考(本市における考え方)
【目標値】 地域生活支援拠点設置数	1か所	香美市又は近隣自治体で整備を検討

3-4 福祉施設から一般就労への移行等

【国指針の主旨】

- ・障害のある方の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する人数を令和元年度の移行実績の1.27倍以上を基本とする。
- ・就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。
- ・就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上とする。
- ・就労継続支援B型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上とする。
- ・就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえたうえで、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・一般就労移行者数及び就労移行支援事業利用者数について、第5期障害福祉計画の目標値が達成されない見込みのときは、その未達成割合を目標値に加える。

【本市における方針】

本市における目標値については、令和5年度の一般就労への移行者数を2人、令和5年度中の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数を1人としました。

なお、福祉施設から一般就労への移行については、ハローワークや障害者就業・生活支援センター及び就労系事業所などと連携し、一般就労に向けた取り組みを支援していきます。

【成果目標】

項目	数値等	備考(本市における考え方)
平成28年度の年間一般就労移行者数	2人	平成28年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【前回目標値】 令和元年度の年間一般就労移行者数	2人	これまでの実績の推移及び、これから一般就労への移行が予定される方を予測し、設定
令和元年度の年間一般就労移行者数	1人	
【目標値】 令和5年度中の年間一般就労移行者数(A)	2人	(B)+(C)
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	1人	
【前回目標値】 令和元年度末の就労移行支援事業利用者数	1人	これまでの実績の推移及び、これから就労移行支援事業の利用が予定される方を予測し、設定
令和元年度末の就労移行支援事業利用者数	6人	
令和元年度中の就労移行支援事業を利用しての一般就労への移行者数	1人	
【目標値】 令和5年度中の就労移行支援事業を利用しての一般就労への移行者数(B)	1人	
令和元年度中の就労継続支援A型事業を利用しての一般就労への移行者数	0人	
令和元年度中の就労継続支援B型事業を利用しての一般就労への移行者数	0人	

第4章 第6期香美市障害福祉計画・第2期香美市障害児福祉計画の内容

項目	数値等	備考(本市における考え方)
【目標値】 令和5年度中の就労継続支援A型又はB型事業を利用しての一般就労への移行者数(C)	1人	
令和元年度中における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業の利用者数	0人	令和元年度中に就労移行支援事業を利用して一般就労した1人は、令和2年7月より就労定着支援事業を利用中
【目標値】 令和5年度中の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数	1人	

3-5 障害のある児童に対する支援の提供体制の整備 等

【国指針の主旨】

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置。（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可）
- ・令和5年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上設置。（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での設置も可）。
- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各市町村に設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置。（市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上で、圏域での設置も可）

【本市における方針及び成果目標】

令和3年2月現在、「児童発達支援センター」は中央東圏域に1ヶ所整備されています。引き続き、障害のある児童の発達支援と保護者への家族支援などの地域支援体制を強化していきます。

障害のある児童が在籍する保育所等を支援員が訪問し、障害のある児童が集団生活に適應することができるよう、保育士等に本人の特性や支援方法等の専門的な指導を行う「保育所等訪問支援事業所」は、市内に1ヶ所、中央東圏域に3ヶ所整備されており、サービスの利用者数が増えています。引き続き、保護者や保育所等へのサービスの周知を行い、利用促進を図っていきます。

主に重症心身障害児を支援する児童通所支援事業所は圏域に1ヶ所ありますが、今後もサービス提供事業所や相談支援事業所、行政とが連携し、近隣自治体とも情報交換を行いながら支援体制を整備していきます。

また、今後、医療的ケアが必要な児童やその家族を地域で支えることができるよう、広域での協議の場や調整方法を検討し、既存の障害者自立支援協議会等も活用しながら、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携を図り、支援体制を整備していきます。

【成果目標】

項目	数値等	備考(本市における考え方)
【目標値】 医療的ケア児のための保健・医療・障害福祉・教育等の関係機関の協議の場	設置	
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーター数	1人	

3-6 相談支援体制の充実・強化 等

【国指針の主旨】

- ・総合的、専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するため、各市町村又は各圏域において、基幹相談支援センターを設置又は包括的な相談支援体制を構築する。

【本市における方針及び成果目標】

令和3年2月現在、本市に指定特定相談支援事業所は4事業所、指定障害児相談支援は2事業所、一般相談支援事業所は1事業所が設置されていますが、基幹相談支援センターは未設置の状況です。

今後は、基幹相談支援センターの整備について検討していくとともに、引き続き各事業所間の情報共有及び学習の場（香美市相談支援事業所連絡会）にて、相談支援体制の強化に取り組んでいきます。

また、香美市障害者自立支援協議会における相談支援部会において、市内の相談業務を担う事業所との情報共有と地域課題解決へ取り組んでまいります。

更に、令和3年4月に施行される社会福祉法第106条の3に定める包括的な支援体制整備に向けての協議会を令和5年度に設置し、その中で体制の整備を進めていきます。

【成果目標】

項目	数値等	備考(本市における考え方)
【目標値】 基幹相談支援センター	設置	
【目標値】 香美市相談支援事業所連絡会の開催	4回/年	
【目標値】 相談支援部会(香美市障害者自立支援協議会)の開催	6回/年	
【目標値】 包括的な支援体制整備に向けての協議会	設置	

3-7 障害者福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国指針の主旨】

- ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び指導監査結果の関係市町村との共有

【本市における方針及び成果目標】

障害福祉サービス等の利用者へ必要としているサービス等を適切に提供するため、障害福祉サービス等に係る研修へ市職員を参加させます。

また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所からの請求過誤を無くす取組を進めていきます。

高知県が実施する指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査へ参加することで適正なサービスの提供に努めていきます。

【成果目標】

項目	数値等	備考(本市における考え方)
【目標値】 市職員の障害福祉サービス等に係る研修への参加	3人	延べ人数
【目標値】 事業所からの請求に係る高知県国民健康保険団体連合会による審査に加えて、市独自の審査を実施	12回	月次で実施
【目標値】 高知県が実施する指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査への参加	2回	

第4節 障害福祉サービス等の見込量及び提供体制確保のための方策

障害福祉サービス等について、利用実績と今後の本市の障害のある方（児童）が希望する地域生活を支えるサービス量を踏まえ見込量を設定します。

4-1 介護給付・訓練等給付

(1) 介護給付・訓練等給付の概要 このほか、サービスを受けるためには要件があります。

	サービス名	サービスの内容	対象者
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方または重度の知的障害のある方もしくは精神障害により著しい困難を有する方であって、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	障害支援区分4以上
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方。
	行動援護	自己判断が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	障害支援区分3以上
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分6
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気などのときに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上
	療養介護	医療を必要とする方のうち、常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	医療及び常時介護を必要とする障害のある方のうち、長期の入院による医療的ケアを要する方で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害者で障害支援区分5以上の方。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	障害支援区分3以上 (50歳以上は区分2以上)
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分4以上 (50歳以上は区分3以上)

	サービス名	サービスの内容	対象者
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある方を対象として、病院を退院もしくは特別支援学校を卒業した後、地域生活を営むことができるよう、身体機能、生活能力の維持向上等のために必要な訓練を行います。(標準利用期間1年6月間)	自立した日常・社会生活を営むことができるよう身体機能や生活能力の維持・向上のための訓練等が必要な身体障害のある方。
	自立訓練 (生活訓練)	知的障害や精神障害のある方を対象として、病院や施設を退院、退所したり、特別支援学校を卒業した後、地域生活を営むことができるよう、生活能力の維持向上等のために必要な訓練を行います。(標準利用期間2年間)	自立した日常・社会生活を営むことができるよう生活能力の維持・向上等のために支援・訓練等が必要な知的障害または精神障害のある方。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(標準利用期間2年間)	就労を希望する 65 歳未満の障害のある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方。
	就労継続支援 (A型=雇用型)	一般企業等での就労が困難な場合に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である 65 歳未満の障害のある方。
	就労継続支援 (B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な場合に、雇用契約に基づかないで就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害のある方で、次のいずれかに該当する方。 1. 就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な方。2. 就労移行支援事業を利用した結果、B型事業の利用が適当と判断された方。3. 上記1、2に該当せず、50 歳に達している方または障害基礎年金1級受給方。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。	障害のある方で、生活を送るのにサポートが必要な方。
	自立生活援助	定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題がないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	施設入所やグループホーム等を利用していただいていた障害のある方で、一人暮らしへ移行した方。
就労定着支援	企業・自宅等への訪問や来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	就労移行支援の利用を経て、一般就労に移行した方で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている方。	

(2) 介護給付・訓練等給付の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間 /月	見込値	403	413	423	425	430	435
			実績値	329	435	340.5			
	人 /月	見込値	29	30	31	21	21	20	
		実績値	28	23	17				
	短期入所 (ショートステイ)	人日 /月	見込値	94	104	114	43	40	37
			実績値	55	15	44			
		人 /月	見込値	15	16	17	10	10	10
			実績値	12	4	5			
	療養介護	人/月	見込値	9	9	9	9	10	11
			実績値	9	9	9			
	生活介護	人日 /月	見込値	1,822	1,845	1,891	1,904	1,950	1,997
			実績値	1,778	1,823	1,779			
人 /月		見込値	86	87	89	95	97	100	
		実績値	88	89	90				
施設入所支援	人 /月	見込値	45	46	46	49	50	50	
		実績値	48	49	48				
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	人日 /月	見込値	23	23	23	18	18	18
			実績値	21	0	0			
		人 /月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	0	0			
	自立訓練 (生活訓練)	人日 /月	見込値	198	197	155	135	100	82
			実績値	72	162	157			
		人 /月	見込値	9	9	7	8	6	5
			実績値	4	10	11			
	就労移行支援	人日 /月	見込値	21	21	21	126	133	138
			実績値	107	87	88			
		人 /月	見込値	1	1	1	8	8	9
			実績値	7	6	5			
	就労継続支援 (A型=雇用型)	人日 /月	見込値	428	428	434	413	420	427
			実績値	356	417	358			
		人 /月	見込値	23	23	23	21	21	21
			実績値	19	20	19			
	就労継続支援 (B型=非雇用型)	人日 /月	見込値	597	620	640	599	596	593
			実績値	642	612	574			
人 /月		見込値	32	33	34	39	40	41	
		実績値	38	37	38				
共同生活援助 (グループホーム)	人 /月	見込値	42	44	44	54	57	60	
		実績値	45	50	53				
自立生活援助	人 /月	見込値	0	1	1	0	1	1	
		実績値	0	0	0				
就労定着支援	人 /月	見込値	0	1	1	5	6	6	
		実績値	0	0	1				

※1) 実績値は年度末時点だが、令和2年度のみ9月の実績を掲載。

※2) 人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(3) 介護給付・訓練等の給付提供体制確保のための方策

障害のある方のニーズに合わせて、地域生活支援事業との併用も行いながらサービスの提供を行います。特別支援学校等への情報提供などサービスの周知に努めるとともに、在宅の障害のある方だけでなく病院を退院した障害のある方が地域で生活できるように、関係機関と連携しながら事業を推進していきます。

また、社会資源が不足していることから、近隣自治体とも情報交換を行いながら、サービス提供体制の確保に努めます。

4-2 相談支援事業

(1) 相談支援事業の概要

No.	サービス名	サービスの内容
1	計画相談支援	障害福祉サービスの利用に際し、支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行うサービスです。
2	地域移行支援	施設や病院に長期入所(入院)していた障害のある方が、地域での生活に移行するために必要な住居の確保や新生活の準備等について支援するサービスです。
3	地域定着支援	居宅で一人暮らししている障害のある方に対し、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行うサービスです。

(2) 相談支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1	計画相談支援	人 /月	見込値	30	30	30	48	49	50
			実績値	44	45	45			
2	地域移行支援	人 /月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	0	1	0			
3	地域定着支援	人 /月	見込値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			

※1)実績値は年度末時点だが、令和2年度のみ9月の実績を掲載。

(3) 相談支援事業の見込量確保のための方策

「計画相談支援」においては、全てのサービス利用者が利用できるよう、体制整備に努めます。また、事業所間の情報交換の場を持ち、質の確保に努めます。

「地域移行支援」においては、地域生活への移行推進に向けて、指定一般相談支援事業者を中心に、病院や施設関係者等と連携を図ります。

「地域定着支援」においては、現在サービスの利用実績がなく、今後も見込みはありませんが、利用希望があった場合には、指定一般相談支援事業者を中心とした関係機関との連携を図り、地域定着を推進します。また、自立生活援助(訓練棟給付)を活用し、地域移行後も継続して支援できる仕組みを検討していきます。

4-3 自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。対象者によって、育成医療、更生医療、精神通院医療があります。

今後もニーズに応じながら、適正に給付等を行います。

4-4 補装具

身体上の障害を補い、生活を行いやしくするための車椅子、装具、補聴器等の用具を給付するサービスです。

今後もニーズに応じながら、適正に給付等を行います。

4-5 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態等により効率的・効果的に実施する事業です。今後もサービス内容の周知に努めます。また、ニーズの把握に努め、予算を確保しながら、必要に応じて事業を実施していきます。

(1) 地域生活支援事業の概要 このほか、サービスを受けるためには要件があります。

No.	サービス名	サービスの内容
1	理解促進研修・啓発事業	障害のある方等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある方等の理解を深めるための研修・啓発を行います。
2	自発的活動支援事業	障害のある方等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障害のある方等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
3	相談支援事業	障害のある方やその家族などからの相談に無料で応じ、必要な情報提供や助言などを行います。 ＜事業の内訳＞ (1) 基幹相談支援センター等機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
4	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害または精神障害のある方に対し、成年後見制度の利用を支援します。
5	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図ります。
6	意思疎通支援事業	日常生活でコミュニケーションや情報の取得に関して支障のある聴覚、音声機能、言語機能の障害のある方に無料で手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
7	日常生活用具給付等事業	在宅で生活している障害のある方に、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付します。 ＜事業の内訳＞ 介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費) ＜用具の種類＞ 特殊寝台・入浴補助用具・特殊便器・ストマ用装具・頭部保護帽など
8	手話奉仕員養成研修事業	聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため意思疎通を図ることに障害のある方等に対して社会参加を支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を行います。
9	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方に、円滑に外出ができるように移動支援を行います。
10	地域活動支援センター	障害のある方に、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。
11	福祉ホーム	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援します。
12	日中一時支援	障害のある方の日中活動の場を提供し、介護している家族の一時的な休息の確保等に利用できます。(日常生活支援)
13	声の広報等発行	文字による情報の入手が困難な視覚障害のある方に、市広報誌を音声訳した声の広報「香美」を毎月発行します。(社会参加支援)
14	自動車運転免許取得・改造助成	身体障害や知的障害のある方の自動車運転免許の取得や、自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、住み慣れた地域社会の中で自立し、社会に参加できるよう援助します。(社会参加支援)
15	障害者虐待防止対策支援事業	障害のある方への虐待防止や虐待を受けた方に対する支援を図り、また、強度行動障害を有する方に対して適切な支援を行う職員の人材育成を行うことを目的として研修を実施します。

第4章 第6期香美市障害福祉計画・第2期香美市障害児福祉計画の内容

(2) 地域生活支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	無	有			
2	自発的活動支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	無	無	無
			実績値	無	無	無			
3	相談支援事業	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1			
4	成年後見制度利用支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有			
5	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	無	無	有
			実績値	無	無	無			
6	意思疎通支援事業	実人数／年	見込値	40	40	40	50	50	50
			実績値	27	40	40			

7 日常生活用具給付等事業

No.	サービス名	単位		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	介護・訓練支援用具	件／年	見込値	2	2	2	1	1	1
			実績値	0	0				
②	自立生活支援用具	件／年	見込値	2	2	2	2	2	2
			実績値	1	6				
③	在宅療養等支援用具	件／年	見込値	3	3	3	3	3	3
			実績値	6	2				
④	情報・意思疎通支援用具	件／年	見込値	6	6	6	6	6	6
			実績値	6	6				
⑤	排泄管理支援用具	件／年	見込値	780	790	800	860	870	880
			実績値	761	741	854			
⑥	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件／年	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1				

No.	事業名	単位		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
8	手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	見込値	実施	実施	実施	未実施	実施	実施
			実績値	実施	未実施	未実施			
9	移動支援事業	延時間／年	見込値	730	750	770	500	800	900
			実績値	937	724	130			
		実人数／年	見込値	12	14	16	12	14	16
			実績値	16	11	6			
10	地域活動支援センター	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1			
		実人数／年	見込値	30	30	30	28	30	32
			実績値	25	26	28			

※1)実績値は年度末時点だが、令和2年度のみ見込量を掲載。

第4章 第6期香美市障害福祉計画・第2期香美市障害児福祉計画の内容

No.	事業名	単位		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
11	福祉ホーム	月数／年	見込値				12	12	12
			実績値	10	12	12			
		実人数／年	見込値				1	1	1
			実績値	1	1	1			
12	日中一時支援	箇所	見込値	12	12	12	9	9	9
			実績値	12	12	12			
		実人数／年	見込値	6	7	7	5	5	5
			実績値	4	7	3			
13	声の広報等発行	実人数／年	見込値	4	4	4	3	4	5
			実績値	3	2	2			
14	自動車運転免許取得・改造助成	実人数／年	見込値	3	3	3	1	1	1
			実績値	2	0	0			
15	障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	見込値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	実施	実施	実施			

※1)実績値は年度末時点だが、令和2年度のみ見込量を掲載。

(3) 地域生活支援事業の提供体制確保のための方策

今後も、サービスの周知とニーズの把握に努め、予算を確保しながら、必要に応じて事業を実施していきます。

「相談支援事業」については、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めるとともに、職員の研修への参加等を促進し、さまざまな相談に対応できるようスキルアップを図ります。

「成年後見制度法人後見支援事業」については、成年後見制度利用者の動向を見据えつつ、事業については近隣自治体の状況を注視し、県からの助言を受けながら広域での実施も含め検討します。

「日常生活用具給付等事業」については、医療の高度化により、医療行為の必要な障害のある方が在宅生活を送ることが多くなってきていることから、今後も利用希望者の増加が予想されます。サービス内容を周知し、必要に応じて対応していきます。

「移動支援事業」については、委託料の見直しと手引きの作成を通じた周知に努めていきます。

「手話奉仕員養成研修事業」については、平成30年度に香南市と共催で「基礎編」を開催しました。平成31年度は、受講者のフォローアップとして手話教室を実施しました。令和3年度は、再度、香南市と共同で手話教室を開催し、令和4年度から令和5年度は香南市と共同で、「手話奉仕員養成研修事業」の「入門編」、「基礎編」を実施予定です。

「地域活動支援センター」については、障害のある方の社会参加の第一歩を踏み出す場として体制を整え、利用促進に努めます。令和3年度からの3年間では、課題となっている通所支援（送迎など）や就労に向けての取り組みを強化していきます。

「声の広報等発行」については、利用者の拡大に向けて周知をしていきます。

4-6 障害児通所支援

(1) 障害児通所支援の概要 このほか、サービスを受けるためには要件があります。

No.	サービス名	サービスの内容
1	児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
2	医療型児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。
3	放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
4	保育所等訪問支援	障害のある児童が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
5	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のある児童で外出することが困難な障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のための訓練等を行います。

(2) 障害児通所支援の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1	児童発達支援	人日 /月	見込値	36	36	33	38	35	32
			実績値	46	39	59			
		人 /月	見込値	11	11	11	10	9	9
			実績値	13	13	11			
2	医療型児童発達支援	人日 /月	見込値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
		人 /月	見込値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
3	放課後等デイサービス	人日 /月	見込値	368	414	450	458	453	448
			実績値	439	347	449			
		人 /月	見込値	52	54	54	37	39	39
			実績値	33	31	35			
4	保育所等訪問支援	人日 /月	見込値	2	2	2	36	40	43
			実績値	0	4	33			
		人 /月	見込値	2	2	2	23	25	27
			実績値	0	4	19			
5	居宅訪問型児童発達支援	人日 /月	見込値	0	1	1	0	0	0
			実績値	0	0	0			
		人 /月	見込値	0	1	1	0	0	0
			実績値	0	0	0			

※1) 実績値は年度末時点だが、令和2年度のみ9月の実績を掲載。

※2) 人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(3) 障害児通所支援の提供体制確保のための方策

「児童発達支援」及び「保育所等訪問支援」については、ニーズはあるが社会資源も少なく利用者数・利用量ともに横ばいになると考えられます。

「医療型児童発達支援」については、利用実績から利用を見込んでいませんが、利用希望があった場合にはサービス提供の確保に努めます。

「放課後等デイサービス」については、ニーズが高く、利用者・利用量の増加を見込んでいます。

「居宅訪問型児童発達支援」については、社会資源の整備が遅れることが予想されるため、利用が難しいと考えられます。

各サービスとも、サービス提供事業所や相談支援事業所との連携を図り、サービス見込み量の確保に努めるとともに、教育・保育等の関係機関との連携により、障害のある児童やその家族に対して、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した効果的な支援を提供するために必要な実施体制の整備に努めます。

4-7 障害児相談支援

(1) 障害児相談支援の概要

No.	サービス名	サービスの内容
1	障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。

(2) 障害児相談支援の見込量

No.	サービス名	単位	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1	障害児相談支援	人 /月	見込値	11	11	11	23	25	27
			実績値	20	20	24			

※1)実績値は年度末時点だが、令和2年度のみ9月の実績を掲載。

(3) 障害児相談支援の見込量確保のための方策

「障害児相談支援」については、年々利用者が増えており、今後も増えていくことが見込まれることから、今後もすべてのサービス利用者が利用できるように体制を整えます。また、事業所間の情報交換の場を持ち、質の確保に努めます。

(4) 発達障害(児)者に関する支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングを通じて、発達障害(児)者及びその家族等に対する支援体制を整備していきます。

第5章

計画の進行

第5章 計画の進行

第1節 計画の推進体制

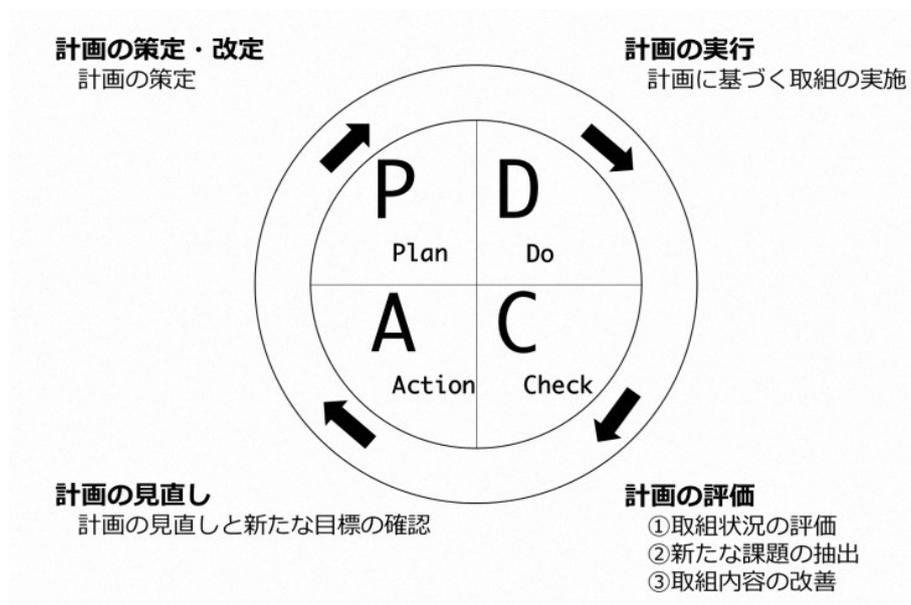
本計画については、広報誌・ホームページへの掲載等を通じて広く一般に周知します。

また、サービス提供事業所などの関係機関や民生委員等住民組織への周知にも努めます。

本計画は、行政だけですべての事業を実施していくことはできません。そのため、相談支援事業所やサービス提供事業所その他の関係機関や住民組織など行政外の関係機関や地域との連携を大切にしております。行政内部でも、保健・福祉・医療・教育、その他の関係部署と連携し、全庁的な体制で取り組んでいきます。

また、計画を推進するためには、香美市障害者自立支援協議会が機能的に動いていくことが重要と考えています。香美市では、情報の共有化や地域の関係機関によるネットワークの構築、社会資源の開発等を図るため、平成19年に香美市障害者自立支援協議会を設置しました。地域の現状や課題について、事例を通して現場レベルで共有する相談支援部会をはじめ、課題ごとに議論を深める専門部会や各部会で協議されたことを確認したり、地域の課題を情報共有・協議、施策提案等を行う全体会から構成されています。

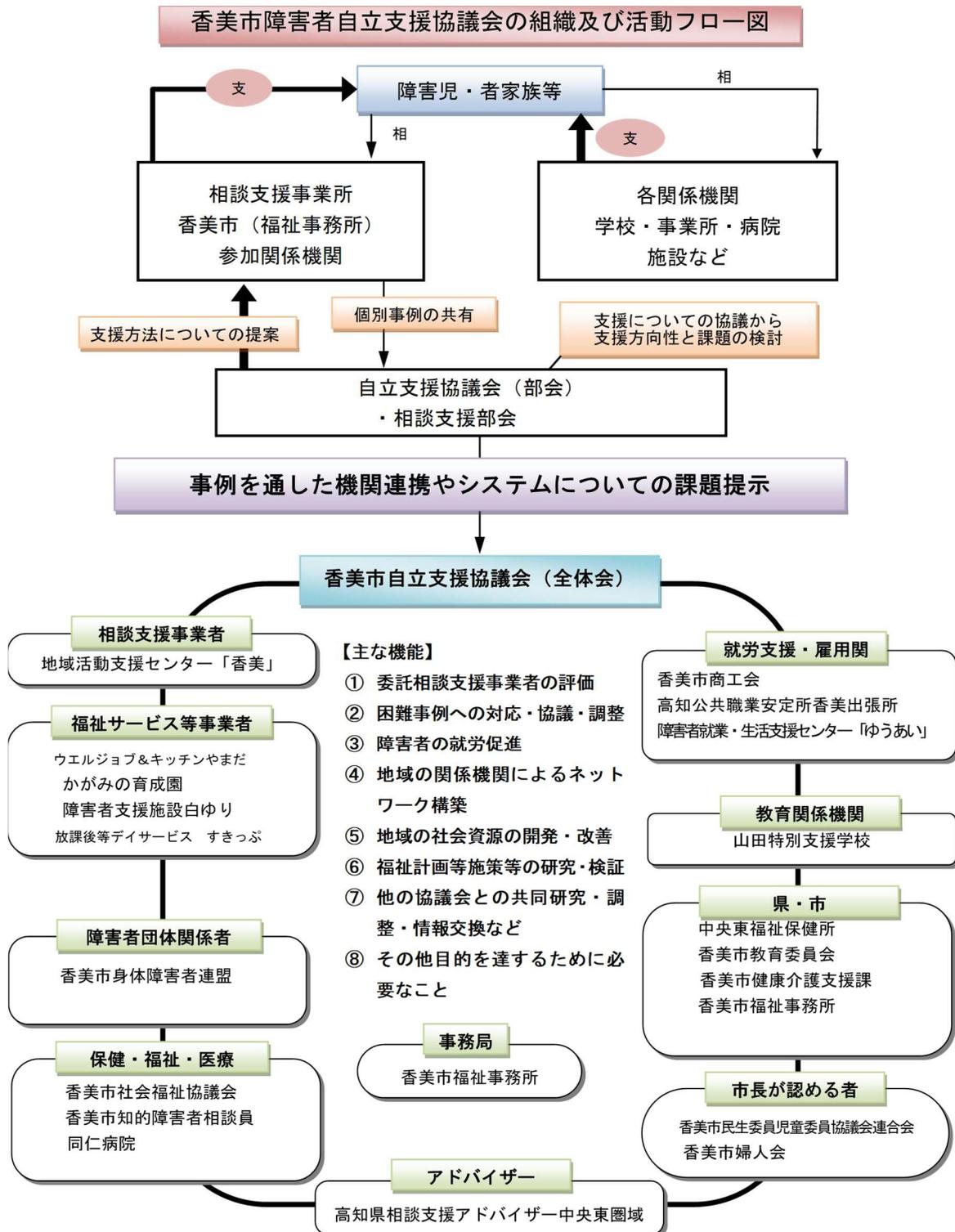
香美市では、計画の推進にあたり、PDCAサイクルに基づき、香美市自立支援協議会（全体会）で計画全体の進捗状況の確認、目標達成度の点検・評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。



第2節 計画の点検・評価

施策等を実施する市関係部局や関係団体に対し、毎年進捗状況を照会し、計画に基づく施策の実施状況の確認を行ったうえで、計画の達成状況の点検、評価について、香美市自立支援協議会（全体会）に報告します。

また、計画の達成状況の点検、評価に対する香美市障害者自立支援協議会（全体会）の意見を踏まえ、次年度以降の施策を展開します。



資料編

資料編

資料1 香美市障害者自立支援協議会

(1) 香美市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援することを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる機関（以下「関係機関等」という。）で組織する。

- (1) 委託相談支援事業所
- (2) 障害福祉サービス提供事業所
- (3) 障害児通所支援事業所(4) 障害児（者）団体等関係者(5) 保健、福祉及び医療関係機関
- (6) 就労支援及び雇用関係機関
- (7) 教育関係機関
- (8) 県及び市行政関係部署等
- (9) その他市長が必要と認める機関等

(構成等)

第4条 協議会は、全体会と専門部会で構成する。

2 全体会は、関係機関等の代表者（以下「全体会の委員」という。）で構成する。

3 全体会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期内に全体会の委員の交代があった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 全体会の委員は、再任することができる。

5 専門部会は、関係機関等の意見を踏まえ構成員を調整することとし、関係機関等の実務担当者（以下「専門部会の委員」という。）で構成する。

(全体会)

資料編

第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部会の設置や廃止、関係機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。

- 2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所社会福祉班が処理する。

(秘密の保持)

第8条 全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

この告示は、令和元年9月1日から施行する。

資料編

(2) 香美市障害者自立支援協議会委員名簿（令和2年4月時点）

所 属		職 名	氏 名
1	地域活動支援センター「香美」	管理者	岡本 圭美
2	ウエルジョブ&キッチンやまだ	管理者	尾崎 和美
3	かがみの育成園	園長	濱田 明
4	障害者支援施設 白ゆり	サービス管理責任者	西尾 悠平
5	放課後等デイサービス すきっぷ	代表社員	藤堂 雅世
6	香美市身体障害者連盟	会長	福島 富雄
7	香美市社会福祉協議会	会長	弘末 俊郎
8	香美市知的障害者相談員		秋友 英稔
9	同仁病院	相談員	横川 貴恵
10	香美市商工会	副会長	石川 祐一
11	高知公共職業安定所香美出張所	所長	氏原 博之
12	障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」	就業支援担当	高橋 佳宏
13	高知県立山田特別支援学校	副校長	松田 真一
14	高知県中央東福祉保健所	所長	武田 良二
15	香美市教育委員会	指導主任	岡崎 由佳
16	香美市健康介護支援課	課長	宗石 こずゑ
17	香美市福祉事務所	所長	中山 泰仁
18	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	山中 博通
19	香美市連合婦人会		吉本 悦子
	高知県相談支援アドバイザー		住友 芳美

(敬称略)

資料2 本計画策定の経緯（スケジュール）

(1) 策定の経過

令和2年

8月 5日	第1回香美市障害者自立支援協議会計画作成部会
8月26日	第1回香美市障害者自立支援協議会
9月 7日	第1回市町村ヒアリング
9月25日	第2回香美市障害者自立支援協議会計画作成部会
11月 9日	第2回市町村ヒアリング
12月10日	第3回香美市障害者自立支援協議会計画作成部会

令和3年

1月25日	第2回香美市障害者自立支援協議会
2月22日～3月12日	パブリックコメント

(2) 香美市障害者自立支援協議会計画作成部会委員名簿

機関名等		氏名
1	地域活動支援センター「香美」	畑中 功介
2	香美市身体障害者連盟	福島 富雄
3	香美市社会福祉協議会	中谷 大介
4	障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」	高橋 佳宏
5	高知県中央東福祉保健所	山崎 修子
7	香美市教育委員会	岡崎 由佳
8	香美市健康介護支援課	並川 智哉子
9	香美市福祉事務所	川淵 美香

資料3 第2次香美市障害者計画 部門別施策評価シート

No	基本目標	部門 (13部門)	施策の取組み状況 (H24～H29)	施策の課題 (H24～H29)	評価 (H24～29)
1	1 自立を支える福祉サービスをめざして	1-1 相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター「香美」へ相談業務の委託。 ・身体・知的障害者相談員による相談受付を実施。 ・香美市自立支援協議会において、啓発パンフレットの作成・配布。 ・虐待防止については、要保護児童について児童相談所と連携。障害者虐待防止センター、障害者虐待防止等連携協議会の設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の人材不足。専門性の強化。 ・身体・知的障害者相談員への相談がほぼない。人材不足。 ・地域課題の抽出や解決の困難。 ・虐待防止に向けて、保護者等への環境改善につながる具体的に適切な助言の検討及び共有。 	2. 概ね
2		1-2 障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター「香美」や香美市デイサービス等、自由に活動できる場の周知・活用。 ・日中一時支援事業の提供。 ・市職員の資質向上を図るため、研修の受講推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域に自立訓練、就労移行支援を行う事業所が少ない。 ・日中一時支援事業については、児童の対応ができる事業所が近隣に少ない。 ・社会資源が不足しているため、利用者の希望するサービス量の確保が難しいサービスもある。 ・適切な助言を行うためには、制度が複雑で広い知識が必要。 	2. 概ね
3	2 共につくる心豊かなまちをめざして	2-1 社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・香美市芸術祭文化展における障害者団体の福祉ブースの出展。 ・入館料の減免。 ・移動支援事業の実施。自動車改造や運転免許取得に要する経費の一部を助成し、障害のある方の活動範囲を拡大。 ・福祉タクシー利用券の交付による障害のある方の通院の支援。 ・広報香美の音訳版の無料配布。 ・手話奉仕員養成講座の開催。手話通訳者や要約筆記者の派遣。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション事業の実施が困難。 ・福祉タクシーは市外での利用要望があるが、財政的に厳しい。 ・障害者手帳取得時に、県発行の福祉のしおりを渡して説明しているが、既に渡している方への周知が難しい。 ・音訳版広報香美については利用者が少ない。 	2. 概ね
4		2-2 活動基盤の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの登録・幹事や手話サークルへの講師の派遣。NPO 法人による音声訳ボランティア養成講座や勉強会の開催支援。 ・香美市社会福祉協議会本所及び香北町福祉ボランティア協議会への市補助金の交付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体の構成メンバーの高齢化、減少に伴う会の弱体化。 ・自主グループ等の任意団体への施設利用料の減免が難しい。 ・手話奉仕員養成講座は内容が難しく、基礎課程まで修了できる方が少数の見込み。音声訳ボランティア養成講座は、受講生が少ない。 	2. 概ね
5		2-3 療育及び教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の必要な児童について、「香美市教育支援ファイル」を作成し、情報共有や支援が継続する体制を整備。 ・教育相談員派遣事業の実施。通常学級に在籍する発達障害のある児童等への巡回相談員派遣事業の実施。 ・加配保育士を配置し、安全に集団保育できるように保育士補助を雇用。研修会(ティーチャーズ・トレーニング等)への参加による保育職員の資質の向上。 ・児童相談所、福祉保健所、保健衛生部門、教育委員会等関係機関の連携強化。各保育園に特別支援保育コーディネーターを配置し、就学に向けて体制を整備。 ・児童・生徒の学習活動の支援するためのICT機器の計画的導入。 ・情報交換や研究協議を通じた資質の向上を図るため、特別支援教育学校コーディネーターを校務に位置づけた。また、コーディネーターを中心とした「個別の教育支援計画」の作成。 ・教育研究所定例会と教育支援センターで定例会を開催。体験入学に教育支援センター職員やスクールソーシャルワーカーの同行。アウトリーチ型(訪問型)のスクールカウンセラーを配置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害のある児童等については、中学校卒業後のつながりが難しい。 ・教育相談員派遣事業希望者の増加による順番待ちが発生している。また、より高い専門性が必要。 ・保育士や特別支援保育コーディネーター等の人材確保と職員の資質向上。 ・子どもの状況を共通理解するために、保護者への情報提供等の仕方を工夫。 ・児童・生徒の就学奨励についての、年度当初からの計画的な就学指導。低学年からの早期対応。 ・教育環境におけるネットワーク環境の充実や、特別支援学級の教室不足。教育相談室(カウンセリングルーム)の不足。 ・特別支援教育学校コーディネーターの力量差。 ・支援会議の増加による学校現場の多忙化。 	2. 概ね

資料編

No	基本目標	部門 (13 部門)	施策の取組み状況 (H24～H29)	施策の課題 (H24～H29)	評価 (H24～29)
6		2-4 啓発・広報の 推進	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害に関するパンフレットを作成し、市内小中学校の家庭に配布。広報香美や市ホームページにより、障害福祉について周知。人権広報「あけほ」へ障害のある方の人権に関する記事の掲載。 発達障害に関する地域の理解を進めるための啓発講座を開催。 障害のある方等の人権をテーマとした講演会・学習会の実施。 市立小中学校での人権学習の実施。 鏡野中学校とかがみの育成園との交流。 各学校での人権研修や PTA 研修等による人権教育の推進。 じんけんサークル「まごころ」での学生を対象とした各種人権教育。 市職員への福祉及び人権に関する研修の積極的な取り入れ。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報等に記事を掲載しているが、認知度は低い。 障害の地域理解が進むのには、地道で継続した活動が必要。 市としての具体的な障害に関する講座・講演会の実施計画がない。同様に、協同学習・ボランティア活動の推進と、市としての具体的な推進プログラムがない。 授業時間数不足による学校での人権研修の日程確保が難しい。 じんけんサークル「まごころ」における参加希望者の減少、他の活動や講座による福祉教育の充実が必要。 	2. 概ね
7	3 生涯を支える健康 づくり・医療をめざして	3-1 健康づくりの 推進	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診を毎月 1 回実施。 母子健康手帳交付時に全妊婦に面接し、ハイリスク妊婦の早期の状況把握や相談対応や、子育て世代包括支援センターでは助産師・保健師を配置。 全妊婦に助産師の電話相談での状況把握・保健指導の実施。 発達障害や発達遅延の疑いのある児童の観察及び保護者に対する個別相談を毎月 1 回実施。 保健師や管理栄養士等の訪問や来所及び電話での健康に関する相談。保健師による精神保健に関する相談。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援の必要な妊婦への他機関と連携した対応。 妊婦訪問による妊娠期の支援の充実。 医療機関の受診期間が長く、受診までの関わりや保育所等での療育的な支援。 健康に関する相談窓口の周知や、健康に無関心な方へのアプローチ。 精神保健に関する相談窓口の周知や精神障害のある方への支援の充実。 	2. 概ね
8		3-2 医療・障害の 軽減への支援	<ul style="list-style-type: none"> 難病の方等について、中央東福祉保健所と連携した保健師の訪問や健康相談の実施。 中学校卒業時の年齢までの子どもに対する医療費のうち、保険適用分を無料化。 	<ul style="list-style-type: none"> へき地医療の維持を含む、医療サービスの格差是正。 	2. 概ね
9	4 住みよさを支える 快適な環境をめざして	4-1 住居の確保・ 改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の身体障害のある方を対象とした住宅の改修・改造に要する費用の一部助成。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の改修・改造に要する費用の一部助成は、制度の周知が難しい。 入所施設・グループホームは、人材不足により新設が難しい。 	1. 不十分
10		4-2 生活環境のユニ バーサルデザイン化 の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公園の手すりの新設・改修、スロープ・身体障害者用トイレの新設。 新路線のバリアフリー化。 	<ul style="list-style-type: none"> 泰山公園は供用開始から 12 年が経過し、木柵手摺等が老朽化。 既設路線については、維持管理に費用を要し、バリアフリー化が進んでいない。 	2. 概ね
11		4-3 安全な環境の 確保	<ul style="list-style-type: none"> 山田養護学校や障害者施設における交通安全教室の実施。 駅駐輪場には、はみ出しの注意喚起看板の設置や整理員の配置。 災害時避難行動要支援者の避難体制の整備のため、名簿を避難支援関係者に提供し、情報共有。 福祉避難所を 4 施設、広域福祉避難所 6 施設の指定・確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室では受講者に応じた指導方法の確立が必要。 駐輪場では整理員の配置していない時間帯での利用者のモラル。 	1. 不十分
12	5 生活を支える経済 的基盤・就労の確保 をめざして	5-1 制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> 年金制度・各種手当制度・税制度について、市広報誌や市ホームページ等により周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 周知は行っているものの、年金制度・各種手当制度・税制度に関する認知が不十分。 	2. 概ね
13		5-2 就労への支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センターにおける関係機関との連携や、障害のある方の多様なニーズに沿った柔軟な事業の実施・充実。 特別支援学校の進路相談会への参加。 低所得の方や障害のある方の属する世帯に対する生活福祉資金の貸付。 	<ul style="list-style-type: none"> 就労継続支援における関係機関やサービス事業所との連携強化や、個々に応じた就労支援。 企業における障害のある方への指導人員の確保や、即戦力としての雇用を求める企業が多い。 	2. 概ね

※) 各基本目標の部門ごとの「施策の取組み状況」及び「施策の課題」について、計画期間内での取組実績と成果（施策がもれなく取り組まれているか）を踏まえ、4 区分（十分・概ね・不十分・未実施）で評価を行いました。

資料4 香美市福祉避難所一覧

施設種別	施設名	住 所 電話番号	受入予定人数		
				内、 要配慮者	内、 介助者
障害者施設	かがみの育成園※	香美市土佐山田町楠目 3660 0887-53-2174	20	10	10
障害者施設	障害者支援 白ゆり※	香美市土佐山田町山田 1192-1 0887-52-4131	34	17	17
障害者施設	ワークセンター第二 白ゆり※	香美市土佐山田町山田 1189-1 0887-57-0358	24	16	8
特別支援学校	県立山田特別支 援 学校※	香美市土佐山田町山田 1361 0887-52-2195、0887-54-2233	100	50	50
高齢者施設	養護老人ホーム白 寿荘	香美市香北町永野 2100 0887-59-2287	10	5	5
高齢者施設	特別養護老人 ホーム白寿荘	香美市香北町永野 2152 0887-59-2287	10	5	5
高齢者施設	特定施設入所者 生活介護事業所 ケアハウス好日館	香美市土佐山田町 550-6 0887-52-3353	10	5	5
高齢者施設	特別養護老人ホー ム ウエルプラザやま だ荘	香美市土佐山田町 550-2 0887-52-2122	10	5	5
障害者施設	ウイッシュ かがみの※	南国市陣山 531 0887-53-2174	60		
障害者施設	南海学園※	南国市大埴 2288 088-864-2221	30		

※は広域福祉避難所

資料5 香美市内の障害者施設整備状況（令和3年4月1日現在）

土佐山田町内



香北町内



物部町内

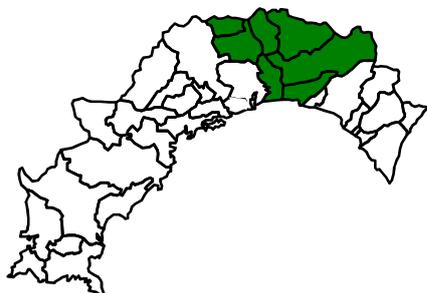


凡 例	
種 別	主たる対象者
	身体 知的 精神 障害児
指定相談支援事業所	☿ ☿ ☿ ☿ ☿
居宅介護	○ ○ ○ ○ ○
重度訪問介護	△ △ △ △ △
同行援護	□ □ □ □ □
行動援護	+ + + + +
短期入所	☆ ☆ ☆ ☆ ☆
障害者支援施設	△ △ △ △ △
生活介護	◎ ◎ ◎ ◎ ◎
就労継続支援A型	★ ★ ★ ★ ★
就労継続支援B型	▲ ▲ ▲ ▲ ▲
就労移行支援	◆ ◆ ◆ ◆ ◆
就労定着支援	◇ ◇ ◇ ◇ ◇
グループホーム	■ ■ ■ ■ ■
放課後等デイサービス	● ● ● ● ●
保育所等訪問	☒ ☒ ☒ ☒ ☒
地域活動支援センター	⊕ ⊕ ⊕ ⊕ ⊕
障害者相談支援事業	☿ ☿ ☿ ☿ ☿

資料6 第5期高知県障害福祉計画 中央東圏域

中央東圏域

南 国 市 香 南 市
香 美 市 本 山 町
大 豊 町 土 佐 町
大 川 村



◆ 圏域内の障害のある人の状況（H29.3.31 現在）

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	118,970		40,718	34.2%
身体障害者手帳所持者	7,640	6.43%	6,104	79.9%
療育手帳所持者	1,038	0.81%	126	12.1%
精神障害者 保健福祉手帳所持者	706	0.59%	146	20.7%
(参考) 自立支援医療(精神通院)受給者証所持者 1,667 人				

※ 人口は、H29.3.1 現在（高知県人口推計調査より）

1 現状等

(1) 圏域の現状と課題

- 平野部にある3市と中山間地域に位置する嶺北4町村では、利用者数やサービスの供給体制などに大きな差が見られます。
- 南国、香南、香美の3市では、サービス事業所が比較的多い一方、新規サービス事業所の開設があまり進まず、新たな利用者を受け入れることが困難な状況も見られます。そのため、高齢者支援などを行う他分野との連携も重要となっています。また、就労支援事業所では、利用者の障害特性の多様化や高齢化への対応が課題となっています。

嶺北地域は、通所サービス、訪問系サービスともに事業所が限られており、また移動手段の確保も難しい状況があります。そのため、身近なところでサービスが受けられるよう、新たな事業所の整備や介護保険施設・事業所の基準該当事業所としての利用、通所手段の確保など、サービスの提供体制の確保が課題となっています。
- 就労支援については、特別支援学校（高等部）や市町村、就労支援機関等とが連携をとり進めています。就労先の選定や職場定着に向けては、教育や労働関係分野との情報共有と支援の連携体制の構築が今後の課題となっています。
- 他の圏域と比べてグループホームの整備が進んでいますが、体験利用等のニーズや、増加している新規の利用ニーズ等への対応が困難な状況にあります。今後も、新たに利用を希望する人が見込まれることから、事業所等と連携しながら、更に整備を進めていく必要があります。
- 特別支援学校等の卒業進路選択等にともない、重度の障害のある人の受け入れ先を確保することが困難なケースが見られます。その背景には、事業所側のサービス受入体制や支援者等の人材確保と育成が課題となっていることが考えられます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスの利用ニーズは増えてきていますが、圏域内では事業所のほとんどが南国市に集中し、香南・香美の2市については圏域内では利用ニーズが充足できていません。また、中山間の嶺北地域では事業所がありません。

今後も、新たに利用を希望する人が見込まれることから、地元での事業所整備等を進めていく必要があります。
- 市町村の乳幼児健診を活用した早期発見や早期支援の取組が進みつつある一方、保健・福祉・教育の各機関が連携した切れ目のない支援体制の充実が課題となっています。

資料編

(2) 圏域内の指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【平成29年7月31日現在】



(3) 圏域内の在宅生活等への移行等の目標

① 福祉施設入所者の在宅生活等への移行

項目	目標値	備考
【目標値】 在宅生活等への移行者数	6人	第4期計画の目標値:13人 平成29年7月末時点の実績:1人
【目標値】 平成32年度末入所者数	205人	第4期計画の目標値:215人 28年度末時点の実績:205人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	目標値	備考
【目標値】 平成32年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	10人	第3期計画の目標値:13人 平成28年度の実績:10人

③ 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値	備考
【目標値】 平成32年度までに整備する地域生活支援拠点等の数	1ヶ所	

(4) 障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	27年度 (28年3月)	28年度 (29年3月)	29年度 (29年7月)	30年度 見込量	31年度 見込量	32年度 見込量
居宅介護、重度訪問 介護、行動援護、同 行援護	1,606 時間/月	1,526 時間/月	1,435 時間/月	3,387 時間/月	3,477 時間/月	3,523 時間/月
	105人	101人	104人	131人	137人	141人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	27年度 (28年3月)	28年度 (29年3月)	29年度 (29年7月)	30年度 見込量	31年度 見込量	32年度 見込量
生活介護	6,924 人日/月	6,882 人日/月	6,472 人日/月	7,138 人日/月	7,274 人日/月	7,413 人日/月
	330人	331人	332人	347人	353人	359人
自立訓練 (機能訓練)	153 人日/月	161 人日/月	76 人日/月	91 人日/月	69 人日/月	46 人日/月
	8人	8人	4人	4人	3人	2人
自立訓練 (生活訓練)	391 人日/月	331 人日/月	313 人日/月	356 人日/月	321 人日/月	275 人日/月
	23人	17人	16人	20人	17人	15人
就労移行支援	193 人日/月	185 人日/月	245 人日/月	308 人日/月	315 人日/月	301 人日/月
	10人	12人	13人	18人	19人	16人
就労継続支援 (A型)	1,725 人日/月	1,546 人日/月	1,350 人日/月	1,342 人日/月	1,411 人日/月	1,509 人日/月
	84人	77人	70人	70人	73人	77人
サービス種別	利用実績			利用見込		
	27年度 (28年3月)	28年度 (29年3月)	29年度 (29年7月)	30年度 見込量	31年度 見込量	32年度 見込量
就労継続支援 (B型)	4,914 人日/月	5,097 人日/月	4,731 人日/月	5,019 人日/月	5,191 人日/月	5,363 人日/月
	261人	266人	259人	269人	2275人	284人
就労定着支援				4人	6人	6人
療養介護	47人	46人	50人	50人	50人	50人
短期入所	263 人日/月	293 人日/月	327 人日/月	402 人日/月	428 人日/月	448 人日/月
	38人	45人	48人	71人	77人	80人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

資料編

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	27年度 (28年3月)	28年度 (29年3月)	29年度 (29年7月)	30年度 見込量	31年度 見込量	32年度 見込量
自立生活援助				1人	3人	3人
共同生活援助	174人	180人	176人	183人	187人	191人
施設入所支援	210人	206人	202人	204人	207人	205人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	27年度 (28年3月)	28年度 (29年3月)	29年度 (29年7月)	30年度 見込量	31年度 見込量	32年度 見込量
計画相談支援	201人/月	195人/月	124人/月	239人/月	243人/月	248人/月
地域移行支援	－人/月	－人/月	1人/月	1人/月	2人/月	1人/月
地域定着支援	－人/月	－人/月	－人/月	－人/月	－人/月	1人/月

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

⑤ 障害児通所支援等

サービス種別	利用実績			利用見込		
	27年度 (28年3月)	28年度 (29年3月)	29年度 (29年7月)	30年度 見込量	31年度 見込量	32年度 見込量
児童発達支援	212 人日/月	195 人日/月	210 人日/月	287 人日/月	288 人日/月	303 人日/月
	57人	48人	45人	55人	60人	67人
医療型 児童発達支援	3 人日/月	8 人日/月	8 人日/月	12 人日/月	9 人日/月	5 人日/月
	1人	2人	2人	3人	2人	1人
放課後等 デイサービス	750 人日/月	1,117 人日/月	1,227 人日/月	1,777 人日/月	2,086 人日/月	2,254 人日/月
	70人	97人	108人	207人	232人	246人
保育所等 訪問支援	4 人日/月	5 人日/月	8 人日/月	22 人日/月	35 人日/月	53 人日/月
	4人	5人	8人	19人	25人	35人
居宅訪問型 児童発達支援				— 人日/月	13 人日/月	15 人日/月
				—人	3人	4人
障害児相談支援	45人	54人	37人	47人	52人	54人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

2 必要なサービスの供給体制の整備

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	圏域内定員 (29年7月末現在)	項目	30年度	31年度	32年度
生活介護	531人	圏域内事業所利用見込者数	544人	550人	555人
		整備が必要と見込まれる数	13人	6人	5人
		整備が必要と見込まれる事業所数	1ヶ所	—	1ヶ所
自立訓練 (機能訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる数	(4人)	(3人)	(2人)
		整備が必要と見込まれる事業所数	(1ヶ所)	—	—
自立訓練 (生活訓練)	14人	圏域内事業所利用見込者数	12人	13人	15人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	1人
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
就労移行支援	12人	圏域内事業所利用見込者数	17人	20人	15人
		整備が必要と見込まれる数	5人	3人	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	1ヶ所	—	—
就労継続支援 (A型)	120人	圏域内事業所利用見込者数	103人	108人	111人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
就労継続支援 (B型)	293人	圏域内事業所利用見込者数	268人	275人	284人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
短期入所	10ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	83人	89人	92人
		整備が必要と見込まれる数	(83人)	(89人)	(92人)

※「整備が必要と見込まれる数」の()は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス種別	圏域内定員 (29年7月末現在)	項目	30年度	31年度	32年度
共同生活援助	231人	圏域内事業所利用見込者数	247人	251人	255人
		整備が必要と見込まれる数	16人	4人	4人
		整備が必要と見込まれる事業所数	4ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

(3) 障害児通所支援等

サービス種別	圏域内定員 (29年7月末現在)	項目	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	25人	圏域内事業所利用見込者数(A)	70人	61人	50人
		1日あたりの利用見込者数 (週2回利用)A×2/5日	28人	24人	20人
		整備が必要と見込まれる数	3人	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	1ヶ所	—	—
放課後等 デイサービス	55人	圏域内事業所利用見込者数(A)	165人	189人	201人
		1日あたりの利用見込者数 (週2回利用)A×3/5日	99人	113人	121人
		整備が必要と見込まれる数	44人	14人	8人
		整備が必要と見込まれる事業所数	5ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

3 今後の取組み

(1) サービス提供体制の充実

- 障害特性の多様化や重度化、高齢化などにより増加が見込まれる訪問系サービスのほか、短期入所やグループホームについては、圏域内でサービスが受けられるよう、利用者のニーズや利用量等を把握し、市町村と事業所の連携を図りながらサービスの充実に取り組んでいきます。
一方でサービス利用に至らない障害のある人も少なからずみられます。そのため各市町村では障害のある人の集いの場や個別支援のあり方について検討を開始しています。今後は市町村による地域の居場所づくり等の整備を支援します。
- 就労支援事業所や障害者就業・生活支援センターが、市町村や障害者職業センター、公共職業安定所等と連携しながら、企業実習先の開拓と職場実習の実施を進められるよう支援します。
- 嶺北地域では、身近なところでサービスが受けられるよう、事業所への通所手段の確保支援、介護保険施設・事業所の基準該当事業所としての利用や他分野等と連携、あったかふれあいセンター事業の利用等を促進するなどして、サービスの提供体制を確保します。
- 障害児通所支援については、児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用ニーズを充足するために、保育所や学校、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業所等と市町村との連携を進めるとともに、サービス提供体制の整備への支援や支援者の資質向上を推進します。
- 重度の障害があっても、できるだけ身近な場所でサービスを受けられるよう、市町村や各関係事業所と連携しつつ、サービス提供体制や人材確保の対策を支援します。

(2) 住まいの場の確保

- 今後、グループホームの利用者が更に増加すると見込まれることから、市町村とともに、事業所等への働きかけや施設整備の補助制度などを活用して、グループホームの整備を進めます。

(3) 地域における支援体制の充実

- 嶺北地域は、各町村がそれぞれ個別課題に取り組むとともに、4町村共同設置の自立支援協議会で広域の共通課題を検討、推進します。
- 南国、香南、香美の3市は、それぞれの自立支援協議会で個別課題に取り組むとともに、市町村が協同で行う連絡会等において、一市では解決できない共通課題の解決に向けた協議検討を進めていきます。
- 市町村による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、精神科医療機関と各市町村保健福祉分野の関係者と連携し、障害者の地域生活に必要な支援の整備に向けた協議検討を行います。
- 市町村による地域生活支援拠点等の設置等のサービスの提供体制の整備に向けて、利用者のニーズや利用量等の把握や、各市町村や事業所、医療機関などとの連携等を通じて、既存の市町村自立支援協議会等を活用した協議の場づくりを支援します。
- 障害のある子どもやその保護者の多様化するニーズを踏まえ、保育所等訪問支援の実施や児童発達支援センターの機能強化等について検討し、市町村によるサービス供給体制整備に向けて支援します。

資料7 用語解説

あ行

一般就労

福祉施設等での就労ではなく、一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業などによる就労のこと。

医療的ケア

たんの吸引や胃ろうによる経管栄養をはじめ、医師や看護師等による医療的な世話のこと。

インクルージョン

「社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う」という考え方であり、平成12年に厚生省（当時）がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」にその推進を提言している。また、わが国が批准した障害者権利条約の原則の一つとしてあげられている。

NPO

NonProfitOrganizationの略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、住民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない住民活動団体という意味で用いられる場合が多い。1998（平成10）年12月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

か行

緊急通報システム

居宅で緊急を要する事態に陥ったときに、簡単な操作で消防庁等へ通報できるシステムである。ひとり暮らしの重度の身体障害のある方等や、ひとり暮らし等の高齢の方の世帯に端末機を設置する。

ケアマネジメント

厚生労働省の障害者ケアガイドラインでは、「障害者の地域における生活を支援するために、希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法」としている。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害のある方などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

高次脳機能障害

病気や外傷などの原因により脳が損傷され、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障害をきたす病態をいう（先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性の変性疾患によるものは除外）。

外見上は障害が目立たず、周囲の人から理解されにくく、本人も自分の障害を認識することが難しい特徴がある。

コミュニケーション支援

音声言語による意思の疎通が難しい障害のある方や神経難病の方、高齢の方に対して、手話通訳・要約筆記、電子機器やその技術を通してコミュニケーションの支援を行う。

合理的配慮

障害者差別解消法では、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為が禁止されている。また、障害のある方から何らかの配慮を求め意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行うことが求められている。この合理的配慮とは、個別のケースで内容・方法が異なるが、典型的な例としては、車イスの方が乗り物に乗るときに手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することがあげられる。

さ行

児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設で、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて医療の提供を行う「医療型」がある。

児童福祉法

昭和22年12月に施行された児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律。障害のある児童への支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るため、「居宅訪問による児童発達支援を提供するサービスの創設」、「保育所等訪問支援の支援対象の拡大」、「医療的ケアを要する障害児に対する支援」、「障害児のサービス提供体制の計画的な構築」など、法律の一部改正が行われ、平成30年4月1日から施行される。

社会的障壁

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指す。例えば、①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、②制度（利用しにくい制度など）、③慣行（障害のある方の存在を意識していない習慣、文化など）、④観念（障害のある方への偏見など）などがあげられる。

障害者基本法

障害のある方の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律のこと。

障害者権利条約

障害のある方の固有の尊厳、個人の自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害のある方に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締結国が取ることを規定している。日本は、平成19年9月にこの条約に署名し、国内法の整備を経て、平成26年1月に批准した。

障害者差別解消法

改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害のある方に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を定めた法律であり、平成28年4月に施行した。

障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害のある方に対し、雇用・保健・福祉・教育などの関係機関との連携の拠点となっており、併設施設での基礎訓練の実施や事業主などによる職業準備訓練のあっせんなどの就業支援及び就業に伴う生活に関する指導・助言などの生活支援を実施する公益法人、社会福祉法人などをいう。

香美市障害者自立支援協議会

地域における障害のある方等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害のある方等への支援体制の整備を図ることを目的として香美市が設置する機関。

障害者総合支援法

正式名称は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。平成 17 年に障害者自立支援法として成立し、平成 24 年の改正により名称も変更された。障害のある方及び障害のある児童が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うこと等を目的とする。

障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害のある方の心身の状態を総合的に示す区分であり、市町村がサービスの種類や提供する量を決定する場合に勘案すべき事項の一つ。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果をもとに、審査会によって区分 1 から区分 6 の判定が行われる。

障害児福祉手当

障害の重い方で、日常生活において常時介護を必要とする在宅の 20 歳未満の方に支給される。
月額 14,580 円（平成 29 年 4 月現在）。

しらさぎ会

香美市デイサービスで精神障害のある方の集い。香美市物部町の奥物部ふれあいプラザで 2 月に 1 回実施しており、地域で暮らす障害のある方の交流の場。

自立支援医療

障害のある児童のための「育成医療」、身体障害のある方のための「更生医療」および精神障害のある方のための「精神通院医療」の総称で、公費によって医療費の補助を受けることができる制度のこと。

心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者が亡くなったとき、または重度障害状態に該当されたと認められたときから、障害のある方に終身にわたり一定額の年金を支払う制度を指す。

身体障害者手帳

身体に一定の障害のある方が、福祉サービスを受けるために必要な手帳で、身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚または平衡機能の障害、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害、がある方であって、都道府県知事または指定都市・中核市の市長が交付する。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方の自立と社会参加を援助するもの。一定の精神障害の状態にある方が各種の福祉サービスを受けやすくするために創設された。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

た行

地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

地域生活支援拠点等の整備

障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談支援、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

地域生活支援事業

障害のある方が地域で自立生活を進めるにあたって、障害者総合支援法に基づき、介護給付や訓練等給付などによるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市及び県が主体となって取り組む様々な事業の総称で、必須事業と任意事業がある。

地域福祉計画

地域福祉の推進に関する事項（1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進、2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、3. 地域福祉に関する活動への住民参加の促進）を一体的に定めた計画。

地域包括ケアシステム

だれもが住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするため、介護予防、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携・協力して、住民のニーズに応じて一体的・体系的に切れ目なく提供するしくみ。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

特別児童扶養手当

障害のある20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として、その児童の保護者に対して支給される手当をいう。1級の月額51,450円、2級の月額34,270円（平成29年4月現在）。

特別障害者手当

著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅障害者に支給される手当をいう。月額26,810円（平成29年4月現在）。

な行

内部障害

身体障害者福祉法に定められた身体障害のうち、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害の7つの障害の総称。

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。障害者総合支援法では、法の対象となる「障害者」として358疾病（平成29年4月1日現在）を指定している。「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、医療費の公費負担の対象となる指定難病として330疾病（平成29年4月1日現在）を指定している。

日中サービス支援型指定共同生活援助

共同生活援助サービスのうち、重度の障害者等に対して常時の支援体制が確保されているもの。

日常生活用具

日常生活上の便宜を図るための用具で、以下の6種類の用具がある。

- ①介護・訓練支援用具：特殊寝台や特殊マットなどの障害のある方の身体介護を支援する用具。
- ②自立生活支援用具：入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障害のある方の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
- ③在宅療養等支援用具：電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障害のある方の在宅療養などを支援する用具。
- ④情報・意思疎通支援用具：点字器や人工喉頭などの障害のある方の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。
- ⑤排せつ管理支援用具：ストマ用装具などの障害のある方の排せつ管理を支援する衛生用品。
- ⑥居宅生活動作補助用具：障害のある方の居宅生活動作などを円滑にするための住宅改修など。

ノーマライゼーション

障害のある方や高齢の方など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

は行

発達障害

発達障害者支援法においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義されている。

バリアフリー

「障害のある方が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリーFree）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いられる。

ピアサポート（PeerSupport）

ピア（peer）は「仲間、対等」、サポート（support）は「援助」を意味することばで、ピアサポートとは一般的に「同じ問題や環境を体験する人が、対等な関係性の仲間で支えあうこと」といった意味で用いられる。障害福祉分野だけでなく、保育や学校教育、医療といった分野においても用いられている。相談を主にしたものをピアカウンセリング、傾聴を主にしたものをピアリスニングという。

福祉避難所

生活に支障がある方を対象に、特別な配慮がなされた避難所。

ぷちカフェ・アトリエ

香美市デイサービスで障害のある方とボランティアの集い。地域で暮らす障害のある方に活動交流の場を提供するとともに、ボランティアの養成に努め、障害のある方が暮らしやすい環境づくりを目指し、見守り等の活動を行っている。本事業は、平成30年度をもって終了となっています。

法定雇用率

民間企業・国・都道府県・市町村が、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」によって、障害のある方を雇用しなければならない割合を指す。

補装具

身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車イスなどの器具をいう。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障害の有無にかかわらず、すべての方が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方。

要約筆記

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害のある方に伝達する方法。一般的には、話の内容を書き取り、スクリーンに投影する方法が多く用いられているが、近年ではパソコンで入力した内容をビデオプロジェクターから投影するなど、新たな方法も用いられている。通常、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得した要約筆記者が行う。

ら行

ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいう。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死などそれぞれの段階に応じた節目となる出来事を経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがある。

療育

障害のある児童が、社会的に自立することを目的として行われる医療と治療教育のこと。

療育手帳

知的障害のある方が福祉サービスを受けやすくするための手帳。

第3次香美市障害者計画
第6期香美市障害福祉計画
第2期香美市障害児福祉計画

発行日：令和3年3月

発行：高知県香美市

編集：香美市福祉事務所

〒782-8501

高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

電話：0887-53-3117

FAX：0887-53-1094

ホームページ：<http://www.city.kami.kochi.jp/>